

《資料編》

I 審理手続の運用実態に関するアンケート

新たな行政不服審査制度の改正点の1つである審理員制度の運用実態を把握するため、国の行政機関、全都道府県、市区町村、全一部事務組合等に対して、アンケート調査を実施した。調査の概要は以下のとおりである。

【調査の概要】

調査対象：国の行政機関（25 機関）、全都道府県（47 団体）、市区町村（1,741 団体）、全一部事務組合等（1,668 団体）

調査対象となった国の行政機関は以下のとおり
 会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制委員会、防衛省

調査実施期間：平成 28 年 12 月末時点（平成 29 年 1 月 31 日～同年 3 月 12 日回答到着分）

調査実施方法：国の行政機関→総務省行政管理局行政手続室より電子メールにて依頼
 都道府県・市区町村→調査・照会システムにて依頼
 一部事務組合等→総務省行政管理局行政手続室より都道府県を通じて依頼

回収・取りまとめ：（一財）行政管理研究センター

【アンケート回収数】

	回収数	回収率(%)	調査対象数
国の行政機関	25	100	25
都道府県	47	100	47
市区町村	1,404	81	1,741
一部事務組合等	945	57	1,668

【市区町村人口別回答数（人以上～人未満/件）】

～ 1千	1千 ～ 3千	3千 ～ 5千	5千 ～ 1万	1万 ～ 3万	3万 ～ 5万	5万 ～ 10万	10万 ～ 20万	20万 ～ 30万	30万 ～ 50万	50万 ～
28	67	84	164	339	210	233	147	42	45	24

（注）市区町村のうち、政令市については全団体から回答を得ている。

●アンケート依頼状

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 31 日

各府省行政不服審査法等担当者 殿
各都道府県行政不服審査法等担当者 殿
各指定都市行政不服審査法等担当者 殿
各市区町村行政不服審査法等担当者 殿
各一部事務組合・広域連合行政不服審査法等担当者 殿

総務省行政管理局行政手続室
(一財) 行政管理研究センター

「審理手続の運用実態に係るアンケート」への御協力をお願い

平素から、行政不服審査制度関係業務につきまして御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今年度、総務省では、平成 28 年 4 月 1 日に施行した行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の円滑な運用に資することを目的に、「新たな行政不服審査制度の運用に関する調査研究」を実施することになり、その調査研究について「一般財団法人 行政管理研究センター」に委託して実施することといたしました。

上記調査研究の一環として、同法の具体的な運用実態（主に審理手続の運用実態）などを把握いたしたく、下記のとおり、アンケートを実施いたしますので、何卒御協力をお願い申し上げます。なお、アンケート結果については、御協力いただいた関係行政機関等に情報共有いたしますことを申し添えます。

各都道府県、政令指定都市、市区町村におかれましては、本アンケートの詳細及び回答フォーマットを「地域の元気創造プラットフォーム」における「調査・照会システム」に掲載いたしますので、同システム上のフォーマットを御利用の上、御回答ください。

記

- (1) 調査対象団体：国、都道府県、政令指定都市、市区町村、一部事務組合及び広域連合
- (2) 調査時点：平成 28 年 12 月末現在
- (3) 回答期限：平成 29 年 2 月 21 日（火）17:00【厳守】
- (4) 回答方法：
＜国、一部事務組合及び広域連合＞
依頼メールに添付のエクセルファイルに御記入のうえ、以下の両アドレスに送付してください。
 - ・総務省行政管理局行政手続室 gyousei-tetsuzuki@soumu.go.jp
 - ・(一財) 行政管理研究センター shinsa@iam.or.jp＜都道府県、政令指定都市、市区町村＞

「地域の元気創造プラットフォーム」における「調査・照会システム」で回答してください。(本アンケートについて、各都道府県において、管内の市区町村等の回答を取りまとめていただく必要はございません。)

○「地域の元気創造プラットフォーム」

<http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/index.html>

→「調査・照会システム」

https://www.gservice.cloudjp.net/micis/eAccess/FD_Ninsho/common/login.jsp

※「調査・照会システム」の使用法に関する質問等はヘルプデスク(問合せ先:050-3450-5637)にお願いします。

(5) 留意事項:

- ・回答者情報(「I. 回答者について」)は全項目を必ず入力してください。
- ・本アンケートの内容に関する問い合わせは、総務省までご連絡ください
- ・本アンケートの結果については、取りまとめ後、団体名も含めて各団体に情報共有することを予定しております。
- ・「調査・照会システム」に掲載する際には、本システムの「行政手続担当」として登録いただいた方に御連絡のメールが自動送信されることとなっておりますので、御承知おきください。「行政手続担当」への登録によっては、複数の担当の方に御連絡メールが届く場合がありますが、その場合であっても、貴団体として一葉で御回答ください。
- ・貴団体の端末がLGWAN回線に接続されていない場合は「調査・照会システム」を御利用できませんので、その場合は、添付エクセルファイルに御記入のうえ、下記「本件連絡先」アドレス(gyousei-tetsuzuki@soumu.go.jp及びshinsa@iam.or.jp)に送付してください。

<本件連絡先>

【総務省行政管理局行政手続室】

※本件内容に関する問い合わせは総務省までご連絡ください。

高田、石川、瀧本

T E L : 03-5253-5349

E-mail : gyousei-tetsuzuki@soumu.go.jp

【一般財団法人 行政管理研究センター】

※平成28年度調査研究請負業者

武藤、西村

T E L : 03-5969-8211

E-mail : shinsa@iam.or.jp

● アンケート調査票

審理手続の運用実態に係るアンケート

本アンケートは、平成28年4月1日に行政不服審査法(平成28年法律第68号)が施行されたことを受け、同法の運用状況のうち、主に審理手続の運用実態を把握するために行うものです。御協力くださいますようお願いいたします(水色のセルに入力ください。)
 回答に当たっては、必要に応じて、審理員又は審理員候補者からのヒアリングを行っていただければ幸いです。
 平成28年12月末の時点の状態で御回答ください。
 未回答の箇所については問部分が黄色に、記入内容に誤りがある場合は問部分が赤色になります。
 審査請求の実績がない団体におきましても最後まで御確認いただき、可能な範囲で御記入いただけると幸いです。
 なお、本アンケート結果は、団体名も含めて各団体に情報共有することを想定しておりますので御承知おき下さい。

I. 回答者について

1. 団体名	
団体の種類について該当する項目をひとつ選んでください。	
1. 国	回答欄
2. 都道府県・市区町村	
3. 一部事務組合等	
2. 部局名	
3. 担当者名	
4. 電話番号	

II. 貴団体の規模等についてお尋ねします。

【都道府県・市区町村にお尋ねします。】 問1. 貴団体の人口は何人ですか。1～11の中からひとつ選んでください。	回答欄
1. 1千人未満	
2. 1千人以上3千人未満	
3. 3千人以上5千人未満	
4. 5千人以上1万人未満	
5. 1万人以上3万人未満	
6. 3万人以上5万人未満	
7. 5万人以上10万人未満	
8. 10万人以上20万人未満	
9. 20万人以上30万人未満	
10. 30万人以上50万人未満	
11. 50万人以上	
問2. 貴団体は、審査庁又は再審査庁となることが制度上想定されますか。	回答欄
1. 想定される	
2. 想定されない	

※以下(Ⅲ～Ⅶ)は、問2で「1」を選択した団体にお尋ねします。

Ⅲ. 審査庁としての業務(審理員及び審査会事務局業務は含まない)についてお尋ねします。

【都道府県は本庁処分について回答してください。】 問3. 審査庁としての業務について、どのような部署が担当することとしていますか。1～7の中からひとつ選んでください。		回答欄
1. 総務部局総務担当課(総務課総務担当班・係)		
2. 総務部局法規担当課(総務課法規担当班・係)		
3. 処分部局総務担当課(処分課総務担当班・係)		
4. 処分部局法規・制度担当課(処分課制度・法規担当班・係)		
5. 処分部局処分担当課		
6. 総合調整担当部局(総合調整担当課)		
7. その他		
(「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。)		

Ⅳ. 審理員についてお尋ねします。

【都道府県は本庁処分について回答してください。】 問4. 1つの審査請求ごとに、何名の職員を審理員として指名することとしていますか。		回答欄		
1. 1名				
2. 2名以上				
3. 事件毎に判断				
問5. 問4の回答理由を下欄に御記入ください。(自由記載) <例>人員不足のため。迅速に審理を行うため。慎重に審理を行うため。事案が複雑であるため。主任の審理員の経験が浅いため。等		回答欄		
問6. 審理員補助者を置く場合、1つの審査請求ごとに、審理員補助者を何名置くこととしていますか。(置かない場合は「0」をご記入ください。)		回答欄		
※右欄に数字を記入してください。				
問7. 審理員候補者の職員の属性は、次のうち、どれでしょうか。審理員候補者名簿の作成の有無に関わらず、当てはまる項目を選んでください。(複数回答可)		回答欄		
一般職	正規採用職員	常勤	1	
		非常勤	2	
	地方公務員法第28条の4等に基づく再任用職員	常勤	3	
		非常勤	4	
	任期付職員	常勤	5	
		非常勤	6	
	上記以外(回答欄に具体的に記載願います。)	常勤	7	
		非常勤	8	
特別職(地方公務員法第3条第3項第3号等に基づく職員)		常勤	9	
		非常勤	10	
その他			11	
(「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。)				

<p>【問7で「1」～「4」を選択した団体にお尋ねします。】 問8. 問7の「1」～「4」の審理員候補者の役職は、次のうち、どれでしょうか。当てはまる項目に○印を記入してください。（複数回答可） ※出先機関の場合は、本庁における相当職でご回答ください。</p>		回答欄
1. 次長級以上の職にある職員		
2. 部局長の職にある職員（部局長相当職を含む。）		
3. 課長の職にある職員（課長相当職を含む。）		
4. 室長、企画官等（1から3以外の管理職）の職にある職員		
5. 課長補佐の職にある職員（課長補佐相当職を含む。）		
6. 主査・係長にある職員（主査・係長相当職を含む。）		
7. 主査・係長未満		
<p>【問7で「1」～「4」を選択した団体にお尋ねします。】 問9. 問7の「1」～「4」の審理員候補者は、どのような部署に所属していますか。1～7の中からひとつ選んでください。</p>		回答欄
1. 総務部局総務担当課（総務課総務担当班・係）		
2. 総務部局法規担当課（総務課法規担当班・係）		
3. 処分部局総務担当課（処分課総務担当班・係）		
4. 処分部局法規・制度担当課（処分課制度・法規担当班・係）		
5. 処分部局処分担当課		
6. 総合調整担当部局（総合調整担当課）		
7. その他		
<p>（「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。）</p>		
<p>【問7で「1」～「4」を選択した団体にお尋ねします。】 問10. 問7の「1」～「4」の職員を審理員候補者としている理由を下欄に記入してください。（自由記載） <例> 法律に精通している職員がいたため。人件費抑制のため。 等</p>		回答欄
<p>（「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。）</p>		
<p>【問7で「5」～「11」を選択した団体にお尋ねします。】 問11. 問7の「5」～「11」の審理員候補者は、どのような部署に所属していますか。1～7の中からひとつ選んでください。</p>		回答欄
1. 総務部局総務担当課（総務課総務担当班・係）		
2. 総務部局法規担当課（総務課法規担当班・係）		
3. 処分部局総務担当課（処分課総務担当班・係）		
4. 処分部局法規・制度担当課（処分課制度・法規担当班・係）		
5. 処分部局処分担当課		
6. 総合調整担当部局（総合調整担当課）		
7. その他		
<p>（「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。）</p>		
<p>【問7で「5」～「11」を選択した団体にお尋ねします。】 問12. 問7の「5」～「11」の職員を審理員候補者としている理由を下欄に記入してください。（自由記載） <例> 法律に精通している職員が不足したため、より公正・中立な審理を行うため</p>		回答欄
<p>（「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。）</p>		

<p>【問7で「5」～「10」を選択した団体にお尋ねします。】 問13. 任期付職員又は特別職職員の属性は、次のうち、どれでしょうか。当てはまる項目を選んでください。(複数回答可)</p>		回答欄
1. 弁護士		
2. 行政書士		
3. 公認会計士		
4. 税理士		
5. 社会保険労務士		
6. 学識経験者		
7. 公務員OB		
8. その他		
(「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。)		
<p>【問13で「1」、「2」、「6」、「7」または「8」を選択した団体にお尋ねします。】 問14. 問13の「1」、「2」、「6」、「7」または「8」の審理員候補者の主な専門分野を教えてください。(自由記載) <例>「6. 学識経験者」の場合…土木・建築、環境アセスメント、情報公開 等 「7. 公務員OB」の場合…法規課在職年数が長い、許認可実務の経験が豊富 等</p>		回答欄
<p>【問7で「5」～「11」を選択した団体にお尋ねします。】 問15. 問7の「5」～「11」の審理員候補者が審理手続に係る業務を円滑に進めていく上での工夫等あれば、下欄に記入してください。(自由記載) <例>弁護士を審理員に指名した場合、自らの弁護士事務所では審理業務が行えるよう、資料の外部持ち出しを可能とする規程の整備を行った。審理関係人への通知文案作成の補助等を行うための審理員補助者を置いている。 等</p>		回答欄
<p>問16. 審理員候補者を選定する上で重視している点を教えてください。(自由記載) <例>法的な論点整理ができる者(例えば法曹有資格者)であること。特定分野の不服申立てが多いことから当該特定分野の専門知識を有していること。様々な行政経験を有していること。等</p>		回答欄
<p>問17. 審理員による公正な審理を実現するために行っている工夫等があれば教えてください。(自由記載) <例>審査庁業務を担当する部署に審理員候補者が所属しているが、審理員として指名された審査請求案件については、審査庁として担当しない運用を行っている。他の業務との兼務を行わずに審理手続のみを行う独立した審理員を置いた。等</p>		回答欄

V. 審理員による審理手続についてお尋ねします。

<p>問18. 標準審理期間は設定していますか。1～3の中からひとつ選んでください。</p>		回答欄
1. 全ての処分に対する審査請求について設定済み		
2. 一部の処分に対する審査請求について設定済み		
3. 設定していない。		

<p>問19. 今年度、貴団体が受け付けた審査請求の件数は何件ですか。(平成28年12月末現在) ※旧行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立ては含みません。 【0と回答した場合は、問29に進んでください。】</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	
<p>【問19で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問20. 上記問19の件数のうち、審査請求人が代理人を立てている審査請求の件数は何件ですか。</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	
<p>【問19で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問21. 今年度受け付けた審査請求のうち、行政不服審査法第24条の規定に基づき、審理手続を経ないで却下した審査請求の件数は何件ですか。(平成28年12月末現在)</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	
<p>【問19で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問22. 今年度受け付けた審査請求のうち、行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき審理員を指名し、同法第41条第3項に基づき審理手続が終結した審査請求の件数は何件ですか。(平成28年12月末現在) 【0と回答した場合は、問29に進んでください。】</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	
<p>【問22で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問23. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間(審理員が指名されてから審理員意見書が提出されるまでの期間)の平均は次のうちどれでしょうか。1～3の中からひとつ選んでください。</p>	回答欄
1. 3ヶ月以内	
2. 3ヶ月超6ヶ月以内	
3. 6ヶ月超9ヶ月以内	
<p>【問22で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問24. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間が顕著に長かった審査請求について、審理手続期間が長期化した主な要因は、次のうち、どれでしょうか。当てはまる項目を2つまで選んでください。</p>	回答欄
1. 争点整理	
2. 法令解釈	
3. 弁明書の提出の遅れ	
4. 審査請求人とのコンタクト(反論書の提出の遅れを含む)	
5. 口頭意見陳述の実施	
6. 閲覧等の実施	
7. その他	
(「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。)	

<p>【問22で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問25. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、行政不服審査法第31条に基づく口頭意見陳述を実施した審査請求の件数は何件ですか。(平成28年12月末現在)</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	
<p>【問22で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問26. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、行政不服審査法第38条に基づく閲覧又は写しの交付の求めがあった審査請求の件数は何件ですか。(平成28年12月末現在) 【0と回答した場合は、問29に進んでください。】</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	
<p>【問26で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問27. 上記問26の件数のうち、閲覧の求めがあった審査請求の件数は何件ですか。</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	
<p>【問26で1件以上と回答した団体にお尋ねします。】 問28. 上記問26の件数のうち、写しの交付の求めがあった審査請求の件数は何件ですか。</p>	回答欄
※右欄に数字を記入してください。	

VI. 研修についてお尋ねします。

<p>問29. 貴団体に所属する職員に対して実施している研修で行っている工夫について記入してください。(自由記載) ＜例＞総務省が作成している「審査請求事務マニュアル」を参考にして独自のマニュアルや教材を作成して研修を実施している。研修受講者が事務処理の流れを具体的にイメージできるよう市販されているビデオ教材を購入して研修を実施している。等</p>	回答欄
<p>問30. 当室(総務省行政管理局行政手続室)に求める研修の内容は、次のうち、どれでしょうか。1～5の中からひとつ選んでください。</p>	回答欄
1. 新法の概要	
2. 新法と旧法との違い	
3. 審理員向けの審理手続の運用	
4. 特に必要性を感じない	
5. その他	
(「その他」と回答された場合、具体的に記載願います。)	

VII. その他についてお尋ねします。

<p>問31. 当室が作成している国民向けコンテンツ(例:リーフレット「新たな行政不服審査法がスタートしました！！」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000406934.pdf))について、御要望があれば記入してください。(自由記載) ＜例＞HPのQ&Aを充実してほしい。等</p>	回答欄

<p>問32. 審理手続を進めていく中で、どの手続段階についてどのような点で苦慮されたかを教えてください。その苦慮された点について、どのような改善・工夫等が考えられるか、または実際に行った改善・工夫等があれば併せて記入してください。(自由記載)</p> <p><例1> (手続段階) 口頭意見陳述 (苦慮した点) 審理関係人の調整がつかず、申出から実施までに時間を要した。 (改善・工夫等) 口頭意見陳述の実施可能な場所等を示した資料を予め提示しておく。</p> <p><例2> (手続段階) 閲覧又は写しの交付の求め (苦慮した点) 対象となる書類等が多く、閲覧の可否の判断に時間を要した。 (改善・工夫等) 資料提出の際、予め閲覧等の可否を確認しておく。</p> <p><例3> (手続段階) 物件の提出要求 (苦慮した点) 同様の案件を審理する中で、類似の物件を多数管理することになり、物件の整理が煩雑になった。 (改善・工夫等) 物件を整理する際に、それぞれの物件に番号をつけるようにした。等</p>		回答欄
手続段階		
苦慮した点		
改善・工夫等		
<p>問33. 審理手続を円滑に進行していくための工夫等あれば、下欄に記入してください。</p> <p><例> 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。審理員が争点整理した資料を審理関係人に配布し、相互の主張、論点などを確認、共有している。(自由記載)</p>		回答欄
<p>問34. その他、新制度の運用等に当たり、当室に対し改善してほしいことなどがあれば、御記入ください。(自由記載)</p>		回答欄

アンケートへの御協力、ありがとうございました。

●アンケート調査結果

1 審査庁としての業務

(1) 担当部署

《問3. 審査庁業務について、どのような部署が担当することとしていますか。》

【審査庁担当部署】

(単位：団体、%)

	総務部局総務担当課 (総務課総務担当班・係)	総務部局総務担当課 (総務課法規担当班・係)	処分部局総務担当課 (処分課総務担当班・係)	処分部局法規・制度担当 課(処分課制度・法規担当 班・係)	処分部局処分担当課	総合調整担当部局(総合 調整担当課)	その他	回答数
国の行政機関	1 (5)	4 (18)	3 (14)	4 (18)	3 (14)	2 (9)	5 (23)	22 (100)
都道府県	0 (0)	4 (9)	7 (15)	6 (13)	27 (57)	0 (0)	3 (6)	47 (100)
市区町村	599 (44)	496 (37)	59 (4)	7 (1)	102 (8)	12 (1)	82 (6)	1,357 (100)
一部事務組合等	354 (64)	24 (4)	16 (3)	4 (1)	71 (13)	6 (1)	95 (17)	557 (100)
合計	954 (48)	528 (27)	85 (4)	21 (1)	203 (10)	20 (1)	185 (9)	1,983 (100)

注：各設問の回答数は、質問に対して無回答、若しくは質問で示された回答形式に該当しない回答等があるため、全体のアンケート回収数とは一致しない(以下同じ)。

「その他」の回答例：法規担当課(普通市(6))、行政管理・行政手続・行政不服審査担当課(政令市(1)、普通市(7)、町村(1))、処分部局筆頭課(普通市(8))、処分部局処分担当課以外の課(都道府県、政令市(5)、普通市(2))、事件ごとに判断(政令市(3)、普通市(1)、町村(2))、人事担当課(普通市(2)、町村(2))、監査事務局(普通市(3))、訟務担当課室(国の行政機関(1)) 議会事務局(1)、組合事務局(一部事務組合等(32))、構成市町村(一部事務組合等(4))

なお、具体的回答においては、回答自治体を「都道府県」、「政令市」、「普通市」(「普通市」は政令市を除くすべての市で、中核市、特別区も含む)、「町村」、「一部事務組合等」の区分で表記し、類似の回答数をカッコ内に示した。(以下の問においても同様。)

【審査庁担当部署：市区町村人口別】

(単位：団体、%)

	総務部局総務担当課 (総務課総務担当班・係)	総務部局総務担当課 (総務課法規担当班・係)	処分部局総務担当課 (処分課総務担当班・係)	処分部局法規・制度担当 課(処分課制度・法規担 当班・係)	処分部局処分担当課	総合調整担当部局(総合 調整担当課)	その他	回答数
～1千	18	2	0	0	1	0	1	22

	(82)	(9)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5)	(100)
1千～3千	51 (93)	3 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	55 (100)
3千～5千	55 (71)	14 (18)	1 (1)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	4 (5)	78 (100)
5千～1万	124 (81)	20 (13)	1 (1)	0 (0)	6 (4)	1 (1)	2 (1)	154 (100)
1万～3万	195 (58)	119 (35)	3 (1)	1 (0)	11 (3)	1 (0)	6 (2)	336 (100)
3万～5万	71 (34)	109 (52)	5 (2)	2 (1)	12 (6)	1 (0)	10 (5)	210 (100)
5万～10万	51 (22)	123 (53)	11 (5)	1 (0)	21 (9)	3 (1)	22 (9)	232 (100)
10万～20万	21 (14)	63 (43)	17 (12)	1 (1)	28 (19)	3 (2)	14 (10)	147 (100)
20万～30万	3 (7)	18 (43)	4 (10)	0 (0)	10 (24)	1 (2)	6 (14)	42 (100)
30万～50万	6 (13)	15 (33)	11 (24)	0 (0)	7 (16)	2 (4)	4 (9)	45 (100)
50万～	3 (9%)	10 (30)	6 (19)	2 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (36)	33 (100)

2 審理員

(1) 審理員の人数

《問4. 1つの審査請求ごとに、何名の職員を審理員として指名することとしていますか。》

【審理員の人数】

(単位：団体、%)

	1人	2人～	事件毎に 判断	回答数
国の行政機関	4 (25)	1 (6)	11 (69)	16 (100)
都道府県	26 (55)	13 (28)	8 (17)	47 (100)
市区町村	696 (51)	168 (12)	488 (36)	1,352 (100)
一部事務組合等	208 (37)	67 (12)	284 (51)	559 (100)
合計	934 (47)	249 (13)	791 (40)	1,974 (100)

【審理員の人数：市区町村人口別】

(単位：団体、%)

	1人	2人～	事件毎に 判断	回答数
～1千	7 (32)	3 (14)	12 (55)	22 (100)
1千～3千	18 (32)	9 (16)	29 (52)	56 (100)
3千～5千	34 (45)	9 (12)	33 (43)	76 (100)
5千～1万	47 (31)	26 (17)	80 (52)	153 (100)
1万～3万	157 (47)	35 (10)	144 (43)	336 (100)

3万～5万	116 (56)	27 (13)	66 (32)	209 (100)
5万～10万	147 (64)	28 (12)	56 (24)	231 (100)
10万～20万	91 (62)	17 (12)	39 (27)	147 (100)
20万～30万	28 (64)	2 (5)	12 (29)	42 (100)
30万～50万	27 (60)	6 (13)	12 (27)	45 (100)
50万～	24 (57)	6 (14)	12 (29)	42 (100)

(2) 審理員の人数の決定理由

《問5. 審理員の人数の決定理由》

審理員の人数の決定理由として具体的な記述は以下のようなものであった

○「1名」とする理由

- ・ 人員不足のため（都道府県 (2)、普通市 (106)、町村 (126)、一部事務組合等 (12)）
- ・ 迅速な処理を行うため（都道府県 (9)、政令市 (7)、普通市 (131)、町村 (41)、一部事務組合等 (4)）
- ・ 弁護士を審理員としているため（都道府県 (1)、政令市 (2)、普通市 (27)、町村 (5)、一部事務組合等 (4)）
- ・ 適任者を確保することが困難なため（普通市 (19)、町村 (9) 一部事務組合等 (1)）
- ・ 審査請求件数が多くないと想定されるため（普通市 (8)、町村 (2)）
- ・ 審理員補助者を置くため（都道府県 (2)、政令市 (1)、普通市 (6)、町村 (4)）
- ・ 総務課長等特定の職を指定しているため（都道府県 (1)、普通市 (10)、一部事務組合等 (1)）
- ・ 審理手続・調整を円滑に進めるため（都道府県 (2)、普通市 (5)）
- ・ 法制度上一人で行うことを想定していると考えため（都道府県 (2)、普通市 (2)）
- ・ 専任の職員を配置しているため（都道府県 (1)、普通市 (1)）
- ・ 責任の明確化（普通市 (2)）

○「2名以上」とする理由

- ・ 慎重に、公平な審理を行うため（都道府県 (8)、普通市 (42)、町村 (27)、一部事務組合等 (1)）
- ・ 経験がないため（普通市 (5)、町村 (7)）
- ・ 迅速に審理を行うため（普通市 (3)、町村 (9)）
- ・ 審理員の負担を軽減するため（普通市 (5)、町村 (2)）
- ・ 職員と外部弁護士との組み合わせとしているため（都道府県 (1)、政令市 (1)、普通市 (2)）
- ・ 審理員による合議で審理を行うこととしている（都道府県 (1)、政令市 (1)、普通市 (2)、町村 (1)）
- ・ 経験の蓄積・継承（普通市 (3)）
- ・ 人事異動時等の事態に対応可能とするため（都道府県 (1)、普通市 (1)、町村 (1)）
- ・ 法務の専門知識を持つ職員がいないため（町村 (1)、一部事務組合等 (2)）
- ・ 特定職員がすべての審理員となることを想定しており、一人では対応しきれないため（政令市 (1)）
- ・ 審理員補助者を置かないため（都道府県 (1)）
- ・ 法務と処分とのそれぞれに詳しい職員を充てるため（政令市 (1)）

○「事件毎に判断」とする理由

- ・ 事件の内容・複雑性により判断するため（都道府県（4）政令市（2）、普通市（70）、町村（36）、一部事務組合等（2））
- ・ 慎重に審理するため（政令市（1）、普通市（40）、町村（88）、一部事務組合等（3））
- ・ 審査請求事例がないため（普通市（25）、町村（36）、一部事務組合等（10））
- ・ 人員不足のため（普通市（3）、町村（30）、一部事務組合等（8））

（3）審理員補助者

《問6．審理員補助者を置く場合、1つの審査請求ごとに、審理員補助者を何名置くこととしていますか。》

【審理員補助者数】

（単位：団体、％）

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	回答数
国の行政機関	12 (67)	3 (17)	2 (11)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	18 (100)
都道府県	11 (28)	23 (59)	5 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	39 (100)
市区町村	603 (51)	400 (34)	124 (11)	26 (2)	11 (0)	6 (0)	2 (0)	1,172 (100)
一部事務組合等	497 (88)	50 (9)	12 (2)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	563 (100)
合計	1,123 (63)	476 (27)	143 (8)	28 (2)	13 (1)	7 (0)	2 (0)	1,792 (100)

注：「事件案毎に判断する」とする回答あり（国の行政機関（2）、都道府県（6）、政令市（1）、普通市（4）、町村（1）、一部事務組合等（4））

【審理員補助者数：市区町村人口別】

（単位：団体、％）

	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	回答数
～1千	35 (92)	2 (5)	1 (3)	0 (0%)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	38 (100)
1千～3千	45 (80)	9 (16)	1 (2)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	56 (100)
3千～5千	44 (65)	21 (31)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	68 (100)
5千～1万	98 (75)	28 (22)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	130 (100)
1万～3万	187 (64)	86 (30)	17 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	290 (100)
3万～5万	83 (46)	71 (39)	15 (8)	9 (5)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	180 (100)
5万～10万	109 (47)	87 (37)	29 (12)	5 (2)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	234 (100)
10万～20万	37	59	23	5	3	3	1	131

	(28)	(45)	(18)	(4)	(2)	(2)	(1)	(100)
20万～30万	7 (20)	15 (43)	11 (31)	1 (3)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	35 (100)
30万～50万	12 (29)	11 (26)	12 (29)	3 (7)	1 (2)	2 (5)	1 (2)	42 (100)
50万～	8 (27)	11 (37)	8 (27)	2 (7)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	30 (100)

(4) 審理員候補者の属性

《問7. 審理員候補者の職員の属性は、どれでしょうか。(複数回答可)》

【審理員候補者の属性】

(単位: 団体、%)

	正規採用職員 (常勤)	正規採用職員 (非常勤)	再任用職員 (常勤)	再任用職員 (非常勤)	任期付職員 (常勤)	任期付職員 (非常勤)	その他一般職 (常勤)	その他一般職 (非常勤)	特別職 (常勤)	特別職 (非常勤)	その他	回答団体数
国の行政機関	14 (88)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)	16 (100)
都道府県	45 (96)	0 (0)	3 (6)	0 (0)	4 (9)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	7 (15)	0 (0)	47 (100)
市区町村	1,187 (85)	5 (0)	35 (2)	12 (1)	37 (3)	11 (1)	0 (0)	5 (0)	9 (1)	35 (2)	25 (2)	1,406 (100)
一部事務組合等	432 (78)	0 (0)	20 (4)	4 (1)	1 (0)	5 (1)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	50 (9)	67 (12)	552 (100)
合計	1,678 (83)	5 (0)	58 (3)	16 (1)	43 (2)	16 (1)	2 (0)	8 (0)	11 (1)	92 (5)	93 (5)	2,021 (100)

注：複数回答のため、各回答の割合を合計しても100%にはならない。

その他の回答例：審査庁事務を監査委員に委任（市区町村（1））、構成団体職員（一部事務組合等（10））

【審理員候補者の属性：市区町村人口別】

(単位: 団体)

	正規採用職員 (常勤)	正規採用職員 (非常勤)	再任用職員 (常勤)	再任用職員 (非常勤)	任期付職員 (常勤)	任期付職員 (非常勤)	その他一般職 (常勤)	その他一般職 (非常勤)	特別職 (常勤)	特別職 (非常勤)	その他
～1千	21	0	1	0	0	0	0	1	2	2	0
1千～3千	49	0	2	0	0	1	0	0	2	6	2

3千～5千	57	0	2	0	0	1	0	1	0	14	4
5千～1万	136	0	5	1	0	0	0	2	2	15	6
1万～3万	316	2	7	0	1	5	0	0	1	21	6
3万～5万	190	0	5	4	4	2	0	0	1	19	3
5万～10万	201	2	7	2	6	1	0	0	1	30	4
10万～20万	128	1	3	2	8	1	0	0	0	22	0
20万～30万	32	0	0	1	5	0	0	1	0	12	0
30万～50万	35	0	1	1	10	0	0	0	0	10	0
50万～	22	0	2	1	3	0	0	0	0	14	0

(5) 審理員候補者が正規採用職員・再任用職員である場合

ア 審理員候補者の役職

《問8 審理員候補者の役職は、次のうち、どれでしょうか。(複数回答可)》

【審理員候補者の役職(正規採用職員・再任用職員)】 (単位:団体、%)

	次長級以上の職	部局長級	課長級	室長企画官級	課長補佐級	主査・係長級	主査・係長未満	回答団体数
国の行政機関	0 (0)	0 (0)	7 (64)	8 (73)	7 (64)	1 (9)	1 (9)	11 (100)
都道府県	1 (2)	2 (4)	27 (57)	15 (21)	22 (47)	11 (23)	5 (11)	47 (100)
市区町村	70 (6)	131 (11)	993 (83)	103 (9)	254 (21)	157 (13)	35 (3)	1,198 (100)
一部事務組合等	36 (8)	48 (11)	342 (80)	28 (7)	118 (28)	124 (29)	38 (9)	426 (100)
合計	107 (6)	181 (11)	1369 (81)	154 (9)	401 (24)	293 (17)	79 (5)	1,682 (100)

注：複数回答のため、各回答の割合を合計しても100%にはならない。

【審理員候補者の役職(正規採用職員・再任用職員)：市区町村人口別】

(単位:団体)

	次長級以上の職	部局長級	課長級	室長企画官等	課長補佐級	主査・係長級	主査・係長未満
～1千	0	0	20	2	1	3	0
1千～3千	0	1	40	5	15	9	3
3千～5千	0	1	52	7	19	12	5

5千～1万	1	4	127	17	37	22	5
1万～3万	6	35	262	19	69	42	10
3万～5万	12	37	151	21	37	22	4
5万～10万	21	29	168	10	27	23	3
10万～20万	17	13	103	12	27	10	2
20万～30万	5	2	26	1	5	6	3
30万～50万	8	6	27	6	10	4	0
50万～	0	3	17	3	7	4	0

イ 審理員候補者の所属部署

《問9 審理員候補者は、どのような部署に所属していますか。》

【審理員候補者の所属部署（正規職員・再任用職員）】（単位：団体、%）

	総務部局総務担当課（総務課総務担当班・係）	総務部局総務担当課（総務課法規担当班・係）	分課総務担当班・係	処分部局総務担当課（処当班・係）	処分部局法規・制度担当課（処分課制度・法規担当班・係）	処分部局処分担当課	総合調整担当部局（総合調整担当課）	その他	回答数
国の行政機関	1 (10)	0 (0)	2 (18)	0 (0)	1 (10)	0 (0)	9 (82)	11 (100)	
都道府県	0 (0)	13 (28)	3 (6)	1 (2)	2 (4)	0 (0)	26 (55)	47 (100)	
市区町村	351 (30)	201 (17)	30 (3)	3 (0)	42 (4)	17 (1)	544 (46)	1,188 (100)	
一部事務組合等	194 (45)	22 (5)	14 (3)	0 (0)	37 (9)	4 (1)	158 (37)	429 (100)	
合計	546 (33)	236 (14)	49 (3)	4 (0)	82 (5)	21 (1)	737 (44)	1,675 (100)	

その他の回答例：全部局（都道府県（5）、普通市（131）、町村（159））、処分部局内各課（都道府県（16）、政令市（5）、普通市（57）、町村（11））、処分に関係していない課等（一部事務組合等（29））、組合事務局（一部事務組合等（12））、行政改革担当課（都道府県（5））、監察担当課（都道府県（2））、公平委員会事務局（政令市（2）、普通市（1）、町村（1））、監査委員事務局（普通市（12）、町村（1））、議会事務局（町村（5））、構成団体事務局（一部事務組合等（3））

【審理員候補者の所属部署（正規採用職員・再任用職員）：市区町村人口別】（単位：団体）

	総務部局総務担当課（総務課総務担当班・係）	総務部局総務担当課（総務課法規担当班・係）	分課総務担当班・係	処分部局総務担当課（処当班・係）	処分部局法規・制度担当課（処分課制度・法規担当班・係）	処分部局処分担当課	総合調整担当部局（総合調整担当課）	その他	回答数
--	-----------------------	-----------------------	-----------	------------------	-----------------------------	-----------	-------------------	-----	-----

～ 1千	11	2	0	0	1	0	6	20
1千～ 3千	34	4	0	0	1	0	10	49
3千～ 5千	30	6	1	0	1	1	19	58
5千～ 1万	73	11	1	1	7	2	41	136
1万～ 3万	121	49	1	1	16	2	123	313
3万～ 5万	40	39	3	0	10	4	85	181
5万～10万	26	43	12	0	4	3	113	201
10万～20万	8	24	8	0	2	4	82	128
20万～30万	4	7	2	0	0	0	20	33
30万～50万	2	7	2	0	0	1	25	37
50万～	2	9	0	1	0	0	10	22

ウ 審理員候補者選定理由

《問 10. 正規採用職員、再任用職員を審理員候補者としている理由を記入してください。》

- ・ 人件費抑制のため（都道府県（3）、政令市（2）、普通市（120）、町村（171）、一部事務組合等（78））
- ・ 行政全般に精通している職員がいるため（都道府県（15）、政令市（5）、普通市（165）、町村（111）、一部事務組合等（12））
- ・ 法規に精通している職員がいるため（都道府県（16）、政令市（9）、普通市（146）、町村（71）、一部事務組合等（25））
- ・ 法規担当部門のため（都道府県（4）、政令市（1）、普通市（65）、町村（83）、一部事務組合等（9））
- ・ 法規に精通した職員がいないため（町村（25）、一部事務組合等（4））

（6）審理員候補者が任期付・特別職等である場合

ア 審理員候補者の所属部署

《問 11 審理員候補者は、どのような部署に所属していますか。》

【審理員候補者の所属部署（任期付・特別職等）】（単位：団体）

	総務部局総務担当課（総務課総務担当班・係）	総務部局総務担当課（総務課法規担当班・係）	処分部局総務担当課（処分課総務担当班・係）	当班・係	処分部局法規・制度担当課（処分課制度・法規担当班・係）	処分部局処分担当課	総合調整担当部局（総合調整担当課）	その他	回答数
国の行政機関	0	0	0	0	0	0	0	1	1
都道府県	1	7	0	0	0	0	3	4	15
市区町村	63	82	1	1	1	1	4	101	253
一部事務組合等	18	1	0	1	11	2	95	128	
合計	82	90	1	2	12	6	201	397	

その他の回答例：所属無し（普通市（30）、町村（19）一部事務組合等（3））、法規担当課（普通市（5））、コンプライアンス担当課（2）、監察担当課（都道府県（1））、行政不服審査担当課（都道府県（1）、普

通市(1))、副市長・副町長(普通市(1)、町村(4))、教育長(町村(1))、監査委員室(普通市(4))、議会事務局(町村(1))、構成団体(一部事務組合等(10))

【審理員候補者の所属部署(任期付・特別職等):市区町村人口別】 (単位:団体)

	総務部局総務担当課(総務課総務担当班・係)	総務部局総務担当課(総務課法規担当班・係)	処分部局総務担当課(処分課総務担当班・係)	処分部局法規・制度担当課(処分課制度・法規担当班・係)	処分部局処分担当課	総合調整担当部局(総合調整担当課)	その他	回答数
～1千	3	0	0	0	0	0	0	3
1千～3千	6	0	0	0	0	0	4	10
3千～5千	8	3	0	0	1	10	0	22
5千～1万	10	1	0	0	0	0	14	25
1万～3万	16	7	0	0	0	0	13	36
3万～5万	7	11	0	0	0	0	12	30
5万～10万	6	17	0	0	0	2	19	44
10万～20万	2	8	0	1	0	1	18	30
20万～30万	2	11	0	0	0	0	4	17
30万～50万	2	10	0	0	0	1	5	18
50万～	1	14	0	0	0	0	2	17

イ 審理員候補者選定理由

《問 12. 任期付・特別職等を審理員候補者としている理由を記入してください。》

- ・ 公平・中立な審理を行うため(都道府県(3)、政令市(6)、普通市(60)、町村(40)一部事務組合等(17))
- ・ 法律に精通している職員が少ないため(普通市(20)、町村(48)一部事務組合等(18))
- ・ 弁護士資格を保持しているため(都道府県(5)、政令市(2)、普通市(30)、町村(1))
- ・ 職員数が少なく正規職員から審理員を出すことができないため(一部事務組合等(17))
- ・ 業務と同時に審理業務を行うことは不可能なため(普通市(3)、町村(3))
- ・ 公正・中立な審理を行うため(議会事務局、監査委員事務局所属職員、監査委員を審理員候補者とする)(都道府県(3)普通市(2)、町村(1))
- ・ 行政全般に精通しているため(副市長、副町長を審理員候補者とする)(普通市(1)、町村(1))
- ・ 職員と組み合わせて職員のスキルアップを図るため(普通市(1))

ウ 審理員候補者の属性

《問 13. 任期付職員又は特別職職員の審理員候補者の属性はどれでしょうか。(複数回答可)》

【審理員候補者の属性（任期付・特別職等）】

（単位：団体、％）

	弁護士	行政書士	公認会計士	税理士	社会保険労務士	学識経験者	公務員OB	その他	回答数
国の行政機関	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)
都道府県	8 (62)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (23)	2 (15)	13 (100)
市区町村	201 (77)	5 (2)	2 (0)	13 (5)	2 (0)	9 (3)	22 (8)	8 (3)	262 (100)
一部事務組合等	36 (44)	4 (5)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	10 (12)	16 (20)	13 (16)	82 (100)
合計	246 (69)	9 (3)	3 (1)	15 (4)	2 (1)	19 (5)	41 (11)	23 (6)	358 (100)

その他の回答例：元検事（都道府県（1））、司法書士（普通市（1）、町村（3）、一部事務組合等（1））、法曹資格者（都道府県（1）、普通市（2））、構成団体副市長・副町長（一部事務組合等（2））

【審理員候補者の属性（任期付・特別職等）：市区町村人口別】

（単位：団体）

	弁護士	行政書士	公認会計士	税理士	社会保険労務士	学識経験者	公務員OB	その他
～ 1千	3	0	0	0	0	1	2	1
1千～ 3千	5	0	0	0	0	1	3	0
3千～ 5千	15	2	0	0	0	2	2	1
5千～ 1万	15	0	0	3	0	3	5	2
1万～ 3万	25	3	2	5	2	2	3	1
3万～ 5万	23	0	0	0	0	0	2	0
15万～10万	34	0	0	4	0	0	2	1
10万～20万	31	0	0	0	0	0	0	0
20万～30万	15	0	0	1	0	0	2	1
30万～50万	18	0	0	0	0	0	1	1
50万～	17	0	0	0	0	0	0	0

エ 審理員候補者の専門分野

《問 14. 任期付職員又は特別職職員の審理員候補者の主な専門分野を教えてください。》

- ・ 法律（民事、行政、企業法務、不動産、債権回収、相続）（都道府県（6）、政令市（2）、普通市（71）、町村（32）、一部事務組合等（14））

- ・ 法務、訴訟事務、許認可実務（政令市（1）、普通市（8）、町村（8）、一部事務組合等（1））
- ・ 行政全般（政令市（1）、普通市（8）、町村（8）、一部事務組合等（4））
- ・ 情報公開（普通市（2）、町村（4）、一部事務組合等（4））
- ・ 消費者問題（普通市（2）、町村（1））
- ・ 税務（一部事務組合等（3））
- ・ 医事紛争（普通市（1）、町村（1））
- ・ いじめ問題（普通市（1））
- ・ 民暴（普通市（1））
- ・ 人事労務（町村（1））

オ 審理員候補者への工夫

《問 15. 任期付職員又は特別職職員の審理員候補者が審理手続に係る業務を円滑に進めていく上での工夫等がありますか。》

- ・ 補助者を置く（都道府県（6）、政令市（9）、普通市（50）、町村（3）、一部事務組合等（5））
- ・ 弁護士が事務所で業務を行えるよう規程類の整備（政令市（3）、普通市（7））
- ・ 弁護士の審理員と職員の2名体制とする（普通市（1）、町村（1））
- ・ 弁護士にアドバイスをもらう（普通市（1））

（7）審理員候補者選定の際の留意事項

《問 16. 審理員候補者を選定する上で重視している点を教えてください。》

- ・ 行政経験の豊富さ（都道府県（16）、政令市（4）、普通市（195）、町村（237）、）
- ・ 法的な論点整理ができること（都道府県（16）、政令市（10）、普通市（203）、町村（105））
- ・ 当該分野の専門知識を持っていること（都道府県（4）、政令市（6）、普通市（110）、町村（34））
- ・ 公平中立な判断ができること（都道府県（4）、政令市（2）、普通市（105）、町村（33）
- ・ 多数団体）
- ・ 法曹資格（都道府県（2）、政令市（5）、普通市（34）、町村（7））
- ・ コミュニケーション能力があること（政令市（1）、普通市（28）、町村（6））

（8）公正な審理実現のための工夫

《問 17. 審理員による公正な審理を実現するために行っている工夫等があれば教えてください。》

- ・ 所管課以外の職員を充てる（多数団体、都道府県（8）、政令市（6）、普通市（53）、町村（30））
- ・ 処分・審査庁に関与しない職員を充てる（多数団体、都道府県（6）、政令市（5）、普通市（132）、町村（14））
- ・ 審査庁職員が審理員に指名された場合は審査庁業務は行わない（多数団体、都道府県（6）、普通市（49）、町村（24））
- ・ 審理業務のみ行う職員を置く（都道府県（7）、政令市（5）、普通市（30）、町村（10））
- ・ 複数名の審理員を充てる（都道府県（3）、政令市（3）、普通市（21）、町村（3））
- ・ 審査庁業務と不服審査会事務局業務のラインを分けている（普通市（14）、町村（5））

- ・ 審理員は審査会事務局の業務に関われない（普通市（2））
- ・ 法令担当職員2名が、1名は審理員業務、1名は審査庁業務を行う。（政令市（2）、普通市（6）、町村（2））

3 審理手続

（1）標準審理期間

《問 18. 標準審理期間は設定していますか。》

【標準審理期間の設定】 (単位：団体、%)

	全て設定	一部設定	未設定	回答数
国の行政機関	0 (0)	3 (18)	14 (82)	17 (100)
都道府県	3 (6)	7 (15)	37 (79)	47 (100)
市区町村	96 (7)	24 (18)	1,218 (91)	1,338 (100)
一部事務組合等	18 (3)	2 (0)	547 (96)	567 (100)
合計	117 (6)	36 (2)	1,816 (92)	1,969 (100)

【標準審理期間の設定：市区町村人口別】 (単位：団体、%)

	全て設定	一部設定	未設定	回答数
～ 1千	1 (5)	0 (0)	21 (95)	22 (100)
1千～ 3千	9 (17)	0 (0)	43 (83)	52 (100)
3千～ 5千	6 (8)	1 (1)	70 (91)	77 (100)
5千～ 1万	7 (5)	1 (1)	143 (95)	151 (100)
1万～ 3万	27 (8)	4 (1)	301 (91)	332 (100)
3万～ 5万	9 (4)	4 (2)	193 (94)	206 (100)
5万～10万	6 (3)	5 (2)	219 (95)	230 (100)
10万～20万	17 (12)	2 (1)	127 (87)	146 (100)
20万～30万	4 (10)	1 (2)	37 (88)	42 (100)
30万～50万	5 (11)	1 (2)	39 (87)	45 (100)
50万～	7 (20)	5 (14)	23 (67)	35 (100)

（2）審査請求の件数

《問 19. 今年度（平成 28 年 12 月末現在）、受け付けた審査請求の件数は何件ですか。》

【審査請求の件数】 (単位：団体、%)

	0件	1件	2～5件	6～10件	11～99件	100件～	回答数
国の行政機関	8 (35)	0 (0)	6 (26)	2 (9)	6 (26)	1 (4)	23 (100)
都道府県	0 (0)	0 (0)	5 (11)	11 (24)	25 (54)	5 (11)	46 (100)
市区町村	924 (71)	171 (13)	151 (12)	26 (2)	26 (2)	1 (0)	1,299 (100)
一部事務組合等	526 (99)	4 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	532 (100)

合計	1,458 (77)	175 (9)	163 (9)	40 (2)	57 (3)	7 (0)	1,900 (100)
----	---------------	------------	------------	-----------	-----------	----------	----------------

【審査請求の件数：市区町村人口別】

(単位：団体、%)

	0件	1件	2～5件	6～10件	11～99件	100件～	回答数
～1千	22 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (100)
1千～3千	51 (96)	2 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	53 (100)
3千～5千	72 (97)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	74 (100)
5千～1万	144 (96)	4 (3)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	150 (100)
1万～3万	297 (91)	22 (7)	7 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	328 (100)
3万～5万	146 (73)	37 (19)	16 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	199 (100)
5万～10万	131 (59)	57 (26)	31 (14)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	221 (100)
10万～20万	63 (44)	27 (19)	45 (32)	3 (2)	4 (3)	0 (0)	142 (100)
20万～30万	4 (10)	11 (27)	18 (44)	7 (17)	1 (2)	0 (0)	41 (100)
30万～50万	5 (11)	8 (17)	21 (46)	9 (20)	3 (7)	0 (0)	46 (100)
50万～	1 (3)	1 (3)	10 (28)	6 (17)	17 (47)	1 (3)	36 (100)

(3) 代理人を立てた審査請求件数

《問20. 上記件数のうち、審査請求人が代理人を立てている審査請求の件数は何件ですか。》

【審査請求のうち代理人を立てた件数】

(単位：団体数、%)

	0件	1件	2～5件	6～10件	11～99件	100件～	回答数
国の行政機関	9 (39)	1 (4)	3 (13)	0 (0)	2 (9)	0 (0)	23 (100)
都道府県	11 (27)	0 (0)	13 (32)	10 (24)	5 (12)	2 (5)	41 (100)
市区町村	294 (77)	57 (15)	25 (7)	2 (1)	4 (1)	0 (0)	382 (100)
一部事務組合等	4 (67)	2 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (100)
合計	318 (72)	60 (14)	41 (9)	12 (3)	11 (2)	2 (0)	444 (100)

(4) 却下件数

《問 21. 今年度受け付けた審査請求のうち、審理手続を経ないで却下した審査請求の件数は何件ですか。(平成 28 年 12 月末現在)》

【却下件数】 (単位：団体、%)

	0 件	1 件	2～5 件	6～10 件	11～99 件	100 件～	回答数
国の行政機関	7	4	2	0	2	0	15
都道府県	17	11	13	1	3	1	46
市区町村	254	77	31	7	2	0	371
一部事務組合等	6	0	0	0	0	0	6
合計	284	92	46	8	7	1	438

(5) 審理手続終結件数

《問 22. 今年度受け付けた審査請求のうち、審理員を指名し、審理手続が終結した審査請求の件数は何件ですか。(平成 28 年 12 月末現在)》

【審理手続終結件数】 単位：団体

	0 件	1 件	2～5 件	6～10 件	11～99 件	100 件～	回答数
国の行政機関	9	3	2	0	1	0	15
都道府県	7	9	19	4	6	1	46
市区町村	211	110	37	6	2	0	366
一部事務組合等	6	0	0	0	0	0	6
合計	233	122	58	10	9	1	433

(6) 審理手続の期間

《問 23. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間（審理員が指名されてから審理員意見書が提出されるまでの期間）の平均は次のうちどれでしょうか。》

【審理手続の期間】 (単位：団体)

	3ヶ月以内	3ヶ月～6ヶ月	6ヶ月～9ヶ月	回答数
国の行政機関	3	3	0	6
都道府県	22	15	2	39
市区町村	71	85	5	161
一部事務組合等	—	—	—	0
合計	96	103	7	206

(7) 審理手続長期化の要因

《問 24. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、審理手続に要した期間が顕著に長かった審査請求について、審理手続期間が長期化した主な要因は、次のうち、どれでしょうか。当てはまる項目を2つまで選んでください。》

【審理手続長期化の要因】 (単位：団体)

争点整理	法令解釈	弁明書の	審査請求	口頭意見	閲覧	その他
------	------	------	------	------	----	-----

			提出の遅れ	人とのコ ンタクト	陳述		
国の行政機関	1	0	0	1	1	0	4
都道府県	14	7	2	12	4	1	6
市区町村	50	27	5	34	20	2	13
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—
合計	65	34	7	47	25	3	23

その他の回答例：審査請求書の補正（都道府県）、審査請求人若しくは処分庁の提出資料不足（複数都道府県）、主張及び反論の繰り返し（複数市区町村）、事実認定のための調査・鑑定（複数都道府県）、審理員意見書の作成（複数市区町村）、審理員の他業務（市区町村）

（８）口頭意見陳述の実施件数

《問 25. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、行政不服審査法第 31 条に基づく口頭意見陳述を実施した審査請求の件数は何件ですか。（平成 28 年 12 月末現在）》

【口頭意見陳述の実施件数】

（単位：団体）

	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件	5 件	6 件	7 件	回答数
国の行政機関	14	1	0	0	0	0	0	0	15
都道府県	26	8	0	1	1	0	0	1	37
市区町村	120	33	4	3	1	0	0	0	161
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	160	42	4	4	2	0	0	1	213

（９）閲覧・写しの交付の求めがあった件数

《問 26. 審理員による審理手続が終結した審査請求のうち、行政不服審査法第 38 条に基づく閲覧又は写しの交付の求めがあった審査請求の件数は何件ですか。（平成 28 年 12 月末現在）》

【閲覧又は写しの請求】

（単位：団体）

	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件～	回答数
国の行政機関	13	2	0	0	0	15
都道府県	29	8	1	1	0	39
市区町村	146	11	1	0	0	158
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	188	21	2	1	0	212

【閲覧請求】

（単位：団体）

	0 件	1 件	2 件	3 件	4 件～	回答数
国の行政機関	2	0	0	0	0	2
都道府県	13	2	0	0	0	15
市区町村	18	6	0	0	0	24
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—

合計	33	8	0	0	0	41
----	----	---	---	---	---	----

【写しの交付の請求】 (単位：団体)

	0件	1件	2件	3件	4件～	回答数
国の行政機関	0	2	0	0	0	2
都道府県	5	7	1	0	0	13
市区町村	12	10	1	0	0	23
一部事務組合等	—	—	—	—	—	—
合計	17	19	2	0	0	38

4 研修

(1) 研修実施上の工夫

《問 29. 貴団体に所属する職員に対して実施している研修で行っている工夫について記入してください。》

- ・ 総務省教材を活用（都道府県（17）、政令市（9）、普通市（137）、町村（45）、一部事務組合等（20））
- ・ 独自の教材を作成（都道府県（16）、政令市（10）、普通市（72）、町村（35）、一部事務組合等（2））
- ・ 市販教材（書籍・DVD）活用（都道府県（8）、政令市（3）、普通市（141）、町村（36）、一部事務組合等（8））
- ・ 外部講師招聘、外部業者への研修委託（都道府県（1）、政令市（2）、普通市（45）、町村（34）、一部事務組合等（2））
- ・ 外部研修会への参加（普通市（16）、町村（12）、一部事務組合等（17））
- ・ 構成団体の研修に参加（一部事務組合等（13））
- ・ 演習の実施（政令市（1）、普通市（12）、町村（7））
- ・ 標準書式の庁内共有（普通市（1））

(2) 総務省に求める研修内容

《問 30. 総務省行政管理局行政手続室に求める研修の内容は、どれでしょうか。》

【総務省に求める研修内容】 (単位：団体、%)

	新法の概要	新法と旧法との違い	審理員向けの審理手続の運用	特に必要性を感じていない	その他	回答数
国の行政機関	5 (23)	2 (9)	10 (45)	2 (9)	3 (14)	22 (100)
都道府県	1 (2)	0 (0)	40 (85)	2 (4)	4 (11)	47 (100)
市区町村	109 (8)	25 (2)	1,060 (80)	57 (4)	78 (6)	1,329 (100)
一部事務組合等	97 (18)	16 (3)	324 (59)	95 (17)	20 (4)	552 (100)
合計	212 (11)	43 (2)	1,434 (74)	156 (8)	105 (5)	1,950 (100)

その他の回答例：審査庁向けの研修（都道府県（1）、普通市（24）、町村（3））、事例研究（都道府県（1）、普通市（27）、町村（6）、一部事務組合等（3））、行政不服審査会に関する研修（都道府県（2）、普通市（14）、町村（6）、一部事務組合等（2））、小規模団体における対応（町村（3）、一部事務組合等（5））、

審理員の指名を要しない場合の審理手続の流れ（国の行政機関（1）、一部事務組合等（1））

【総務省に求める研修内容：市区町村人口別】

（単位：団体、％）

	新法の概要	新法と旧法との違い	審理員向けの審理手続の運用	特に必要性を感じていない	その他	回答数
～ 1千	4 (20)	0 (0)	12 (60)	3 (15)	1 (5)	20 (100)
1千～ 3千	8 (15)	1 (2)	35 (67)	7 (13)	1 (2)	52 (100)
3千～ 5千	10 (13)	0 (0)	56 (73)	8 (10)	3 (4)	77 (100)
5千～ 1万	20 (13)	8 (5)	111 (73)	7 (5)	6 (4)	152 (100)
1万～ 3万	38 (11)	6 (2)	263 (79)	15 (5)	10 (3)	332 (100)
3万～ 5万	8 (4)	2 (1)	176 (86)	3 (1)	15 (7)	204 (100)
5万～10万	1 (0)	3 (1)	196 (90)	4 (2)	14 (6)	218 (100)
10万～20万	11 (7)	4 (3)	118 (79)	3 (2)	13 (9)	149 (100)
20万～30万	1 (3)	0 (0)	34 (87)	0 (0)	4 (10)	39 (100)
30万～50万	0 (0)	0 (0)	33 (75)	6 (14)	5 (11)	44 (100)
50万～	1 (3)	1 (3)	26 (74)	1 (3)	6 (17)	35 (100)

5 その他

(1) 総務省が作成している国民向けコンテンツへの要望

《問 31. 総務省行政管理局行政手続室が作成している国民向けコンテンツ（例：リーフレット「新たな行政不服審査法がスタートしました！！」）について、御要望があれば記入してください。》

- ・ Q&A の充実（都道府県（2）、政令市（5）、普通市（46）、町村（21）、一部事務組合等（15））
- ・ 事例の流れの解説（都道府県（3）、政令市（4）、普通市（6）、一部事務組合等（1））
- ・ 事例提供（事例集、裁決書、審理員意見書）（都道府県（1）、政令市（1）、普通市（5）、町村（2）、一部事務組合等（2））
- ・ 様式・記載例提供（国の行政機関（1）、普通市（4））
- ・ 請求者向けのわかりやすいリーフレット等（政令市（1）、普通市（10）、町村（1））
- ・ 小規模の団体向けの運用上の資料（町村（2）、一部事務組合等（2））
- ・ 不服申し立ての対象となるものならないものの事例（国の行政機関（1）、普通市（2））
- ・ 現行法を中心とした資料の充実（都道府県（1）、普通市（1））
- ・ 審査請求先がわかるような情報提供（国の行政機関（1）、町村（1））
- ・ 審査請求の際に必要な書類の概要を記載してほしい。（政令市（1））
- ・ 国民への周知（普通市（1））
- ・ リーフレットへの条文の追記（普通市（1））
- ・ 審査請求を受けないための研修、過去の事案、対応結果等を含めた予防対策研修（一部事務組合等（1））

(2) 審理手続の苦労・工夫など

《問 32. 審理手続を進めていく中で、どの手続段階についてどのような点で苦慮されたかを教えてください。その苦慮された点について、どのような改善・工夫等が考えられるか、または実際に行った改善・工夫等があれば併せて記入してください。》

※ 回答の取りまとめ方としては、●に続く部分に「どの手続段階についてどのような点

で苦慮されたか」、▶に続く部分にその苦慮された点に関する「改善・工夫」についてまとめ、末尾にこれらの内容を記載した団体類型を記した。対応策の記載のない団体は、●部分の末尾に団体類型を記載した。また、アンケートに寄せられた回答を原則としてそのまま記載しており、類似の回答もそのまま掲載している。

【審理手続全般】

- 「審理手続の公正性の確保」、「審理における高度な判断を要する」等の観点から、根拠法令・制度を所管する部局の主管課の管理職員等から事案に応じて審理員の指名を行っている。しかし、主管課では、根拠法令・制度を所管しておらず、審理員も専門的知識は十分でない。そのため、法令・制度の解釈に膨大な時間を要しており、「審理の迅速性の確保」という点では、矛盾が生じているように思われる。また、審理手続業務に追われるため、本来業務に支障をきたしている。(都道府県)
- 審理員及び審理員を補助する者は、処分に係る制度を担当していないため、処分の妥当性の判断に当たって、制度の運用上の細部まで把握できていないこと。
 - ▶ 担当部局から詳細な聞き取りを行うなどした。(国の行政機関)
- 最初の事例であったため、省内における改正行審法への理解・経験が足りず、一つ一つの手続について理解することに時間を費やした。また、些細な手続でも決裁をとり、公印を押すためそれぞれの手続に必要以上に時間がかかった。
 - ▶ 行審法改正後、2件来ている審査請求の担当課では、課内向けのマニュアルを作成する予定。(国の行政機関)
- 審理員が処分に関与していないため、審理対象となる処分の内容の理解に苦労した。弁明書の作成については、総務省等の資料を参考に進めたが、国や県で一つの案件が終わるまで相談を受けてもらえる部署を設けていただきたい。
 - ▶ 審理員については、原課への問合せ、資料収集などを行い、理解に努めた。(普通市)
- 手続が初めてで、手続を確認しながら進めたので時間が掛かったし、不安だった。経験がないので争点整理をどうすべきか、審理員意見書を作成する方法はどうか。
 - ▶ 審理員意見書を作成する際、一般財団法人行政管理研究センターが作成した「新しい行政不服審査法の解説 DVD (副読本)」を参考にした。(普通市)
- 人員的に審査請求事件を処理する専門的な職員の配置が行えないため、審査請求事件が発生すると通常の業務に加えて処理を行わなければならない、多くの時間と労力を要する。(普通市)
- 審査請求件数が少なく、審理手続全般における事務経験の蓄積がないため、円滑に審理できるか不安がある。
 - ▶ 総務省作成のマニュアルにより審理を行う。(普通市)
- 請求事案がなく事務処理未経験につき、全般にわたり不安あり。(町村)
- 初の審査請求であったため、法の解釈を含め慎重に行ったため、時間を要した。
 - ▶ 今後、審理員候補者への研修を充実させ、スムーズに審理手続が行えるよう準備しておく。(普通市)
- 実績・ノウハウがないことや、参考となる他市等の情報がないことから、本市としての実務的な手続を1つ1つ国のマニュアル等を参考に確認しながら取り組んでいる。
 - ▶ 1回目の審理手続を進めていきながら、流れや実務についてのマニュアルを作成し、2回目以降は当該マニュアルを見て、改善しながら、審理手続を進めている。(普通市)
- 審査請求書受理から裁決に至るまでの手続(審査庁としての事務、審理員補助職員事務、審査会事務局担当事務及び裁決作成。ただし、弁明書作成は除く。)を総務務部総務課

(文書法規担当係) 内で全て対応しなければならない点

- 新制度後の実績(2件)を踏まえて、審査請求書受理から裁決に至るまでの体制についての検討が必要であると考えている。(普通市)
- 初めての審査請求であったので、段取りに苦慮した。
 - マニュアルの内容を把握し、審査請求があった場合に迅速に対応できるようにしておく。(普通市)
- 審理員が行政不服審査制度に習熟しておらず、審理手続が円滑でなかった。
 - 審理員に対して、総務省行政管理局の審査請求事務マニュアルを示し、逐一審理手続についての説明を行った。その際、審査庁として審理員の判断に干渉しないよう注意した。(普通市)
- これまでに審査請求がなく、市における前例がないこと。審理手続及び審理員意見書が適法であるか確認ができないこと。
 - 考えられる工夫として、審理員を複数人体制とし、うち1名は弁護士等有資格者とする。(普通市)
- 連絡が難しい審査請求人がおり、弁明書の送付や口頭意見陳述の希望の有無の連絡等で困難に感じたことがあった。
 - 審査請求人本人は、「電話は取らないことにしており、手紙も盗まれてしまう。」というようなことを述べていたが、定期的に市役所の近くまで来る用事があるとのことだったので、市役所にも寄ってもらうようお願いした(しかしながら途中で来なくなった。)(普通市)
- 審査請求人と連絡がつかないことが多く、進行が遅れることが多かった。
 - 留守電話にメッセージを残すなどして、連絡の調整を図った。(普通市)
- 審査請求人が死亡し、承継手続が進まないため、審理が1ヶ月以上停止している。
 - 処分庁に、こまめに状況を確認している。(都道府県)
- 審査請求人が、審理員・審査庁・審査会からの指示・依頼に応えない場合(第43条第2項の事由のほか)の対応。
 - 審理手続中であっても、進行困難として各手続を中止し、手続未終結の状態でも却下することができないか。(普通市)
- 情報公開請求に係る審査請求に審理員の規定を適用除外したため、マニュアル等の手続をそのまま行うことができず、事務に時間を要した。(普通市)

【審査請求受付・補正】

- 同一事案に対して2件の審査請求が行われたため手続の併合を検討したが、片方が口頭意見陳述を行い片方が行わない場合が想定されたため、併合するかどうかの判断に苦慮した。
 - 片方のみ口頭意見陳述の申立が行われたため、手続の併合は行わなかった。(国の行政機関)
- 誤字脱字をはじめ、処分の違法不当の根拠として引用してきた規定等が処分時点よりも前の時点のものであったり、日本語の語法的に誤っているが客観的に意味はしん酌可能なものであったり、審査会への諮問書作成等のことを考えると、どこまでそれを指摘して補正させるべきかを悩む。また、ロジック的にも完全に的外れなエリアまでに及ぶものの、特に本人はそれが的外れでないと考えて主張していると思われる場合、補正で当該部分を削除させることは難しいと思うが、裁決にどこまでのレベルで書き込むか考えあぐねている。
 - 審査請求人の負担等を考慮し、基本的にその誤り等が差支えのあるレベルでない限りは、補正は行わず、客観性に配慮しながら斟酌して取り扱うようにしている。

諮問書では、原文を最大限生かしながら、審議に影響しないよう注釈を入れるなどして説明するようにしたいと考えている。(普通市)

- 審査請求書として受け付けるまでに補正を重ね時間を要した。
 - 弁明書の作成において、内容や順序をどのように並べるのか、表現の仕方が分からなかった。(普通市)
- 審査請求理由が漠然としていて、具体的な理由が書かれていない。
 - 審査請求書提出時に審査庁又は処分庁が記載内容について相談に応じ、必要があれば記載例を提案する。(普通市)
- 審査請求受理、弁明書作成、審理員による審理。
 - 審査請求書として受け付けるまでに補正を重ね時間を要した。(普通市)
- 審査請求人の思いが強く、補正内容を理解していただくことが難しい。(町村)
- 補正、反論書の提出
 - 審理手続の実際の流れを示した文書を作成し、説明を実施した。(普通市)
- 弁明書の作成において、内容や順序をどのように並べるのか、表現の仕方が分からなかった。(普通市)
- 審査請求書及び反論書において、具体的理由を示してもらうことに苦慮した。
 - 当該事務手続に関する根拠法等資料を提示。(普通市)
- 審理員に審査請求書を送付した後に、軽微な補正点が見つかった。
 - チェックシートの作成により、受付けた職員ごとに差が出ないようにする(普通市)
- 事前に処分庁側から法律相談等を受けていた
 - 審査請求に発展するおそれのある事案については、相談段階から関与を制限している。(普通市)
- 請求理由に抽象的な内容があったため、特定するのに時間を要した。
 - 具体的に記載できるよう様式例を作成した。(普通市)
- 補正せずに受け付けた審査請求書はなく、時間がかかる。
 - 審査請求書の記載例を作成しようと考えている(都道府県)
- 審査請求人が審査手続の流れや審理員の位置付け等を理解できなかった点
 - 審査手続の流れのフロー図や総務省のリーフレット等を送付した。(普通市)
- 手続に不慣れな審査請求人の場合、審査請求の理由について漠然とした記載となり、補正に時間を要したり、争点の整理が困難となることが多い。
 - 審査庁が審査請求を受理する段階で、審査請求人に対して制度の説明や請求書の記載例についての助言を徹底する。(都道府県)
- 審査請求人が審査請求の趣旨を理解しておらず、内容の確認に時間を要した。
 - 審査請求人の意図を酌み、具体的な文面で照会する形式の文書を作成するようにした。(普通市)
- 審査請求人によっては、自分の言いたいことを全て審査請求書に表現できないこともあるが、受付段階、審理手続段階などで、どこまで聞き取るべきか、又はその必要があるのかの判断が困難であった。
 - 基本的には審査請求人が表現した範囲内で審査をすれば良いと考えているが、実際には受付段階で審査請求書の書き方について補助をしている。(普通市)
- 審査請求人が、審査請求書の提出後、反論書の提出までに、「意見書」という名称で主張を記載した書類や主張を補強する資料を何度も送付してきた。「意見書」についても、審査請求書等の一部として取り扱ったため、主張の整理に時間を要した。
 - 書類・証拠書類のリストの作成、主張を整理したメモの作成により、主張の整理を行うようにした。(普通市)
- 審査請求提出後の対応に応じない(反論書等提出など)ため公正公平な審理がしづらい

状況となっている。

- 審理員により再三通知を送付したり電話連絡をしたが、審理期間が長引くため最終的には反論等がないものとして「審理員意見書」を作成した。(町村)
- 反論書、証拠書類等が当初設定した期限までに提出されないことから、改めて提出期限を設定し、提出を依頼することとなり、審理手続の迅速さが損なわれた。また、結局提出されなかった。
 - 審査請求人が反論書等を提出しない場合には、審理員へ「反論書等は提出しない」旨の書類を提出することを規定していただきたい。(提出期限の再設定は、期限までにどうしても提出することができない場合のみに限る。)(普通市)
- 審査請求書の收受審査庁担当業務は処分担当課だが、審査請求人からすると処分担当課に審査請求書を提出したくないという事例があった。
 - 審査請求書の收受は処分担当課と総務課のいずれでもよい運用にした。(普通市)
- 審査請求の対応の主体
 - 他機関における審査請求への対応をマニュアル化するとともに、不服申立てを念頭にした運営を考えるようになった。(普通市)
- 本市住民が他市の保育園の入園を希望する場合、入園の可否決定処分は、本市長名で行うが、実際は、当該者の入園可否の判断は、希望先の他市福祉事務所長が行っている。審査請求は、処分庁に対して行われるが、処分の判断は他市福祉事務所長に委ねていることになるため、この市民が不服がある場合にどちらに審査請求を行ってもらうかに苦慮した。
 - 本市長名で行い、通知文では決定に不服がある場合は、本市長あてに審査請求を行うよう教示しているため、本市で審査請求書を受け付ける予定。希望入園先の他市には、処分庁側の参加人として審理に参加してもらうことを検討している。(普通市)
- 行政不服審査法施行令第4条第2項の規定による審査請求書の押印について、審査請求書に押印がなかったことから補正を求めたところ、審査請求人から押印の必要性について疑問が呈された。
 - 法令により押印が義務付けられていることを再度説明し、審査請求人は、最終的に補正に応じた。(普通市)
- 再三説明しても、審査請求書の補正命令に応じなかった。(普通市)
- 審査請求人が、処分担当課の説明を聞こうとせず、処分を違法だと主張する根拠も示そうとしなかった(反論書の提出もなく、質問書を送付しても回答しない)ため、手続に時間を要した。(普通市)
- 形式的な却下事由が複数存在し、どの事由により却下すべきかの方針が定まっていなため、判断に支障を生じた。
 - 行政機関間の判断に相違が生じないように、総務省においてマニュアルを充実化していただきたい。(国の行政機関)
- 他機関(教育委員会)での施設内における民間団体が定期的に行っていた行為に対して、施設職員が口頭で不許可とした指導への審査請求の適法性の審査
 - 処分性の有無(口頭によるものは基本的に処分ではないと承知しているが、処分性が高いと判断した。)(普通市)
- 法第24条第2項の規定により審理手続を経ずに却下することができるとされている、「法律上の利益がないことが明らかな場合」に該当するどうかの判断(普通市)
- 審査請求人の適格有無の確認。処分性の確認。
 - 職員間での制度の周知徹底を行う。判例等の確認。(普通市)
- 審査請求の内容が行政処分に該当するの判断に時間を要した。

- 教示の適切な記載が必要（普通市）
- 審査請求として受けてもよいかどうかの判断が難しいものがある。
 - 審査請求するといわれても実際に3ヶ月以上はかかることを説明すると、そんなに待てないと住民から言われる。（町村）
- 職員への不満など、審査請求に該当しないものがあった
 - 審査請求の趣旨を周知するよう努めた（普通市）
- 苦情等と審査請求のどちらに該当するかが不明確な事案が多い。処分庁の処分に関わりのない部署が審査庁となることから、苦情等でこの制度を利用することがある。その対応に時間を要することが多い。（普通市）
- 同様の案件を審理する中で、類似の物件を多数管理することになり、物件の整理が煩雑になった。
 - 物件を整理する際に、それぞれの物件に番号をつけるようにした。（普通市）

【審理員選定】

- 適任者が少ないため審理員選定に苦労している。
 - 任期付職員等専門の職員による体制の検討が必要。（普通市）
- 職員が少数であるため、処分に関与していない職員をどのように選択するかが問題となった。
 - あらかじめ、処分に関与しない職員を1名以上決めておく。（一部事務組合等）
- 審理員の指名適切な審理員の指名に時間を要した。
 - あらかじめ審理員の順番を決める。（普通市）
- 審理員指名を除外する場合（条例又は教育委員会等の合議制の機関）の審理手続
 - 教育委員会が処分した情報公開関連の審査請求について情報公開審査会の審理と審査庁の審理手続との役割分担に混乱している。（普通市）

【審理過程】

- 証拠書類等が提出された場合、総務省マニュアルの運用によると、提出者に対して証拠書類等預かり証の交付により受領連絡をし、証拠書類等提出記録書を添付の上、裁決がされるまで間、事件記録として原則保管することとなっているが、審理関係人からの証拠書類等の提出が多数にわたり、提出の都度、同マニュアルに示された運用をすると事務負担となった。
 - 提出された証拠書類等について、処分庁と審査請求人ごとに番号を付し、証拠書類の名称、提出日及び受領連絡等を記録する目録を作成し、番号順に記載することで証拠書類等を一律に管理することとした。また、受領連絡においては、書面に限らず電話、FAX等適宜の方法により行うこととした。（国の行政機関）
- 審査請求人が口頭意見陳述の申立をする可能性があるため、審理手続をいつ終結させるかの判断が困難。
 - 審理手続の終結予定日までに口頭意見陳述の申立等がなければ審理手続を終結する旨を、審査請求人に予め通知した。（国の行政機関）
- 審査請求人に今後の事務の流れを説明する機会がなかった。
 - 今後の審理手続の流れをA4一枚程度でまとめ、審理員決定通知を審査請求人に通知する際に同封することで対応した。（普通市）
- 課税処分についての審査請求であったところ、納期限までに納付が行われない場合は督促状の送付等の手続が行われることが想定された。
 - 審理手続が開始された時点で、執行停止の申立てに関する案内を含む通知を審査請求人に対して送付した。（普通市）

- 審査庁が処分を特定しないまま審理員を指名してしまう。
 - やむなく審理員が審理の中で調査し、特定した。(都道府県)
- 審理員がどのような手続のもと、審理をしていったら良いかが分からなかった。
 - 審理手続の過程に応じて打ち合わせを開催し、不明な点について意見を出し合った。(普通市)
- 審査庁・審理員・処分庁がそれぞれ作成する公文書の統一管理
 - 審査庁で管理簿を作成し、裁決後は審査庁が取りまとめて公文書として保管・保存する。(普通市)

【弁明書・反論書の提出】

- 弁明書を期限通りに提出しない処分庁には審理員から有効な対抗措置がない（一応終結ができるようだが、請求人には不利益な結論を出すわけにはいかない）、結局は、弁明書を待つしかない
 - 至急提出するよう電話や文書で要請したが、根本的な解決にはならないと思われる。何らかの制度的な担保が必要と思われる。(都道府県)
- 提出された弁明書に不備があり、審理員より再提出を求めた。結果的に審理終結まで時間を要することとなった。(普通市)
- 生活保護法などに係る案件は裁決をすべき期間が短いため、より効率的な審理が求められているが、処分庁から提出された弁明書では事案の概要、原処分の理由等が明らかにならないケースが散見され、本来は弁明書に添付すべきものについて、改めて物件の提出要求をせざるを得ない場合があり、審理期間がギリギリとなる場合が多い。
 - 処分庁に対し、弁明書を提出する法の趣旨について事前に説明している。(都道府県)
- 審査請求書として受け付けるまでに補正を重ね時間を要した。弁明書の作成において、内容や順序をどのように並べるのか、表現の仕方が分からなかった。審理員が処分に参与していないため、審理対象となる処分の内容の理解に苦労した。
 - 弁明書の作成については、総務省等の資料を参考に進めたが、国や県で一つの案件が終わるまで相談を受けてもらえる部署を設けていただきたい。審理員については、原課への問合せ、資料収集などを行い、理解に努めた。(普通市)
- 審査庁と処分庁が同じ場合、審査請求書の写しを担当課に送る規定がないため、どのタイミングで担当課が審査請求書の中身を知るのが不明であった
 - 弁明書の依頼と併せて、事務連絡として通知した。(普通市)
- 審査請求人の主張が多岐に渡り、法律上の争点とならないことが弁明書と反論書で議論され、審理が長期化・複雑化した。
 - 審理員で争点整理を行い、弁明又は反論する部分を限定して指示することも考えられたかと思う。(政令市)
- 審理関係人の中で争点とそれに対する主張がかみ合わず、その整理に時間を要した。
 - 上記の点を補完するために、法第 33 条物件提出要求及び法第 35 条検証を行った。(普通市)
- 処分庁の弁明が不十分
 - 指示・指導 (普通市)
- 審査請求人からの反論書の提出が続くため、審理を終結するタイミングが分からず苦慮している。(普通市)
- 弁明書及び反論書等これらの書類が、必ずしも論理的に整理されて記載されているとは限らず、法令等に照らし、具体的に何処の規定についての解釈及び適用について主張し、かつ、その主張の理由が何なのかを読み解くのに時間がかかる。

- 口頭意見陳述や質問手続により、上記苦慮する点について解明を試みるが、その分時間がかかる。標準処理期間の設定は、現実的に困難な印象を持つ。(普通市)
- 弁明書及び反論書における双方の主張立証が不十分であり、審理員による職権で審理に必要な事実関係及び法律関係の主張を尽くさせるにあたり、どのような範囲で行うべきか判断が難しかった
 - どのような点につき審理員として不十分と考えているのかを、質問への回答要求等でできるだけ明らかにするようにした。審査請求人への質問では、手書きで物件の位置関係を書き込むことができるような用紙を審理員が作成して送付し返送してもらった。(普通市)
- 両当事者の主張や根拠を整理し、処分の違法性・不当性をめぐる対立点(争点)を明確にすることに時間を要する。
 - 両当事者の主張等を予めまとめておく(町村)
- 審査請求人が長期にわたる反論書の提出期限の延長を審理員に要求した。
 - 反論書の提出期限を改めて設定し、対応した。(普通市)
- 再弁明、再反論等もあり、関係人の主張が出尽くすまでに時間がかかる。
 - 再弁明及び再反論は、従来の主張の繰り返しではなく、追加で主張すべき事項がある場合に限り提出するよう指示している。(都道府県)
- 審査請求内容に比して、審理員が審理を進めるために必要となる弁明内容及び関連資料の提出が不足していた。(普通市)
- 弁明書の記載内容が分かりにくい。
 - 弁明書の作成のポイントを説明した書籍を示すなどして内容の充実を図っている。(政令市)
- 審査庁の意図が審査請求人に伝わりにくい例がある
 - 審理員からの質問書を送付した(都道府県)
- 審理手続を迅速に進めることと、処分庁及び請求人の書面準備に係る期日を確保することとのバランスを図ることに苦慮した。
 - 通知文案の作成等の事務を迅速に行うことで、処分庁及び請求人の書面準備に係る期日の確保に努めた。(普通市)
- 改正行政不服審査法が施行されて間がないこともあり、審査請求人のみならず、処分庁についても、弁明書などの主張書面に何を記載すべきか、証拠として何を添付すべきかについて、見通しがつかないため、このことについて審理員に問い合わせがなされた。手続主宰者としての公平性を害しない範囲で、どのように対処すべきかについて苦慮した。
 - 主張書面の記載方法等について、起案者の疑問を解消できるような解説や記載例などを事前に用意しておくことが必要と思われる。(普通市)
- 弁明書で引用している資料について、個人情報等が含まれるものがあり、閲覧等を制限する旨の意見書がついているものがあつたため、送付すべきかどうか判断に苦慮した。
 - 項目名のみがリストが添付されていたので、そのリストのみを送付し、必要であれば閲覧又は写しの申請をしてもらうことにした。(都道府県)
- 論点がかみ合わず、争点整理に時間をとられる。審査請求人の体調等を考慮しているが、頻繁に日程変更が生じること。
 - 争点を明らかにする目的で口頭意見陳述前に、審査請求人及び処分庁からの意見聴取の機会を別々に設定する予定。(普通市)
- 具体的理由を示してもらうことに苦慮した。
 - 当該事務手続に関する根拠法等資料を提示。(普通市)
- 反論書が期限までに提出されない、あるいは、督促しても提出されない。

- 審査請求人の主張をできるだけ出してもらうために審理最終前に最終反論書の提出を求めている。(都道府県)
- 審査請求人が、審査請求書の提出後、反論書の提出までに、「意見書」という名称で主張を記載した書類や主張を補強する資料を何度も送付してきた。「意見書」についても、審査請求書等の一部として取り扱ったため、主張の整理に時間を要した。
 - 書類・証拠書類のリストの作成、主張を整理したメモの作成により、主張の整理を行うようにした。(普通市)
- 審査請求時もそうであるが、審査請求したいが何を書いて良いか分からず、反論したいが、どの様を書いて良いか分からず、審査庁に不満を言いに来られ、対応に苦慮した。
 - 図解のパンフレットと合わせ、様式と記入例を準備して対応した。(普通市)
- 反論書等提出期限設定通知書の郵送の際、封書の差出人欄に審理員の所属及び氏名を記載したために、審査請求人が反論書を直接審理員あてに持参し、その結果、口頭意見陳述の場で述べてもらうべき内容をほとんど聴くこととなってしまった
 - 審査請求人との間の事務手続一切は、審理員補助者名で行ってもらう。(普通市)
- 審査請求人が審査手続の流れや審理員の位置付け等を理解できなかった
 - 審査手続の流れのフロー図や総務省のリーフレット等を送付した。(普通市)
- 審査庁と処分庁が同一であり、審査庁かつ処分庁の職員たる審理員が、自らの属する行政庁の上位機関である処分庁に対して反論書の提出を求める、という形式に違和感がある。
 - 処分庁の宛名の下に処分担当課名を記載することで、違和感の払拭に努めている。(普通市)
- 審査請求後、反論書その他の書類を求めても一切提出しようとしないう請求人がいた。
 - 提出期限の再設定等をした。結果として提出されることはなかった。(普通市)
- 苦情等と審査請求のどちらに該当するかが不明確な事案が多い。処分庁の処分に関わりのない部署が審査庁となることから、苦情等でこの制度を利用することがある。その対応に時間を要することが多い。
 - 現在のところ、改善・工夫はできていない。(普通市)
- 反論書、証拠書類等が当初設定した期限までに提出されないことから、改めて提出期限を設定し、提出を依頼することとなり、審理手続の迅速さが損なわれた。また、結局提出されなかった。
 - 審査請求人が反論書等を提出しない場合には、審理員へ「反論書等は提出しない」旨の書類を提出することを規定していただきたい。(提出期限の再設定は、期限までにどうしても提出することができない場合のみに限る。)(普通市)
- 1月以上の期間を設けたにも関わらず、審査請求人から、意見等を書面にすることが困難であるため反論書を提出できない旨の申出があり、反論書が提出されなかった。
 - 法第36条の規定による審理員からの口頭質問という形で、意見聴取を行った。(普通市)
- 審査請求人に反論書を出すよう求めたが、出てこなかったため、争点を定めにくい。
 - 審査庁及び審査請求人の主張等をまとめた争点整理表を作成し、争点整理を行っている。(普通市)
- 反論書が弁明書に対する反論ではなく、自分の思いを述べられるお手紙であった為、反論書として扱えるのか判断に苦慮した。
 - 反論書等に記載例を添付して送付する等、書類の再提出や記載内容を改めて確認する手間が生じないように配慮した。(都道府県)
- 審査請求人から反論書の書き方について質問があった際、どこまで助言をしてよいか神経を使う。(政令市)

- 反論書が提出されず、提出期限を再設定するも提出されなかったことから、審理手続が進行せず、裁決までに時間を要した。(都道府県)

【争点整理】

- 審理手続が進行するにつれ、審査請求の趣旨に係る主張と当該請求の趣旨に合致しない主張等が混在する傾向となっていたため、争点を整理するにあたり、時間を要した。
 - 必要に応じて、審理手続の進行段階において争点整理表等を作成する。(普通市)
- 審理関係人各々の主張が法的に整理されていなかった。(主張する事実について立証がなく、違法・適法、不当・妥当の主張について、根拠法令等やその理由の提示が不十分。単なる不満とその否認に終始。) そのため、職権探知主義に基づき、そもそもの制度や根拠法令等の調査、基礎的な事実関係の調査・把握の段階から始めることとなり、主張の整理と法的な争点整理に非常に労力を要した。
 - 審査請求人及び処分庁に質問をしたり、提出書類の記載例を示すなどをしたが、結局、法的に整理された主張はできず、効果は限定的であった。(普通市)
- 審理関係人の間で争点とそれに対する主張がかみ合わず、その整理に時間を要した。
 - 上記の点を補完するために、法第 33 条物件提出要求及び法第 35 条検証を行った。(普通市)
- 審査請求の趣旨及び理由が明確でなかったため、処分庁も的確に弁明することができず、弁明の趣旨及び理由がピントのずれたものになり、議論が噛み合わなかった。
 - 審査請求人に出頭を求め、審査請求の趣旨及び理由について審理員の理解を示した上で、行政不服審査法第 36 条の規定により審査請求人に直接質問するなどして、審査請求の趣旨及び理由を具体的かつ明確にした。(政令市)
- 審査請求人が受けた処分の経緯が複雑だったため、事案の概要の整理に時間を要した。
 - 事案の概要、争点となる事項について、書面で審理関係人に示すことで、審理関係人が共通の認識のもと、審理を行った。(普通市)
- 関係法令の解釈(立法趣旨)について、関係機関(国の省庁)に「審理員として」意見を求めようとしたが、通常の行政庁と同様に県を通じて照会するように指示があり、県を通じて照会しようとしたが、以前に処分庁が同じ案件について照会していたことがあり、結果的に取り次いでもらえなかった。(普通市)
- 審理員が審査請求の対象となっている処分の内容について、審理員意見書をまとめる程度の理解を深めるのに苦慮した。
 - 意見書に影響のない必要最小限の範囲内で、実務経験者や法制担当者に助言をもらいながら作業を進めた。(普通市)
- 審査請求に係る処分の内容が多岐にわたり、また、当該処分の内容がそれ以前の処分に関連することなどから、事実の確認と不服内容の関連性などを見極めるのが困難で、論点整理に時間を要した案件があった。
 - 審査請求書の記載内容を明確に記入してもらうための説明、審査請求書の様式の工夫・改善が必要である。(都道府県)
- 審査請求の内容が対象処分の範囲を超えているなど要領を得ず、また反論書も反論になっていないなど争点整理が行えない事案があった。
 - 意見聴取(法 37 条)を行い、その際に審査請求人への質問権(法 36 条)を活用して争点の明確化を図ることを計画した(意見聴取前に当該処分が取り消されることが明らかになったので実施はしていない。)(普通市)
- 審査請求人の主張が多岐に渡り、法律上の争点とならないことが弁明書と反論書で議論され、審理が長期化・複雑化した。
 - 審理員が争点整理を行い、弁明又は反論する部分を限定して指示することも考え

られたかと思う。(政令市)

【口頭意見陳述】

- 審査請求人が行政不服審査制度の趣旨を十分理解せず、当該処分に対する不服以外の主張（開示を求めた書類の不作成に対する不満）を繰り返した。（口頭意見陳述においては、上記理由により論点外の発言が多発した。）
 - 丁寧な説明により審査請求人の制度理解を促す一方、書類の不作成の適法性・妥当性についても裁決に記載した。（口頭意見陳述においては、審査会事務局において論点を整理し、あらかじめ審査会委員に説明した。）（普通市）
- 口頭による主張等が可能なため、審理とは関係ない発言が多くなるおそれがあった。
 - 補佐人として法曹有資格者が出席する予定であったことを踏まえ、審査請求人から主張等を行いたい内容についての概要書をあらかじめ提出してもらった。（普通市）
 - 口頭意見陳述において、挙手をして審理員の許可を受けてから発言してもらうようにした。（普通市）
- 審査請求人の感情的な考えによる主張
 - 審査請求人の感情に配慮して、一方的に主張を打ち切らないようにした。（町村）
- 審査請求人が、審査請求の内容と関係ない発言をした際、どこから制止すべきか対応に苦慮した。
 - 発言の制止等は特に行わず、繰り返しの内容であった場合のみ制止することとした。（町村）
- 審査請求人の主張に時間を費やしたことで、審理員側から関係人に対して効率的な質問を行うことができず、後に文書で質問を行うこととなった。（結果、質問の回答を関係人に送付するなど時間を要した。）
 - 審査請求人の主張が長時間に及ぶと思われる際は、話を一旦止めるなどで審理員側のペースで口頭意見陳述が行われるよう進行する。（普通市）
- 民・民のトラブルや他の公的機関への不満など、審査請求人の話に脱線が多く、審理に時間を要した。
 - 「審理員が中立の立場で審理」「質問権」等の制度の趣旨に鑑み、丁寧に話を聴き、争点を整理するよう努めた。（普通市）
- 審査請求人から、処分や争点に関係のない不平不満、行政批判等が延々と繰り返され、進行が遅延することがある。
 - 審査請求人に対する丁寧な説明。審理員による口頭意見陳述会の適切な進行管理。（普通市）
- 集団で多数の請求が行われているため、口頭意見陳述に関する処分庁との調整や質問が出た場合への対応の検討に時間を要した。処分庁に対する質問が可能となったため、所要時間の大幅な増加。
 - 審査請求人に対し質問事項はできるだけ事前に書面で提出するよう要請し、効率的に実施できるようにした。（都道府県）
- 職員の知識・ノウハウが蓄積されていない。
 - 職員研修の際に、市販のビデオを上映し、口頭意見陳述の進め方をイメージしやすいように工夫した。（普通市）
- 審査請求人から、傍聴人を呼びたいとの申出があった。
 - 事前に審理関係人の許可を得て、当日も再度審理関係人の同意を得た後、入室していただいた。（普通市）
- 審査請求人との日程調整に時間を要した。実施場所の確保が困難であった。（複数普通

市)

- 遠方に居住している審査請求人、処分庁該当課、複数の審理員それぞれの日程調整がつかず、申出から実施までに時間を要した。
 - 処分庁該当課と審理員の日程が合う日を列挙し、その中から都合の良い日を審査請求人に選んでもらった。(普通市)
- 審理関係人の調整がつかず、申出から実施までに時間を要した。
 - 口頭意見陳述の実施可能な場所等を示した資料を予め提示しておく。(普通市)
- 口頭意見陳述申立により審理員、審査請求人、処分庁等、審理関係人全員の出席調整に苦慮した。
 - あらかじめ、審理関係人のスケジュール調整及び会議利用等の準備を行う。(普通市)
- 申立人らから口頭意見陳述の申立てがあつたにも関わらず、日程調整について申立人らからの返答がない。(国の行政機関)
- 審理関係人の調整がつかず、申出から実施までに時間を要した。(普通市)
- 審査請求人が希望する実施日が休日に当たっており、法第 31 条第 1 項ただし書の規定を適用すべきか判断に迷った。(普通市)
- 口頭意見陳述の日程を延期してほしいとの申し出がある。
 - 口頭意見陳述申立書の様式交付時に約 2 ヶ月の日程を聞いている。(都道府県)
- 審査請求人の電話番号等の情報がなく、郵送による口頭意見陳述の意向確認となり、確認に時間を要した。
 - 審査請求書受付時に電話番号等を聴取する。(普通市)
- 個人情報開示請求関係の審理で、審査請求人の希望により、審査庁と個人情報保護審査会のそれぞれに対する陳述が行われ、対応に時間を要した。(普通市)
- 情報公開関係については、インカメラ審理ができないため、審査庁での口頭意見陳述が機能していない。(普通市)
- 口頭意見陳述の申立てについて、法令に根拠がないとして申立書の提出を拒否された。
 - 法令に定めが無いため、申請書等の提出はそれ以上求めず、申立てがあつた旨を記録し、口頭意見陳述を行った。(都道府県)

【提出書類の閲覧又は写しの求め】

- 閲覧又は写しの交付の求めの対象となる書類の閲覧等の可否の判断に時間を要する。
 - 審査庁において、処分庁からの資料提出の際、閲覧等の可否を確認している。(国の行政機関)
- 当事者の物件提出時期が異なり、物件等すべてを通知のうえ、閲覧機会を確保する時期が遅れた。
 - 物件提出期間の期限を明確に定めること。(普通市)
- 処分庁提出書類の閲覧等請求について、詳細に手続を案内しても、審査請求人から請求されない場合が多い。弁明書と処分庁提出書類をあわせて読まないで処分庁の主張をよく理解できないような場合、弁明書の送付のみで、本当に反論の機会を与えたことになるのか疑問。
 - 特に必要と認められる場合は、他の手続(法 36 条に基づく質問等)に付随する手続として、処分庁提出書類の写しを、請求を待たず職権により審査請求人へ送付した。(都道府県)
- 提出書類の閲覧の求めがあり、「審理員事務マニュアル」に基づき交付申請書の提出を求めたが「閲覧の場合は、法施行令等に申請書の提出義務は規定されていない」と提出を拒否された。

- 法令に定めが無い場合、申請書等の提出はそれ以上求めず、申立てがあった旨を記録し、閲覧及び口頭意見陳述を行った。(都道府県)
- 対象となる書類等が多く、閲覧の可否の判断に時間を要した。
 - 資料提出の際に、予め閲覧の可否を確認しておく。(政令市、複数普通市)
- 処分庁の閲覧に関する意見が具体的でない。
 - 証拠書類、物件が提出された時点で、案件の内容熟知を兼ね審査員2名で内容確認を行っている。(都道府県)
- 審査員が審査手続に必要な税情報について、処分庁は税の守秘義務に伴い審査員にどこまで情報開示することができるのか不明な点
 - 新たな制度であるため、今後蓄積されるであろう全国の審査員意見書の状況を把握し、同様のケースについての考え方などを整理すべきと考える。(普通市)
- 制度の運用について、指針等が出ていないため、個人情報保護条例の運用を参考にしながら実施しているが、制度上認めてよいかどうか分からない部分も多い。(都道府県)

【審査員意見書の作成】

- 審査員が審査請求の対象となった処分に精通していない。
 - 様々な分野の専門知識を得よう努力する。(政令市)
- 審査員意見書とともに審査庁に提出しなければならない事件記録について、種類が多いため整理が難しかった。
 - 任意の様式で事件記録の目録を作成して書類を整理した。(普通市)
- 当事者間に争いのない事実について、どの程度詳細にその根拠となる証拠を求め、意見書に記載をすべきか悩ましい点があった。
 - 当事者に争いのない事実は、証拠によらずにそのまま認定できる仕組みを法定してもらいたい。(普通市)
- 処分の不当性・違法性判断の根拠になる証拠が、処分庁が「非公開とすべき」として提出したものである場合は、審査員意見書が審査請求人に送付されることを考慮して書かなければならない点に苦慮した。(普通市)
- 手続が初めてで、手続を確認しながら進めたので時間が掛かったし、不安だった。経験がないので争点整理をどうすべきか、審査員意見書を作成する方法はどうするかという点及び「本件処分を取り消すべき」という判断をするときには慎重になった。
 - 審査員意見書を作成する際、一般財団法人行政管理研究センターが作成した「新しい行政不服審査法の解説 DVD (副読本)」を参考にした。(普通市)
- 処分庁の弁明書と、審査請求人の審査請求書、反論書及び最終反論書の論点とが噛み合っておらず、両者のすり合わせ・論点整理に時間を要した。
 - 弁明書を審査請求書に対応する形で整理する。(普通市)
- 2つの処分についての審査請求が一緒にきてしまったが、補正を行うことなく手続を進めてしまったため、統合・分離についての要否が不明確となってしまった。結局、統合はせず、はじめから別の審査請求があったものとして取り扱ったが、次回以降同様の案件があった場合には補正を行いそれぞれの処分ごとに審査請求書を提出してもらうこととする。(普通市)
- 審査請求人から様々な主張があったため、取りまとめに苦労した。(普通市)
- 救済本位の観点からは救われるべき事案でありながら、行政不服審査の枠組みの中では棄却ないし却下という扱いをせざるを得ない事案につき、意見に及ぶ部分にどこまで踏み込んだ記載をするか。
 - 個別事案の審理の中で表れてきた問題点につき、意見書とは別に、処分庁(処分担当課)へのフィードバックを行う仕組みを設けることや、処分の段階で、不服申立

て等の教示だけでなく、処分庁に対して是正を促す措置及び他の権利救済手段並びにそれらについて相談できる場を周知することなどが考えられる。(普通市)

- 事実認定、法のあてはめまではある程度文章化できるが、肝心の「判断(理由)」の文章化が困難(経験不足を原因とする)
 - 総務省行政不服審査データベースや判例データベースから裁決書、判決書を援用した。(普通市)
- 医学的判定が重要視される処分においては審理員は処分適否の判断が困難。鑑定を行う場合の追加診断書の有無等。
 - 鑑定を実施(都道府県)

【行政不服審査会】

- 迅速な手続のために総務省マニュアルに準じて審理員名で第三者機関(審査会)への諮問についての申出に関する注意喚起を行ったが、本来、諮問を行う審査庁が行うべきものであると考えられること、希望の「有無」を「確認」する必要がある(申出があるまでは希望の有無の「確認」にならない)
 - 次回からは、提出期限を設けて、諮問の希望の有無を明記する形式の回答書(様式を添付)の提出を求めるとし、通知も審査庁名義で送付する。(普通市)
- 審査請求人が行政不服審査会等への諮問を希望するかしないかの意思確認(諮問前に審査請求人が審理員意見書の内容を知ることが手続上できないため、審理員の審理結果を踏まえて審査請求人が諮問希望の判断をすることは、実質的にできない)
 - 法第42条に第3項として「3 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。」を加え、第43条第3項の諮問後の審理員意見書の写しの送付の規定を削る改正が必要であると考えます。(普通市)
- 行政不服審査会開催
 - 日程がなかなか整わず、苦慮しました。(普通市)
- 審査委員及び審理関係人の日程調整
 - 審査委員らが市外在住であるため、動きのつきやすい場所を確保した。(普通市)

(3) 審理手続を円滑に進行していくための工夫

《問33 審理手続を円滑に進行していくための工夫》

【審査請求人への案内】

- ・ 審査請求人に対し、審理手続全体の流れを説明する資料を併せて送付した。(国の行政機関)
- ・ 審査請求の担当課では、審査請求人が誤りのない請求書を提出することで、補正等を経ることなく迅速な審理ができるよう、審査請求を希望する者には総務省から示されている審査請求書の様式と課作成の記入要領を送付している。(国の行政機関)
- ・ 審査請求人に対し総務省のリーフレットを送付し、口頭意見陳述や書類の閲覧・謄写制度の周知を行っている。(都道府県)
- ・ リーフレット「新たな行政不服審査法がスタートしました!!」を活用し、審査請求がどの段階にあるのかを示している。(都道府県)
- ・ 審査請求人に全体の流れを把握してもらうため、審理員指名の通知とともに、参考資料として審理全体の流れを示したフロー図を送っている。(都道府県)
- ・ 審査請求人に文書を送付する際、連絡の趣旨や次の手続について分かりやすく説明したレターを同封している。(都道府県)

- ・ 審理員が審査請求人に弁明書を送付する際の書面に、改めてその後の手続の流れを記載するとともに、行政不服審査会への諮問を希望しない場合の手続についても案内している。(都道府県)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(都道府県)
- ・ 反論書の提出等、審査請求人に求める資料について、資料提出の趣旨、記載方法、注意点をまとめた資料を作成し、資料提出要求時に審査請求人に交付している。(都道府県)
- ・ 審査請求人に対し、審査請求の目的及び審理手続全体の流れを理解してもらうために、資料を独自に作成し、配布している。(都道府県)
- ・ 審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、審査請求人に対し、処分庁の弁明書を送付して反論書の提出について通知する際に、送付している。また、その際、口頭意見陳述の希望の有無を記載して提出してもらう書面を送付している。(都道府県)
- ・ 審査庁が審理員指名通知書を審査請求人に送付する際に、審理手続の流れをまとめた資料を併せて送付している。審理員が処分庁に審査請求書を送付する際も同様。(都道府県)
- ・ 口頭意見陳述及び提出書類等の閲覧・交付に係る事務手続について(あらかじめ審査請求人等の意思確認を行うこととする)事務マニュアルの改正を行った。審理員及び審理員補助者との連携を密にしながら、必要に応じて事務手続等の助言を行う等、現在、適正な事務手続の徹底に取り組んでいるところ。(都道府県)
- ・ 審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、審理員の指名をした旨の通知に同封している。(政令市)
- ・ 審理手続全体の流れを記載したチラシを独自に作成し、配布している。(政令市)
- ・ 審査請求の一般的な事務の流れを理解してもらうために、フロー図を作成し、配布している。(政令市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(政令市)
- ・ 審査請求を提起しようとする者が参照することができるよう、審査請求の概要や審査請求書の記載方法等をまとめた手引を作成し、ホームページで公開するとともに、必要に応じて配付している。(政令市)
- ・ 審査請求人が審査請求後の手続の流れを理解できるように、リーフレット「新たな行政不服審査法がスタートしました!!」を配布したり、迅速な審理を実現するよう重要な書面を職権送付したりしている。(政令市)
- ・ 審査請求人にリーフレット「新たな行政不服審査法がスタートしました!!」や反論書の項目、体裁などを示した記載例を配付している。(政令市)
- ・ 審理員の指名について通知を行う際、審査請求人に対し、手続の大まかな流れを説明した資料を送付している。(政令市)
- ・ 審査請求人に弁明書を送付する際、行政不服審査手続全体の流れと主な手続について説明した資料を独自に作成し、配布している。(政令市)
- ・ 審査請求人に対する通知を送付する際に、今後の手続の流れ等を説明する資料を作成し、添付している。(普通市)
- ・ 関係者に、あらかじめ審理手続の流れ、概ねの所要時間等を説明したり、その資料を配布する。(普通市)
- ・ Q&A方式の資料を作成し、問い合わせ等があった際の説明用に配布している。(普通市)

- ・ 定められた通知以外に、適宜説明の文書や資料を同封し、審査請求人に送付している。
(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらい、また共有するため、フローチャート等の配布を検討していきたい。(普通市)
- ・ そもそも行政不服審査制度がどのような制度なのかについて、審査請求人も処分庁も理解が不足している(原処分の違法・不当の有無を争う場ではなく、不服・不満を大岡裁きの処理する制度という認識か?)。したがって、今後は、作成したHPや総務省が作成したHPの写しを交付し、制度の概要を説明する等、ある程度、制度の意味合いを理解していただいた上で審理を進めていくこととしたい。(普通市)
- ・ 審理員指名の通知をする際、審査請求人に審理手続の流れを簡単に図解した資料を独自に作成して交付している。(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。
(普通市)
- ・ 審理手続の実際の流れを示した文書を作成し、説明を実施した。(普通市)
- ・ 市販の審査請求人向けの手続に関するリーフレットを購入し、審査請求時に渡すような取扱いとしている。(普通市)
- ・ 審査請求手続全体の流れを図にした資料を独自に作成し、配布している。(政令市)
- ・ 口頭意見陳述の申立てができることなどを審査請求人への通知文に記載することで審査請求制度の透明化を図っている。(普通市)
- ・ 審査請求人に手続を理解してもらうために、具体的な参考条文を示した資料を提供している。また、提出書類の作成に戸惑わないよう、書類の記載例を提供している。(普通紙)
- ・ 審理手続全体の流れと手続各段階における審理関係人の役割を図示化した資料を作成し、配布している。(普通市)
- ・ 審査請求人に対して、今後の手続の流れがわかる簡単な案内文を送付している。(普通市)
- ・ 審理請求書を提出される際、審査請求制度を理解してもらうために、審理手続等、全体の流れを独自に資料作成し、配布説明している。(普通市)
- ・ 総務省のリーフレット「新たな行政不服審査法がスタートしました!!」とともに、審理手続全体の流れ、裁決についての簡単な説明をした資料を独自に作成し、配布・説明をしている。(普通市)
- ・ 審査請求がなされた際、審査請求人に処分庁の弁明書を送付する際等、審理手続のときどきにおいて、適宜審査請求人に対し、手続の流れ等を説明している。(普通市)
- ・ 市民用パンフレットの作成(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。
(普通市)
- ・ 審査請求人に対し、審査請求に関する手続等をまとめた資料を配布し、制度に対する理解を得られるように努めている。(普通市)
- ・ 審理員指名通知とともに、審理手続全体の流れを説明した資料を配布している。(普通市)
- ・ 審査請求から裁決までの流れについて、事前に審査請求人に対して資料を送付した。
(普通市)
- ・ 審査庁の手続及び審理員の手続を総合的に案内するフロー図を作成し、審査請求を受理した際に、審査庁から審査請求人に対して、審査請求を受理した旨を文書により通知

- するとともに、当該フロー図を送付している。(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布することとした。(普通市)
 - ・ 審査庁において、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、審査請求を行おうとする者等に必要に応じて配布している。審理員においても、同様に、審理手続全体に関する通知を審査請求人に対して行っている。(普通市)
 - ・ 審査請求を受ける際又は審理員指名通知をする際、全体の流れ図や手続を簡明に説明した資料を配布している。(普通市)
 - ・ 制度に係るチラシ(制度全般の説明や審理手続全体の流れをフロー図にしたもの)及び審査請求書等の関連書式の記載例を作成し、審査請求人に配布又は送付している。(普通市)
 - ・ 円滑で効率的な審理手続の進行のため、審査請求書の受付時に、標準審理期間と今後の審理手続の大まかな流れがわかる資料を審査請求人に渡し、内容を説明している。また、口頭意見陳述の前には、論点整理表を作成し、審査庁及び処分庁で確認・共有している。(普通市)
 - ・ 今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を、審査請求人に送付している。(普通市)
 - ・ 審査請求人に対し、審理手続の資料(フローチャート形式のもの)や各種書類のひな形を審査請求人に交付した。(普通市)
 - ・ 審査請求をしようとする方向けのパンフレットを設置している。(普通市)
 - ・ 審査請求書の作成例などを本市ホームページ上で掲載している。(普通市)
 - ・ 図解のパンフレット等を活用し審査請求人に説明した。(普通市)
 - ・ 審査請求に対する問合せがあった際は、総務省作成のマニュアルを用いて審査請求の流れ(フロー)、新法による審査手続・制度を説明している。(普通市)
 - ・ 審査請求人に審理手続の概要や流れを理解してもらうため、審査請求の手引きを独自に作成した。(普通市)
 - ・ 弁明書の初回送付時に、審査請求人に対し、それ以降の審理手続における提出又は申立て等の意向を事前確認し、書面で提出いただくことで、対応が円滑に行えるようにしている。(普通市)
 - ・ 審査請求人に審査請求の流れを一定理解してもらうため、審査請求人に審理員氏名通知書を送付する際に『審査請求のしかた ～新しい行政不服審査制度のあらまし～(株)ぎょうせい発行』を送付した。(普通市)
 - ・ 審理手続全体の流れを説明した資料を作成した。(普通市)
 - ・ 市独自のマニュアルの中で「審理員の審理手続」編を設け、手続の流れや具体的な事務を箇条書きで記載し、理解しやすくしている。それに加えて、審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、事前に処分庁の窓口などで説明し、配布するようにしている。(普通市)
 - ・ 審査請求人に審理手続全体の流れを説明した資料(総務省作成リーフレット)を渡した。(普通市)
 - ・ 審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布するのがいいと思います。一般人は訴訟に関して知らないことが多いと思うので分かりやすい簡単な資料を事前に配布するのが有効だと思います。(普通市)
 - ・ 審理員指名通知時に今後の審理手続全体の流れを説明した文書を同封している。(普通市)

- ・ 審査請求人に流れ図を送付した。(普通市)
- ・ 審査請求書の提出があった際に、審理手順のフローを整理した資料を審査請求人に配布するようにしている。(普通市)
- ・ 行政不服審査法の基本事項に関する市民への周知を図るため、市の施設にリーフレット等を設置している。(普通市)
- ・ 審査請求時に今後の手順の流れを説明するようにしている。(普通市)
- ・ 審査請求人への制度及び全体の流れの理解のために、総務省リーフレットを配布した。(普通市)
- ・ 審査請求人との面談の際に、手順の流れ等について丁寧な説明を行うようにしています。(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手順全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(普通市)
- ・ 審査請求を受け付ける際に、審査請求人に対してどのような手順を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手順全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(普通市)
- ・ 当事者が流れを把握しやすくするため、本市独自の手順マニュアルを整備すべく準備を進めている。(普通市)
- ・ 事前に手順の流れとその手順に審理関係人がどのようにかかわってくるかを記載した書面を審理関係人に配付すれば、審理の円滑化に役立つと思われるので、独自に作成して配付した。(普通市)。
- ・ 審査請求人については、書面を送付するだけでは、反論書の提出など、同人の行為の審理手順上の意義を的確に理解させることが困難である。そこで、できる限り口頭でも説明し、審査請求人の疑問を解消させることが、審理の充実のみならず、後のクレーム等を未然に防止し、手順の円滑化を図るうえで有用である(普通市)。
- ・ 審査請求の制度について、相手方が理解していないため、市に対して不服・要望を言いたい場合が大半である。実際に審査請求されることは少ないが、問い合わせは多数あるため、審査請求がどのような手順になるか全体の概要書を作成し、説明に努めている。(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手順全体の流れを説明した資料を配布している。(普通市)
- ・ 市独自のフローチャートを作り、進捗状況の確認、説明を行っている。(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手順全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(普通市)
- ・ 審査請求人に対し、制度の仕組みや法令の規定等を丁寧に説明している。(普通市)
- ・ 審査請求人に対し、審理手順の流れや今どの段階にあるのかなどを理解してもらうために、審査請求書の提出から裁決までの流れを説明した資料を配布するとともに、来庁された際に、その資料を用いて説明をしている。(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手順全体の流れを説明した資料を配布している。(普通市)
- ・ 審査請求人向けの説明資料を作成した。(熊本県 阿蘇市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手順全体の流れを説明した資料を配布している。(普通市)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手順全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。

(普通市)

- ・ 説明資料を独自に作成している。(町村)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(町村)
- ・ 審査請求人が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明したリストを作成した。(町村)
- ・ 審理手続には時間を要することもあるため、審査請求人の代理人弁護士に適宜連絡をして、審理手続の進捗状況について把握してもらうようにしている。(国の行政機関)
- ・ 必要に応じて、電話又は郵便にて、審査請求人に対して審理手続の進行状況を連絡している。(都道府県)
- ・ 審理が計画的に行えるよう審理手続の各段階で、今後、想定されうる手続を審理関係人に説明している。(普通市)
- ・ 審理員補助者を積極的に活用し、審査請求人への連絡や訪問を実施して今後の見込まれるスケジュールや手続等を説明し、理解を得るようにしている。(普通市)
- ・ 関係書類(通知等)を審査請求人に送付する際に、全体のフローの中で現在の手続がどこに位置するかなどを事務連絡として説明した。(町村)
- ・ 審査請求書(副本)を処分庁に送付する際に弁明書記入例及びその説明文書を、弁明書(副本)を審査請求人に送付する際に反論書記入例及びその説明文書を、それぞれ添付することとした。(政令市)
- ・ 審査請求人及び処分庁に反論の機会を保障するため、閲覧又は写しの交付の請求がなされなくても、双方に無料で写しの交付を行っている。(普通市)

【審査庁・処分庁等審理関係人との連絡・情報共有】

- ・ 争点を整理した上で、審理員間で審理方針を協議している(都道府県)
- ・ 提出書類等を審理関係人に職権により配布し、相互の主張、論点等を共有することとしている。(政令市)
- ・ 審理員が争点整理した資料を審理関係人に配布し、相互の主張、論点などを確認、共有した。(普通市)
- ・ 審査庁や審理員が審査請求案件のスケジュールを共有して、審理を計画的に行った。(普通市)
- ・ 審査担当課と処分担当課とはよく連絡を取り合い、資料等が必要なときに提供してもらえるような関係を築く。(町村)
- ・ 審理関係人から提出された証拠書類等は、他の審理関係人に閲覧等されることを望まない書類等を除き、他の審理関係人にも送付することとした。(政令市)
- ・ 審査請求書(副本)を処分庁に送付する際に弁明書記入例及びその説明文書を添付することとした。(政令市)
- ・ 総務省作成の審理手続マニュアルをプリントアウトし、すぐに確認できる状態としている。(普通市)
- ・ 審理手続全体の流れを担当者が理解する。(町村)
- ・ 制度全般に係る事務局として、総務課が審理員からの問い合わせに対応し、適宜助言を行った。(普通市)
- ・ 庁内に周知するとともに、担当係内での制度周知を図るため、審査請求事務が一目でわかるような、手引きの作成に着手している。(普通市)
- ・ 新行政不服審査制度に係る事務手続のフローチャートを作成し、審理員や処分庁担当者に今後の流れ等を説明している。(普通市)

- ・ 審理員が争点整理した資料を審理関係人に配布し、相互の主張、論点などを確認、共有している。(普通市)
- ・ 審査庁・法制担当と審理員との連携(普通市)
- ・ 審理手続全体の流れと手続各段階における審理関係人の役割を図示化した資料を作成し、配布している。(普通市)
- ・ 審理員及び補助員共に審理手続の流れの理解を図ること。(町村)
- ・ 審査請求の内容をわかりやすく説明したり、根拠法令を明確に指し示すなど、審理員が業務を始めるに当たっての理解が容易に進むよう、努めている。(普通市)
- ・ 総務省マニュアルをベースに、審理手続に係る本市独自様式を作成する予定である。(普通市)
- ・ 審理員指名の際、指名後の審理手続の流れを説明した資料を渡している。(政令市)
- ・ 審理手続の進行表を作成し、審査庁、審理員及び審査会事務局で共有している。(普通市)
- ・ 審理員をお願いすることになる職員に対し、審理手続のロールプレイを収めたビデオ教材の視聴を依頼し、具体的な流れをイメージしてもらうよう努めたい。(普通市)
- ・ 審理が計画的に行えるよう審理手続の各段階で、今後、想定される手続を審理関係人に説明している。(普通市)
- ・ 審理員が今どの段階を踏んでいるか、次にどの段階を踏むことになるかを理解してもらうために、審理手続全体の流れを説明した資料を独自に作成し、配布している。(普通市)
- ・ 審理員に指名された者以外の弁護士資格を有する任期付職員が、処分部局処分担当課の補助を行う。(普通市)
- ・ 事務局で審理員の補助を行うことで、審理手続のノウハウを事務局に蓄積する。(普通市)
- ・ 国から情報提供を受けたマニュアル、様式等を個別にファイリングし審査庁担当課に設置している。(普通市)
- ・ 審査会の円滑な運営に資するため、審査請求から採決に至るまでのイメージ図を委員に配付している。(普通市)
- ・ 審査会事務局が争点整理した資料案を審査会委員に配布し、相互の主張、論点などを確認、共有している(情報公開・個人情報開示決定等の審査請求の場合)。(普通市)
- ・ 審査請求人及び処分庁に反論の機会を保障するため、閲覧又は写しの交付の請求がなされなくても、双方に無料で写しの交付を行っている。(普通市)
- ・ 審理員への意見書見本共有(普通市)

【手続上の工夫】

- ・ 特定の法律の規定による裁定に係る審査請求について専門の事項を調査審議させるため設置している専門委員会について、定型的な審査請求事案の考え方を整理することなどを通じ、手続の迅速化を進めている。(国の行政機関)
- ・ 審理手続を迅速かつ効果的に行うため、審理員は、原則、審査請求人と処分庁双方の主張等を整理した審査請求論点整理表を作成することとしている。作成した審査請求論点整理表は、諮問書と併せて審査庁に提出することとしている。(都道府県)
- ・ 円滑な審理を行うため、審理関係人が法第 32 条により証拠等を提出する際は、立証趣旨等を記載した証拠説明書の提出を求めている(ただし、審査請求人の場合は任意)。(都道府県)
- ・ 事件ごとに現在どの段階にあるのかが分かるようにエクセルで進捗管理表を作成している。(都道府県)

- ・生活保護法に係る処分について、裁決すべき期間が70日（又は50日）とされているため、審査庁の審査期間も考慮した上で審理計画表を作成し、審理手続の進行管理を行っている。（都道府県）
- ・法第36条の質問の手続として、早いタイミングで審査請求人から直接話を伺うことで、早期の争点整理、審査請求人の主張の要点を把握する。（普通市）
- ・審査請求関係人に対し、主張する十分な機会を与え、争点を整理し、互いの主張や論点を理解し合う・確認し合うことが審査手続を円滑に進行していくために重要だと考える。（町村）
- ・審理手続の進捗状況を把握するため、随時、審理員から手続状況の報告を受けるとともに、審査請求全体の進行状況が明確になるよう、一覧を作成した。（普通市）
- ・審査請求事務の進捗状況を管理表により管理している。（普通市）
- ・審理員複数制を検討中。（普通市）
- ・処分庁から数多くの証拠書類等が提出されることが見込まれるため、その提出の際に「証拠説明書」（証拠書類等の一覧表）を併せて提出してもらうこととした。（政令市）
- ・争点整理表を作成することにより、審理関係人の主張、論点、証拠等を整理していくことを想定している。（普通市）
- ・審査請求人との連絡調整を誰が行うか明確になっていないため、審理員補助者を活用している。（普通市）
- ・審査請求人から反論書の提出がない場合に、提出期限の再設定をした上で再度一定期間の経過を待たなければならないとする制度のため、手続の遅延が生じていると考えている。（普通市）
- ・審査請求人に対して、口頭意見陳述の申し出の確認や日程調整を早い時期に行っている。（普通市）
- ・行政不服審査法36条に基づく質問権を積極的に活用し、争点整理を進めている。（普通市）
- ・審理員が円滑に手続を進行できるよう、随時状況の確認、手続内容の確認を行う。（普通市）
- ・審理期間の短縮のため、弁明書の依頼段階で原処分の根拠資料等の提供等を求める。（普通市）
- ・現在、権利の濫用ともとれる件数の公開請求が特定の住民から提出され、公開決定に対して不服がある場合には審査請求が提起されている。そのほとんどが却下裁決の予定であるが、処分庁部署が多忙であり裁決書の作成に苦慮しており、審理終結まで至っていない事件が多く標準審理期間を設けられない状況である。（町村）
- ・軽易な事項について審査請求人に連絡する際に電話ができるよう、審査請求書の様式に電話番号欄を作っている（任意記載事項）。（政令市）
- ・審理員は各当事者に対して、主張の内容等について不明な点がある場合には質問の形式としては、書面または口頭のいずれかでも可能だが、反対当事者が審理員のした質問の内容を正確に把握できるようにするためにも、書面で質問し、書面で回答を求めることとしている。（町村）
- ・県町村会などが審理員の候補者を確保して市町村の事件に対応するという例があるようです。町村は事案もあるかないかくらいなので共通の審理員の確保をしていただければと思います。（町村）
- ・審理員の内部資料として、争点整理のための表を作成している（普通市）
- ・今回の研修で使用した手引書及び行服審査請求事務取扱マニュアルを活用する予定（普通市）
- ・審理期間を円滑に進行するために、審理の進捗を詳細に記録し、案件ごとの進捗管理を

行っている。また、弁明書の初回送付時に、審査請求人に対し、それ以降の審理手続における提出又は申立て等の意向を事前確認し、書面で提出いただくことで、対応が円滑に行えるようにしている。(普通市)

- ・ 審理期間を円滑に進行するために、審理の進捗を詳細に記録し、案件ごとの進捗管理を行っている。(普通市)
- ・ 訴訟の進行と並行して当事者の手続保障が十分されるように意識している。(普通市)
- ・ 審理員補助員が争点整理し、相互の主張、論点などを確認したのち資料を作成し、審理員に提出している。(普通市)
- ・ 弁明書送付の際に口頭意見陳述や資料の請求に関する案内を行う等手続の簡素化を行っている。(普通市)
- ・ 請求人に代理人(弁護士)が付いている案件については、代理人に対し、期日間において口頭で主張・争点を確認し、審理手続の充実を図っている。(普通市)
- ・ 手続に係る書面の参考記載例を示すことにより、書類修正に要する時間を短縮するとともに、審査請求に先立ち、書類の事前審査にも応じるようにしている。(町村)
- ・ 審理員が必ず発出する文書(弁明書の提出要求、反論書の提出要求等)について、総務省のマニュアルの様式編を参考に様式例を示し、審理員補助員の事務の簡素化を図っている。(都道府県)
- ・ 審理手続の長期化を避けるために、処分庁から提出された証拠書類について、審査請求人から閲覧又は写しの交付の求めがなくても、審理員の職権で審査請求人へ交付することを検討している。(普通市)
- ・ 独自の手引を作成し、フロー図等で審理手続全体の流れを確認しながら対応する。(普通市)
- ・ 審理員が作成した口頭意見陳述の記録を審査請求人に配付し、相互に内容の把握を行っている。(普通市)
- ・ 口頭意見陳述後の反論書提出の可能性に配慮し、口頭意見陳述聴取結果記録書を審査請求人及び処分庁に交付した。(普通市)
- ・ 口頭意見陳述の実施に先立ち、審査請求人に質問趣意書の事前提出を求め、処分庁に事前送付しておくことにより、効率化を図っている。(都道府県)
- ・ 審査請求を受理した段階で審査スケジュールを組んで事務を進めている。(審理員が)弁明書、反論書の提出期限を短期間(2週間程度)に設定し、審理手続を進行している。(普通市)
- ・ 審理員が審理手続中に実施した質問とその回答をまとめた資料を、審査請求人と処分庁の双方に配布し、共通理解を図っている。(普通市)
- ・ 審理員が、審査庁から入手した資料に関しては当該資料を有していることを審査請求人に通知し、審査請求人から入手した資料に関しては当該資料を有していることを審査庁に通知している。(都道府県)
- ・ 審理スケジュール(予定及び実績)を作成し、審理員及び審理員補助者とで共有し、進捗管理を行っている。(普通市)
- ・ 審理手続全体の流れの整理(町村)
- ・ 審査請求人及び処分庁の主張内容を整理した一覧表を作成し、争点ごとに対比させたことにより手続を円滑に進めることができた。(普通市)
- ・ 関係法令や過去の判例を参考にするとともに、幅広く情報収集している。(都道府県)
- ・ 審理手続の流れを把握するため、審査請求受理時からの経過を記録する様式を使用している。(都道府県)
- ・ 審理関係人の、各々の任務やそれに伴うスケジュールの確認等を細かく行う。(普通市)

【職員研修】

- ・ マニュアルの一部に審理手続に関する事項を掲載（町村）
- ・ 審理手続の場面を想定した研修を実施する。（普通市）
- ・ 審理員が何を行うのかなど、根本的なことが理解されていないので、審理員向けの研修を企画（普通市）
- ・ 行政不服審査法及び審理員制度について、職員の同法の理解を深めるだけでなく、不服申立てに対応できる能力を身につけるため、庁内の職員を対象とした研修会を開催する予定である。（普通市）
- ・ 全体研修とは別に、財務部の関係職員で審理手続の流れについて確認を行ったほか、簡易マニュアルを作成し審査庁担当職員研修を実施した。（普通市）
- ・ 審査庁及び審理員を担当する者に国のマニュアル、DVD 教材等を貸し出して、流れを把握してもらい、審理を進める。（普通市）
- ・ 実際に担当することとなった職員に対し、法務担当課の職員及び弁護士資格を有する任期付職員が個別具体的に説明を行い、フォローしている。（普通市）
- ・ 審理員のシミュレーション等の研修を行っている。（普通市）
- ・ 今後、審理員候補者向けの研修の実施や、資料を作成したい。（町村）
- ・ 業者委託の研修で、より具体的な事例を参考にしている。（町村）

（４）総務省への要望

《問 34 その他、新制度の運用等に当たり、総務省行政管理局行政手続室に対し改善してほしいこと。》

【マニュアル・情報提供について】

- ・ 各省からの問い合わせを踏まえ、総務省 HP 掲載の運用マニュアルを適宜改善して頂きたい。（国の行政機関）
- ・ 電話やメールでの随時の質疑応答に対して、今後も引き続きご対応いただけると助かります。（国の行政機関）
- ・ 運用に関する相談に丁寧に応じていただきたい。（国の行政機関）
- ・ マニュアルの様式編が大変参考になるが、加工が可能なワードファイル等でいただくと更に事務が楽になる。（国の行政機関）
- ・ 実際に制度を利用することになった際に手続に戸惑うことがないように、モデル事例（実際に行われた各手続の時期等）を共有してほしい。（国の行政機関）
- ・ 処分庁や審査請求人に行政不服審査法や手続の流れを伝えることに苦慮した。一般向けに、制度の概要や手続の流れについて解説したパンフレットなどがあると便利であると考え。（国の行政機関）
- ・ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律について逐条解説を作成し、配布願いたい。（国の行政機関）
- ・ 審理関係人から提出される証拠書類等には電磁的記録媒体も含まれるところ、音声データが証拠書類等として提出される場合も想定される。当該証拠書類等に対する閲覧請求がなされた場合における運用について示していただきたい。（国の行政機関）
- ・ 審理関係人に対する質問等の審理手続を通じて得られた新たな事実に係る記録について、審査請求人が了知しない事実に基づいて審理員意見書が作成されないよう審査請求人に対して当該記録を情報提供することとしているが、具体的にどの程度の情報を

提供すべきか例示を運用で示していただきたい。(国の行政機関)

- ・ 複数の形式的な却下事由(審査請求期限の渡過、審査請求先の誤り、処分の不存在等)が存在する際、どの事由により却下すべきかを示すなど、却下の場合の取扱いについて、マニュアルを充実してほしい。(国の行政機関)
- ・ 各自治体が設置する行政不服審査会の委員向けに、審査を行う上でのポイントや、答申書の作成(構成、表現方法等)についての参考資料等を作成していただけるとありがたい。(都道府県)
- ・ 審理員意見書及び裁決書の質を一定程度に保つため、審理員意見書及び裁決書の作成(用語の使い方、表現方法等)についての参考資料等を作成していただけるとありがたい。(都道府県)
- ・ 制度の運用を踏まえ、マニュアルやQ&Aのアップデートを継続的に行ってほしい。(普通市)
- ・ 審理員審理が適用されない審査請求(行政委員会の処分)の審理手順例を参考に示していただきたい。(普通市)
- ・ 審査請求事務マニュアルは、手続の流れに沿って根拠法令・運用上の解釈・参照すべき様式例まで示していただけているのでありがたい。様式の改正等の都度、マニュアルの更新をしていただき、更新した旨の情報を随時提供していただけると助かります。(普通市)
- ・ 現在、審査請求の実績はありませんが、実際に事務を行うとなると専門部署がないため、対応に苦慮することになると思われます。わかりやすい対応マニュアル等があると大変事務が行いやすくなるのではないかと思います。(町村)
- ・ 審査会の運用に関して、もっと細かく情報がほしい。(町村)
- ・ 事例が出た場合に、どのような対応がなされたか情報提供してほしい。(普通市)
- ・ 審理員としての経験に乏しいため、審理員は手探りで審理を進めています。審理員制度は、審理員個人の権限と責任で審理を行ったうえで意見を述べるため、事務負担のほか心理的な負担がかかります。そのため、実務的な取扱いや法に明記されない留意点など、事例を集積したうえで周知をしていただけると大変助かります。(普通市)
- ・ 貴室に法施行後に自治体等から寄せられた問い合わせについて、Q&Aなどで情報提供いただきたい。(普通市)
- ・ メール等で事例などの情報提供してほしい。(町村)
- ・ 毎年度1回程度で結構ですので、各自治体から貴室への電話質問に対する回答の事例集(主な事例を集めたもの)を作成していただき、情報提供していただきたい。(例)平成27年2月に作成された「改正行政不服審査法等に関する地方公共団体からの質問・意見に対する考え方」のようなもの(都道府県)
- ・ 過去に行政不服審査を経験したことがないため、実際の手続等が発生すると苦慮することが想定されるため、相談できる場所や体制づくりが必要(町村)
- ・ 制度運用に当たって、住民から、「不服」＝「行政に対する不満、苦情・クレーム」と解釈される場合が多く、自らの要求を通したいがために、不服申立て(審査請求)を行なう(行いたい)という事例が多数見受けられます。現状として、多くの住民に、当該制度の趣旨、用語の意味等が理解されていないように感じています。住民が、「簡易・迅速で、公正・透明な国民の権利利益の救済制度」の意味を履き違えないためにも、「不服とは何か」、「処分とは何か」、「国民の権利利益の救済とはどういうことか」など、そもそもの制度の入口部分の内容についても、国民向けに周知をしていただければ、さらに理解が深まるのではないかと考えています。(普通市)
- ・ 事務事業ごとの審査請求先の一覧化、審理員の指名が不要なもの、第三者機関への諮問が不要なものを事務事業ごとに分類化、事務事業名の検索により上記の内容が確認で

きる仕組みの構築（普通市）

- ・ 各自治体と情報共有ができる体制等が構築されれば、制度運用にあたり有益となると思われる。（普通市）
- ・ 各自治体からの Q&A を充実して欲しい。その際の回答は、紋切り型の回答ではなく、学識経験者の意見等を参考にしながら一步踏み込んだ助言（推奨）というものにしていただきたい。（普通市）
- ・ 具体的な事例集の作成（普通市）
- ・ 総務省行政管理局の作成したマニュアルを基に運用しているが、マニュアルに記載されていない部分で疑義（例：口頭意見陳述をできる旨の告知の要否や審査手続終了後の物件の提出要求の可否等）が生じることがあったので、マニュアルを精緻なものに更新していただきたい。（普通市）
- ・ 小さな自治体だと、不服申立ての事例が少なく、標準審理期間の設定が難しいため、標準的なモデルを示してもらいたい。（普通市）
- ・ 特異なケースの審査請求に対する自治体向けの相談室の設置（普通市）
- ・ 市町村レベルでは、ほぼ全ての審査請求に関し、処分庁（市長）と審査庁（市長）が一体となっている中で、審理員審理の適用除外となる審査請求（情報公開決定等に係るもの）があった場合は、審査庁による審理となり、審査庁（市長）から処分庁（市長）に対し弁明書の提出を求めること等想定されるが、違和感も生じている。こうした細かい部分の運用について、市町村レベルでのアドバイスをいただきたい。（普通市）
- ・ 規模の小さな自治体では、国が想定しているような役割分担は、人的・組織的に難しい。実際に申し立てがあった際の対応が不安（町村）
- ・ 裁決・答申検索データベースについて、結論が明白な案件が多く掲載されており、ほしい情報が見つけづらいと感じている。検索機能の強化（or 検索だけでなく and 検索も可能にする等）など、利便性の向上をお願いしたい。（都道府県）
- ・ 全国の実例を情報提供してほしい。（普通市）
- ・ 国・自治体等による具体的な先進事例を紹介してほしい。（普通市）
- ・ 審理体制については、各自治体でそれぞれ工夫して構築していると思うが、望ましい形式を参考例等で示していただいてもよいのではないかと。（普通市）
- ・ 口頭意見陳述の機会を与える義務がはっきりしていないこと。（普通市）
- ・ 新制度の運用等に係る実務を進める上で疑義が生じた事項について、総務省や都道府県に対して、市町村から多くの質問等が寄せられていることが推測されるが、それらを取りまとめた Q&A 集を作成していただき、積極的な情報提供をお願いしたい。（普通市）
- ・ 実際に運用が始まってから多くの質問・意見が寄せられていると思いますので、過去の研修・説明会で配布されている「行政不服審査法に関する地方公共団体からの質問・意見に対する総務省の考え方」について、過去に配布されている内容を含めた最新のものを作成していただき、配布を行っていただきたい。（普通市）
- ・ 先進市で行っている事例を室で集めて、制度の運用に当たって参考になる、工夫事例集などを提供してもらえるとありがたい。（普通市）
- ・ 行政不服審査法では審査庁、処分庁のそれぞれの概念が規定されていて役割分担されているが、市ではその概念がない（審査庁も処分庁も原則市長となる。）ため、法解釈について整理がしにくい。法改正とまでは言わないが、自治体向けの逐条解説資料を作成していただきたい。整理しにくい例としては、市においては行政不服審査法第 29 条第 1 項ただし書が適用されるものなのか。適用されないとしたら、同項本文の規定による審査請求書の送付は行うべきなのか。つまり、市においては、行政不服審査法の「審査庁」を「審査担当部署」と、「処分庁」を「処分担当部署」と読み替えて制度の運用

をしていくのか、それとも市においては「審査庁＝処分庁」と捉えるべきなのか。(普通市)

- ・ 質問権の利用実態(頻度・方法)、質問権以外の工夫例、閲覧交付を拒んだ正当理由の事例等の情報を共有する機会が年1回程度あると望ましい。(普通市)
- ・ 各団体から寄せられたQ&Aがあれば、定期的にその内容を教えていただきたい。(普通市)
- ・ 可能であれば、審理員意見書も裁決や答申と同様、データベース化して欲しい。(普通市)
- ・ 一般向け審理手続全体の流れを説明する資料(リーフレットなど)がほしい。(町村)
- ・ 審査請求事務取扱マニュアル、逐条など、今後も改訂をお願いしたい。(普通市)
- ・ 法規担当として一部事務組合から相談を受けることがあるが、人員体制などが違いすぎて市長部局の運用を準用することができず、体制の整備及び運用が追いついていない。制度の厳格な運用は困難だと思われるため、実現可能な運用方法について助言してほしい。(普通市)
- ・ 審理員事務にとって、口頭意見陳述の対応が大きな負担であると考え、口頭意見陳述の実例等の情報提供をいただければ大変有益であると考え。(普通市)
- ・ 審査請求人が請求の理由として主張している以外の事由についても、その他違法の理由がないと判断するために、審理員が職権でどの程度積極的に調査すべきか、マニュアル等で一定の水準を例示してほしい。また、その調査の手法及び審理手続上の取扱いにつき例を示してほしい。たとえば審理員が職権で現地へ視察に行ったり、他行政機関への照会等を行い、意見書への添付資料として添付すること等まで予定されているものであるか。それとも、そういった調査で得られる資料と同程度のものにつき、処分庁または審査請求人に提出を求めるということで足りるものであるか。(普通市)
- ・ 法解釈・運用等で判断しがたい際には電話連絡で助言をいただいているが、お忙しいところ快く対応していただき感謝しています。今後も助言・指導等について対応していただけるとありがたいです。(町村)
- ・ 新法においても審査請求事務全体の主体は審査庁であり、審理員はそのうちの審理の部分を行うにすぎないはずだが、審理員、処分庁、審査請求人等は相互協力の上、審理手続の計画的進行を図るとされているところ(法第28条)、審査庁にはそのような規定がない。また、審査庁が審査請求の対象処分を特定した上で審理員を指名すべきことについて規定がなく、「審査請求事務マニュアル」にも記載がないため、少なくともマニュアルには記載するよう改善してほしい。(都道府県)
- ・ 今後の審理期間は平均6ヶ月以上かかる予定である。というのも、平成28年12月末までに処理した案件の中には、他と比較して審理期間が短くてすむ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院の案件が多く含まれているためである。今後、措置入院以外の案件の審理件数が増えていくに従い、審理期間の平均も現状と比較して長くなっていく見込である。(都道府県)
- ・ 行政庁からの質問とその回答について、総務省内に蓄積していると考えられるため、Q&A集のような形式で公表していただきたい。また、多数の事案を処理されている自治体(都道府県や政令市)に対して、行政不服審査裁決・答申検索データベースへ上での裁決又は答申内容の公表を強く促していただきたい。(普通市)
- ・ 処分担当課、審査担当課、審理員及び審理員補助員ごとの手続のマニュアル(案)を作成していただきたい。(普通市)
- ・ 不服申立が少ない自治体向けに、事務の流れや他の自治体が工夫している点など基本的事項や役に立つ情報などの情報提供を充実してほしい。(普通市)
- ・ 一般職員向けの運用手続の簡易マニュアルをホームページ等で公開していただきたい。

(普通市)

- ・ 当町のような小規模自治体は審査請求自体の件数が少なく、運用に不慣れなため、小規模自治体に対する支援体制を充実してほしい。(町村)
- ・ 新制度がはじまり、審査請求事務は、首長部局、行政委員会等によって異なることから、執行機関別に図表等で整理してお示しいただきたい。(普通市)
- ・ 裁決案の相談窓口について(普通市)
- ・ 審理員向けの相談窓口を国に設置していただけるとありがたい。(都道府県)
- ・ 当市は前法による異議申立件数も少なく、審査請求も今のところありません。研修を重ねるしか方法がないのかもしれませんが、庁内職員の不服申立に対する経験がほとんど無いため、審査請求が出てきても制度どおりにできるか不安です。電話やメールでの相談窓口があるとありがたいです。(普通市)
- ・ 今回のアンケートのような各自治体の取組み状況に関する情報提供・問題意識の共有など。(普通市)
- ・ 各職員(審理員)が制度を理解した中で適正に進めていきたい。(町村)
- ・ 各事例の積極的な情報提供。(普通市)
- ・ 事案が少ないことから、気軽に質問を行える仕組みや、質疑応答集の定期発行などがあるとありがたいです。(普通市)
- ・ 審理員意見書の記載内容を、第三者機関による答申書や裁決書にどの程度取り入れているのか具体例を知りたい。裁決、答申検索データベースでは審理員意見書の公表はされないため、参考となるものもなく第三者機関の委員からも疑問を呈されている。マニュアルにおいて考え方を具体的にお示しいただくようお願いしたい。また、検索データベースを参考としているところであるが、現在公表されている国の事案は要約となっており、詳細が分からない。情報公開・個人情報保護審査会と同程度のレベルで公表される予定はないか。(普通市)
- ・ そもそも審査請求の対象案件かどうか(審査請求された際に却下すべきかどうか)の判断に迷うことがある(例えば、見直していく中で、市独自の補助金の要綱に、審査請求に係る教示文を記載してしまっていた事例があった。)ので、基準を示してもらうか、データベース整備により、例えば他市では却下したものと同様の案件を棄却とするような不具合を防止できると考えますので、よろしくをお願いします。(普通市)
- ・ 色々な質疑応答・Q&A・申請書の記載例の充実をお願いいたします。(町村)
- ・ 近隣市を含め、審査請求の受付経験が無いに等しいので、全国レベルでの事例を簡単に閲覧できるWebサイトなどを設けてほしい。(普通市)
- ・ 本市では、新法施行以降審査請求がなく、旧法下でもほとんどなかったため、手続の具体的なイメージを描きにくい。具体的なイメージを持てるよう審査請求の受付から裁決までの手続の実例などを情報提供して欲しい。(普通市)
- ・ 第三者機関の委員向けの季刊誌等を発行し、情報提供いただきたい。(普通市)
- ・ 審査庁、審理員、審査会をどの部署が担うべきか(同一の部署でも可能か)について明確な見解を示してほしい。(普通市)
- ・ 審理員の規定を適用除外した場合の審理等についてもマニュアル化していただきたい。(普通市)
- ・ 審査請求の内容によっては、単なるクレームに近いものがあり、審理を進めるべきか、却下すべきか悩む場面があります。どのような審査請求であれば、却下となるのか事例を充実していただきたい。(普通市)
- ・ 教育委員会等、審理員を置かない場合の詳細な説明がほしい。(普通市)
- ・ 市内部で審査庁、審理員、審議会の役割分担を理解している方が少ないため、事務分掌がうまく進まないで困っている。長の会議等で事務分掌を適正にするよう指導してほ

- しい。(普通市)
- ・ 各自治体から貴室宛に寄せられた審理手続を行う上での質疑及びそれに対する回答を取りまとめたもの(Q&Aリスト)の定期的な提供。(普通市)
- ・ 裁決データベースのような、随時更新される地方自治体向けの審理手続におけるQ&A集の整備をお願いしたい。(普通市)
- ・ 今後も「マニュアル」の更新に努めて欲しい。(普通市)
- ・ 審理員と税の守秘義務に関して整理いただきたい。(普通市)
- ・ 法施行を踏まえて、本市としても審査基準及び処分基準の見直し作業を進めているところであるが、全法令のどの条文について、審査基準又は処分基準を設定すべきであるのか、全体を整理すべきと思われる。(普通市)
- ・ 特に注意を要する事例等に関する情報提供をお願いしたい。(普通市)
- ・ 事例の蓄積をお願いします。(普通市)
- ・ 審理員意見書、裁決書等の内容に関する情報について団体間の共有を容易にするような制度があれば、類型的・定型的な審査請求への対応に役立てることができるのではないかと考えます。(普通市)
- ・ 審査会運営の参考とするため、国審査会の調査審議の手順が分かるシナリオを公表していただきたい。(普通市)
- ・ 町規模では実績がほとんどないため、他の地方自治体における審査請求事例を分析し、具体的に、どの分野のこういった内容の審査請求に対し、審理員はどういった部署としたかなど、審理状況のポピュラーな事例を紹介してほしい。(町村)
- ・ 規模の小さな自治体(事例がほとんどない)における、有効な制度運用の参考例等を示してほしい。(町村)
- ・ 閲覧及び写しの交付について、国の考え方等を整理したものがあればいただきたい。(都道府県)
- ・ 審査請求書を形式的審査する際の「処分性有無の判断」について、小規模な自治体であるほど、審査請求事例も少なく、処分性有無の判断をしかねるケースもあると考えます。(例えば、教示を行っていないが、審査請求がなされた場合。)このような場合に、地方自治体の審査庁が処分性有無について相談可能な窓口を設置願います。(普通市)
- ・ 各自治体の新行政不服審査制度での問題点や参考とすべき店等を情報提供してほしい。特に審査請求の少ない自治体にとってはそういう情報が必要なため。(町村)
- ・ 分かりやすい運用マニュアル、手引きがあればうれしい。(町村)
- ・ 事例を基にした対応マニュアル(記入例等)を作成していただきたい。(町村)
- ・ 本市においては、精神障害者保健福祉手帳の等級判定を不服とする審査請求が多くあります。審理手続を進めるにあたって、申請人に本制度の主な手続、例えば反論書の提出などについて説明しますが、なかなか理解してもらえません。難しい事を言われても、自分達は病気のだから、よく分からない、書面なんてとても作れないと言われます。そこで、分かりやすい制度のパンフレットや、誰もが比較的容易に作成できる反論書の共通様式等を準備することはできないでしょうか？(政令市)
- ・ 他の事例等からQ&Aを作成し、定期的に周知していただきたい。(普通市)
- ・ 個人情報保護関係の制度のように、より自治体の実情に応じた制度構築が可能となるような運用を示してほしいです。(普通市)
- ・ 審理員意見書と審査会答申書の主文が異なる場合における裁決書の書き方など具体的事例の共有(総務省データベースを前提に、個別研修などで事例共有を図っていただきたい。)(都道府県)
- ・ 裁決及び答申に関するデータベースは大変参考になりました。(普通市)
- ・ 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」の検索機能が使い辛い(求めるものが出

- てきにくい、絞込みが難しい等) ため、改善を希望します。(普通市)
- ・ 自治体が困ったときに、いつでも相談できる(仮)ホットラインの開設を希望する。(都道府県)
 - ・ 審理手続において、その対象となる処分が多岐にわたり、関係法令も相当数に上ることが予想される。中には、その該当法令及び条文の立法趣旨についても触れなければ、争点整理が進まない場合も多いと思われる。このような場合には、一職員である審理員にとっては、国の省庁から立法趣旨や解釈に関する意見がもらえると、争点整理の迅速な処理に大いに役立つものとする。しかし、通常の行政庁と同様の手続をとると、その時間が大幅にかかったり、場合によっては断られることもある。そこで、審理員から直接、国や県の意見を聴けるような制度又は窓口を作りたい。(普通市)
 - ・ 住民が、処分内容及び処分庁の種類から審査請求先が分かるような情報提供をしてほしい。(町村)
 - ・ 処分該当性の具体例を情報集約してほしい。(町村)
 - ・ 法改正に伴う準備段階から、法が施行され実際に事務手続を行う段階に移行したことで、疑義が生じる関係法令の解釈もより細かい具体的なものになってきたと感じている。全国の運用事例や相談等を踏まえ、一定の情報が蓄積された段階で、実務的な事例集等(Q&A)をネット上に開設(又は情報提供)していただければ、適正手続の向上に繋がるのではないかと思う。(都道府県)
 - ・ 市長以外の執行機関における審査請求の対応について、まとまった説明文があれば助かります。(政令市)
 - ・ 新制度を準用等して行うこととなる審査の申出等に係る情報等についても提供していただきたい。(普通市)
 - ・ 資料の閲覧請求における開示・不開示の指針となる具体的事例の共有(都道府県)
 - ・ 審査庁向けのQAを作成してほしい。(都道府県)
 - ・ 審査請求人に弁護士や行政書士が、代理人として就いたケースを把握し、このことによって制度運用がスムーズにいった事例があれば情報提供してほしい。(普通市)
 - ・ 各地方公共団体が行った旧制度時の裁決等も、「行政不服審査裁決・答申登録システム」と同様なシステムで、検索できるようにしてほしい。(普通市)
 - ・ イレギュラーの注意喚起を行う。FAQを充実させる(国民向け・自治体向け)。(普通市)
 - ・ このアンケート結果をふまえて、事例集等を充実させてほしい。(普通市)
 - ・ 一連の流れ(申請受付から裁決まで)を動画で説明できるサイトがあれば、助かると思います。(普通市)
 - ・ 新制度がスタートしたが、その内容等について職員の中でも行政不服審査に関する知識に乏しい、又は自分には関係ないと思っている職員がいるかと思われる。全国各自治体での行政不服審査について、判例百選のようにまとめてもらい、各自治体(教育委員会含む)に配布してほしい。(町村)
 - ・ 審理員業務を引き受けることができる弁護士や行政書士のリストなど、作成が可能であれば行なってほしい。(一部事務組合等)
 - ・ これまでと同様に必要なマニュアルの作成、更新等、積極的な情報提供をお願いします。(一部事務組合等)
 - ・ 総務担当者が2~3年で定期的に交代するため、総務事務の初心者でも制度及び審理手続の運用が分かり易い資料やマニュアルの提示などを要望します。(一部事務組合等)
 - ・ 今後、運用に関して条例改正が必要となる場合には、手続の正確な執行を確保するため、規定(例)を示していただきたい。(一部事務組合等)
 - ・ 審理員向け審理手続の運用に関して手引き等があるとよいと思います。(一部事務組合等)

- ・ 審査請求から審査終了までの事務手続の流れの説明会や、動画配信をしてほしい。(一部事務組合等)
- ・ 新制度の運用等に当たり、今後も情報提供及び研修等を実施してほしい。(一部事務組合等)
- ・ 審査庁の行った審査の事例公開を充実してほしい。(一部事務組合等)
- ・ 制度運用の手法や注意点等について、適宜情報提供をしていただきたい。(一部事務組合等)
- ・ 新たな情報等があれば HP にアップしていただきたい。(一部事務組合等)
- ・ 審査請求から採決までの、一連の動画教材を提供いただきたい。(一部事務組合等)
- ・ 小さな自治体では、審理員、審査庁、審査会を受け持つ部署が同じになることが想定されます。決裁等の意思決定にあたり「~分けるのが望ましいではなく」、法令等を踏まえた実際の運用方法を示して欲しい。(一部事務組合等)
- ・ 事例判例などの自治体間の情報共有手段の提供。(一部事務組合等)
- ・ 対応が難しい小規模事業所の委託受入可能事業所や共同処理希望事業所の斡旋(一部事務組合等)
- ・ 「審査会によって諮問を要しないと認められたものである場合」は諮問を要しないこととされているが、自庁では例がないため、他団体における裁決も併せて運用の蓄積とみなせるよう総務省に要望をお願いしたい。(一部事務組合等)
- ・ 行政及び住民に対する分かり易いポータルサイト等を作成して欲しい。(一部事務組合等)
- ・ 小規模団体であり、審査請求事案自体を想定し難いため、今後事案が発生した際のサポート体制の充実が望まれる。(一部事務組合等)
- ・ 一部事務組合間で制度改正に関する情報共有等が行えるようにして欲しい。(一部事務組合等)
- ・ 審査手続全体を具体例(他都市の事例等)に沿って説明できるような資料があれば活用したい。(一部事務組合等)
- ・ 審査請求(旧不服申立含む)が現在のところ無いため、具体的な事務手続等が不明確である。審査請求の始めから、終了までの事務手続手順を具体的に分かりやすく示してほしい。(一部事務組合等)

【研修について】

- ・ 担当者の異動等を考慮し、本制度改正に伴う他の行政手続への影響について、網羅的に説明いただく機会を定期的に設けていただきたい。(国の行政機関)
- ・ 自治体職員向けの研修会の開催や、運用上の Q & A などを充実させてほしい。(普通市)
- ・ 審査請求の実績が無いため、実例を元にした研修等、規模の大きくない自治体向けのご配慮を願います。(普通市)
- ・ 本市は、1 件の実績があるものの却下裁決であり、審理員審理はまだ行っていない。過去の不服申立ての実績が元々少ないため、今後についてもそれほど件数の増加が見込まれない。総務省には、本市の担当者の知識が風化しないように定期的な研修・説明会が行われることを望みたい。(普通市)
- ・ 地方でも制度説明会を実施してほしい(町村)
- ・ 制度の内容を理解するため、一般職員向けの基礎研修を実施したい。講師の派遣もしくは紹介をしてほしい。研修内容等についても相談にのっていただきたい。(町村)
- ・ 当町のように、実務経験のない団体は何から着手していけばいいのかわからないのが現実であり、初任者用の研修等を、制度開始の際に配布になった資料等で手厚く実施してほしい。(町村)

- ・ 県等と合同で職員向けの研修会を開催してほしい。(町村)
- ・ 新制度がスタートし間もないことから、引き続き県単位で制度運用に関する研修や説明会の機会を確保いただきたい。(町村)
- ・ 審理員の研修機会を増やしてもらいたい。(都道府県)
- ・ 都道府県単位の研修会(普通市)
- ・ 旧制度のときから事案がほとんどないため、実務経験を有する職員が少ない。県単位にて定期的に研修等を実施していただければ良いと思います。(普通市)
- ・ 研修・広報のさらなる充実を期待します。(普通市)
- ・ グループワーク等の演習ができる機会を設けていただきたい。(普通市)
- ・ 研修を実施する際は、参考書を読めば足りる新制度の概要や旧法との違いといった基礎的な部分ではなく、参考書ではカバーしきれない実務的な部分に重点を置いた内容としてほしい。(普通市)
- ・ 審理員候補者を対象とした実践的な研修を年に数回実施してほしい。毎年新しく審理員候補者となる職員もおり、また、過去に研修を受けた候補者も実際に審理員に指名される頻度がかかなり低いため、定期的に研修を受講する必要があります。(普通市)
- ・ 審査請求の実例の少ない、小規模の団体向けの研修を定期的に行っていただきたい。(町村)
- ・ 審理員候補者向けの研修会を開催していただきたい。(普通市)
- ・ 実際の運用事例等、実践的な研修をお願いしたい。(普通市)
- ・ 定期的に、審理員向けの研修を実施していただきたいと考えています。(普通市)
- ・ 制度を詳しく理解している職員の養成を引き続き行っていかなければならないことから、毎年度、審理員向けの研修を開催していただきたい。(普通市)
- ・ 都道府県単位での審理員候補者の研修の実施。(町村)
- ・ 中小規模町村の事例に基づいた業務処理講習会の開催(町村)
- ・ 町職員は人員不足で専門で担当者を配置できないため、異動に伴う知識や理解不足を防ぐためにも、初歩的で分かりやすい研修会を開催してほしい。(町村)
- ・ 中央での研修には参加しにくいいため、県内での研修を実施していただけるとありがたいです。(町村)
- ・ 審理手続全般にわたる実務研修を実施してほしい。(普通市)
- ・ 各都道府県内における研修を充実させてほしい。(普通市)
- ・ 本市では、旧制度においても不服申立件数の実績が過去5年間で3件と経験も少ないことから、行政不服審査制度に熟知した職員が少なく、審理手続の進め方についても行政手続室提供のマニュアルを参考に試行錯誤しながら進めている現状であることから、実際の事例を題材にした研修(審査庁として審査請求書を受理する上での注意点、審理員が審理を進める上での争点の整理の仕方等)を可能であれば定期的で開催して欲しい。(普通市)
- ・ 説明会や研修の回数を増やしてください。(普通市)
- ・ 窓口業務と行政手続法との関連付け研修も行ってほしい。(町村)
- ・ 本町には審査請求実績がないため、請求があった場合、審理手続のみでなく、請求の受付から裁決書の作成に至るすべての事務に不安があることから、審理手続のみの研修ではなく、事務全般に関する研修を行って欲しい。(町村)
- ・ 審理手続等について、定期的な県単位での実践研修等の支援をしていただきたい。(普通市)
- ・ 関東ばかりでなく、地方でも審査請求にかかる実務的な研修をしていただきたい。(普通市)
- ・ 地方でも説明会や研修を実施してほしい。(普通市)

- ・ 審査庁、審理員、審査会など各担当毎の研修の充実。(町村)
- ・ 具体的な審理の進め方等についての研修会を、できれば都道府県単位で開催してもらいたい。(町村)
- ・ 研修を行う。(普通市)
- ・ 小規模自治体においては、審査請求の件数がなく審理員の手続を行う経験がないため小規模自治体向け研修会を県内にて実施して頂きたい。(町村)
- ・ 初めて審理員になった人を対象とした研修を充実させてほしいです。(一部事務組合等)
- ・ 都市部での研修ではなく、地方(県単位)で行ってほしい。(一部事務組合等)
- ・ 地方での研修を充実させて欲しい。(一部事務組合等)
- ・ 審理手続に関する研修、講習会等充実させてくださるとありがたいです。(一部事務組合等)
- ・ ブロック単位での説明会や事務担当者による情報支援会など開催を希望する。(一部事務組合等)
- ・ 各地域での各種研修の実施(一部事務組合等)

【行政不服審査制度への要望】

- ・ 過去に審査請求がなされ、却下等の裁決がなされた事案に対する再度の審査請求は、特段の理由がない限り不成立となるよう、制度を改正してほしい。(国の行政機関)
- ・ 審査請求制度は、行政不服審査法だけではなく、個別法によって様々な例外的な取扱いがあり、これを知らずに誤った方法で審理してしまう恐れがある(例えば審理員、行政不服審査会の要不要が個別法の解釈によって左右されるもの、法令によって審査請求先が異なるもの)、個別法令の所管省庁に照会しても新行審法への対応が十分とはいえないため、即座に明確な回答がない場合も見られた。個別法の例外的な取扱いを整理、周知するなど誤った運用がないように各省庁と連携いただきたい。(都道府県)
- ・ 法 38 条に基づく処分庁提出書類の写し交付は、現場での使い勝手が非常に悪い。審査請求人に過大な負担を求める場合もある(手数料の送金手数料、送料の負担等)。正副提出させ、副本送付するように規定を改定してほしい。(都道府県)
- ・ 弁明書の提出(法第 29 条)、(2)物件提出要求(法第 33 条)について、個人情報保護条例マターで、市長が処分庁でありかつ審査庁であるケースにおいて、(1)については読み替えによって審査庁が弁明書を作成することでよいとなっているが、公正性の担保の観点から、当市では、審査庁担当所管と処分庁担当所管を切り分けてこの間で提出指示等のやり取りをすることとしているが、かたや(2)は読み替えがないので、市長名義と市長名義の間でのやり取りとしている。どちらも同じような位置づけのような気がするが、使い分けをしなければならぬのは若干、違和感があります。(普通市)
- ・ 市町村レベルでは、審査庁＝処分庁となる場合がほとんどなので、行政不服審査法改正の趣旨である「簡易迅速性の確保」と「公平性・中立性の確保」を両立することは非常に困難となっており、改善が求められるところである。市町村の自浄作用を期待するならより簡易迅速に行える仕組みにすべきであり、公平性・中立性を求めるのなら外部の専門の機関に行わせることなどを検討していただきたい。(普通市)
- ・ 小さな自治体においては、審査庁事務局、審査会事務局、審理員所属部署、処分担当部署を分けることは困難です。仮に体裁上は分けたとしても、同一自治体内でこれらの役割を全て担っているのは、公平公正な審査について、審査請求人等から疑われると思われる。県単位などで独立した審査庁や審査会などを設けていただきたいです。(普通市)
- ・ 審査手続の更なる簡易迅速化を検討願いたい。(慎重審議の重要性・必要性は理解できるが、審査請求人にとって煩雑な手続自体が新たな不満となっている。)(普通市)
- ・ 貴室として全国的な制度の運用状況を把握・分析していただき、できれば、より簡素な

制度への見直しについてもご検討をいただきたい。(普通市)

- ・ 通常の裁判のように、弁護士が関わることは稀であり、法的に整理がされていない主張を一般の職員である審理員（運用により任期付の弁護士を充てることも可能ではあるが・・・）が、整理をして審理をしなければならず、実際の運用が非常に難しい制度と感じている。一方、行政不服審査会は、通常、弁護士や大学教授等の専門家の集まりであり、その審査に耐えうる審理員意見書を作成するのは、非常にハードルが高いと感じている。手続が複雑化、重層化しており、立法趣旨であるはずの簡易迅速性との両立も非常に難しく感じている。(普通市)
- ・ 審査請求の手続が複雑なため、審査請求人がなかなか理解することが難しいこと、審査庁及び処分庁とも職員数に限りがあり、1人の職員が複数の事務行っていることから、手続の簡素化を求められている。(町村)
- ・ 大規模な地方自治体を除く多くの地方自治体で、審理員と第三者機関の制度が大きな負担となっている。小規模な組織でも十分対応できるよう改善を願う。(普通市)
- ・ 生活保護法の裁決すべき期間70日には、第三者機関への諮問の手続等を考えると無理のある期間のように感じている。改正できないか。(都道府県)
- ・ 附則6条で見直し条項が設けられているように、どこかの時点で、運用実態を踏まえた法改正が必要。行政手続室におかれては、事例・要望等を積み重ね、将来に備えていただきたい。(都道府県)
- ・ 公正な審理のため、審査会と審理員は当該自治体以外の団体とすること(都道府県にするなど)。(普通市)
- ・ 行政不服審査法の趣旨である簡易迅速な手続の実現に資する法制度の整備を継続的に検討してほしい。(普通市)
- ・ 審理員制度が現実にそぐわないので、見直していただきたい。(普通市)
- ・ 新制度は審理員手続、第三者機関による諮問手続の導入など、行政庁の負担を加重する内容となっており、運用(特に濫用的な利用)次第によっては他の公務の遂行にも支障を来しかねない問題を抱える制度である。制度本来の目的・理念もさることながら、特に財源も人員も限られる中増大する行政需要への対応に迫られる自治体を取り巻く厳しい現実の中での運用の実態を踏まえ、いわゆる濫訴健訟防止のための制度の適切な見直しも視野に入れた対応をお願いしたい。(普通市)
- ・ 行政不服審査法の改正により、第三者機関に対して諮問を行うこととなったが、地方自治法に基づく処分に対する審査請求については、依然として議会への諮問が義務付けられている。諮問機関が議会でなければならぬ合理的な理由が不明確である中、新たに設けられた行政不服審査法43条に基づく諮問手続と区別しなければならない理由も見出せない。また、議会への諮問制度については、諮問を行わない場合等の規定がないため、どのような場合でも諮問しなければならず、諮問を要しない場合が定められている行政不服審査法との整合も図られていない。手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的とするのであれば、新たな審理員による審理手続及び第三者機関への諮問手続の導入により、この点は十分に担保されているといえる。本市の議会は、通年で開会していないことから、議会へ諮問する時期についても相当の制約があることが予想され、迅速な裁決を望む審査請求人にとっては利便性を損なうものとも思われる。運用面から見ても議会への諮問手続については、全面廃止も含め検討していただきたい。(普通市)
- ・ 地方自治法第244条の4(公の施設の利用に関する不服申立て)等審査請求に伴い議会に諮問を要する不服申立てについては、不服申立てが起りやすい処分にもかかわらず(保育園の入所等)、審理員審理の適用等新法の規定の適用との関係をはじめ手続内容が不明であり、また速やかな裁決を求める法の趣旨とは程遠い審査経過になると思

われ、改善が必要ではないかと考えます。(普通市)

- ・本市では、情報公開関係の審査請求が多発しているが、インカメラ審理ができず本質的な内容に踏み込めないにも関わらず審査庁での審理手続を省略することができないため、旧法と比べて事務手続が煩雑化し、法の趣旨である簡易迅速な審理の妨げとなっている。地方自治体においても、国と同様に、情報公開関係の審査請求については、審査庁での審理手続を省略し、情報公開審査会での審理に一元化できるよう法整備を検討してほしい。(普通倉市)
- ・軽易な案件の審理手続の簡略化など自治体の事務の合理化も検討願いたい。(普通市)
- ・法第9条第1項ただし書きにより、条例に特別の定めがあり審理員を指名しない場合は、口頭意見陳述は審査庁において行うこととされています。この場合における口頭意見陳述の実施主体を審査庁に限定するのではなく、条例の定めによるなど、地方公共団体の実態に応じて地方公共団体において自ら決定できるようにしてもらいたい。(政令市)
- ・審理員制度は、市にとって、法的な素養をもった人材の面や、本来業務と並行して他部署の行政処分に対する判断をしなければならず、また、手続も請求人に対し手厚いものとなっているため、審理員に係る時間的拘束も多くなる。制度の後退となるのでできないと思いますが、審理員制度を廃止し、直接、第三者機関に対し諮問するという形にして欲しい。(普通市)
- ・全国一律の制度適用ではなく、小規模団体にも配慮した制度設計をお願いしたい。(町村)
- ・新行政不服審査制度の趣旨は非常に意義深いですが、規模の小さい自治体においては、審理員、審査庁、審査会事務局の業務を同一の部署でやらざるを得ないことから、客観性の担保に苦慮する。また、事案があまりないことから、いざ事案があった場合の対応に不安を抱えている。裁判所のようにはいかないとは思いますが、不服審査を一括して対応するような仕組みがあっても良いと感じる部分もある。(町村)
- ・事例が無い又は少ない団体の制度的負担がより軽減されるようにして欲しい。(町村)
- ・第三者機関である不服審査会を設置しているのであれば、審理員手続は時間的にも労力的にも、住民側、行政側双方にとってメリットがないと考える。(普通市)
- ・改正により、審査請求人の権利確保・手続保障が図られた反面、形式要件を満たせば、法令等に明らかに適合しているような処分であっても、審査請求書を提出することが可能であり、難しい検討ではあるが、審理手続を行わざるを得ない状態にあり、審理手続を行う対象に一定の要件整備が必要と考える。(普通市)
- ・小規模自治体の手続簡素化 (町村)
- ・個人情報の開示及び情報公開決定に関する審査請求について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等と同程度の運用が可能となるよう、法改正について検討すべきと思われる。(普通市)
- ・公の施設の使用等に関する審査請求に関する議会への諮問・答申については、審査請求人からしても手続の流れが複雑化するだけであるため、制度として廃止する方向で検討すべきと思われる。(普通市)
- ・建築基準法関係については建築審査会が、都市計画法関係については開発審査会が置かれ、専門的な知見から行政処分の適法性及び妥当性が審査されるのに比較すると、宅地造成等規制法関係の行政処分を、一般的な審査請求を処理することとされる審理員制度・行政不服審査会制度で運用することには違和感があるため、何らかの法的手当を検討すべきと思われる。(普通市)
- ・小規模な自治体にとっては、仮に審査請求があったとすると、事務負担が大きい制度である。(町村)

- ・ 現行法には、審理の再開に関する規定がない。審理終了後に、審理関係人から、重要な証拠等の提出があれば、審理を再開して、これを受理せざるを得ないと考えられる。しかし、法文上これが可能かが明らかでないことから、法改正等によりこれを明確にしていきたい。また、現行法は、訴訟手続と異なり、職権探知主義、職権調査主義を採用している。また、審査請求人の主張だけでなく、処分の違法性・不当性一般を審理すべきものとされている。しかし、これは審理員にとって過重負担であり、実際には、訴訟と同じような運営、すなわち審理関係人が主張し、提出した事実や証拠等に基づいて、当事者間で生じている争点についての判断に止めざるを得ない。そうだとすれば、法の建前と実際の運営とのギャップをどのようにして埋めるかについて検討する必要があると思われる。(普通市)
- ・ 審査会に諮問する案件のうち、専門知識を持った者で構成する合議体が処分の決定に関わるものについては、その設置根拠が法令又は条例によるものかどうかに関わらず、諮問しないものとすべきである。(例：精神障害者保健福祉手帳の交付決定処分に係る審査会等)(都道府県)
- ・ 審査会への諮問について審査請求人の意見を聴取することとしているが、現行制度では諮問した旨を通知して、その諮問を希望しない旨があれば申し出る手続になっているが、審査会にとっては、諮問されて審査会の委員への説明の準備を行っている途中で諮問を取り下げられるおそれがあり、事務局に人的余裕がないため、効率的な事務を行うため、審査請求人の意思確認をした上で諮問できる制度に改正していただきたい。(都道府県)
- ・ 地方自治法に基づく議会への諮問手続の簡素化については、今年度地方分権改革に係る検討要請事項であり、平成28年12月20日付閣議決定にて対応方針も示されましたが、行政手続法第43条第1項第4号から第8号までに規定する「諮問を要しない場合」について、同項第3号に規定する審議会等の議を経る場合は該当しません。特に議会諮問を経る場合、迅速な裁決を行うという法の趣旨と乖離しない取扱いとなるよう、貴室から関係局に働きかけ願います。(普通市)
- ・ 新行服法下では、審理手続の創設等によって手続が複雑化しており、旧法下に比べ所要期間が長期化するなど必ずしも迅速化が図られているとは言いがたいのが実態である。そのような中、裁決までの日数に法律上の定めがあるものがあり(例えば特別児童扶養手当等の支給に関する法律、土地改良法等)、その見直しについて検討していただきたい。(都道府県)
- ・ 町村ではそんなに件数がないと見込まれるので、都道府県が第三者機関となる審査会をまとめて実施してほしい。(町村)
- ・ 情報公開・個人情報保護制度における審査請求について条例の規定により審理員による審理手続の適用を除外した場合においても、行政不服審査法上は、国の場合と異なり、審査庁の職員による口頭意見陳述を行う必要があり運用に苦慮している。著作権法において複製権と情報公開法・条例の調整規定を設けていただいた例もあるので、改正していただければ対応しやすくなる。(政令市)
- ・ 地方公共団体の情報公開制度及び個人情報開示、訂正、利用停止制度に関し、国の行政機関と同様に、行政不服審査法第2章第3節の適用除外をできるように制度化してほしい。(普通市)
- ・ 審査請求の対応には、審理員及び審査庁としての地方自治体職員への負担が顕著であるため、対応に係る制度の見直しを検討するべきである。(普通市)
- ・ 審理員は審査庁の指揮を受けることなく、自らの名において審理を行わなければならない、職員への負担が大きい。審理員業務を「個人」として行うのではなく、「組織」として行えるようにしていただきたい。(都道府県)

- ・ 処分の名宛人でない者からの請求については、不服申立人適格（処分に不服がある者）の有無を確認することになるが、行政不服審査法には規定がない。総務省の事務取扱マニュアルや逐条解説には、「不服がある者は、「行政事件訴訟法第9条」に規定する原告適格を有する者の具体的範囲と同一と解釈されている」旨の記載があるだけなので、審査請求人にとって分かりやすい制度とするためにも、行政不服審査法に不服申立人適格について規定すべきではないか。（普通市）
- ・ 議会に諮問が必要な審査請求について、事務手続の簡素化（不服審査会への諮問に一元化）や分かりやすい制度としてほしい。（普通市）
- ・ 審理員の負担軽減（審理員に対する口頭意見陳述の廃止など）（普通市）
- ・ 手続の簡素化を図る制度としてほしい。（普通市）
- ・ 審理員制度は、市民から「市がした処分の審理を、市の職員が行っている」としか見られないため、審理員制度を廃止し、行政不服審査会で審理する制度にすべき。（普通市）
- ・ 児童扶養手当や特別児童扶養手当等の医学的判定が重要視される審査請求の場合、審理員や行政不服審査会委員は医学的知見を有していないので手続面の適否しか判断できず非常に中途半端を感じる。（都道府県）
- ・ 大規模な地方自治体を除く、多くの地方自治体で、審理員と第三者機関の制度が大きな負担となっている。小規模な組織でも十分対応できるよう改善を願う。（一部事務組合等）
- ・ 小規模団体であり、過去審査請求を受けたことがなく、今後あった場合でも僅少であることが予想される中ではあるが、組織の中で処分にかかわらない職員を審理員にすること自体が難しい。また、行政不服審査会についても、財政的・体制的に運用は実質難しい。（一部事務組合等）
- ・ 本町では、審査請求の実績がありません。制度が複雑になり人選面等で大変苦慮しております。（町村）
- ・ 人員が少ない一部事務組合等では、当該案件ごとに審理員の委託が可能であれば、審理の公正性の確保が容易になると思います。（一部事務組合等）
- ・ 後期高齢者医療に係る事務については、医療費の給付又は保険料その他の徴収金に関する処分に不服があるときは、都道府県に設置する後期高齢者医療審査会に対して審査請求を行うことになっている。上記の処分は、後期高齢者医療広域連合が取り扱う行政処分のほぼ全てに相当し、実務上、広域連合が審査請求を受け付け、自ら審査庁となる事案の発生は想定されにくい。このため、現時点において、当広域連合では、審理員の選任を含む審理手続の運用に関し、具体的な基準を設けていない状況である。（一部事務組合等合）

【その他】

- ・ 何に関しても審査請求されても困り、審査請求にあたらぬことを説明するのに苦慮する。法的に困難な案件については知識が乏しいため、裁判所（司法）で判断してもらった方が早い場合もあるのではないのか。一つの案件があればそれで事務が滞ってしまうことがある。行政についての詳しい弁護士が少ないのでは。（普通市）
- ・ 小規模地方自治体においては、実際に行っている事務の中でどの事務が行政処分に当たるのか知らずに業務を行っている職員が多くいるため、この制度自体を住民や議員に説明することが困難である。制度を定着させるには、全国民が行政処分についてある程度理解できるような、義務教育の中に取り入れる等の取組が必要ではないか。（普通市）
- ・ アンケート結果を通知していただきたい。（普通市）
- ・ 本アンケート調査結果の速やかな開示。（一部事務組合等）

- ・ 事例があった団体のみアンケートとしてほしい。(普通市)

《資料編》

Ⅱ 新たな行政不服審査制度の運用に関する 研修会 テキスト等

1. 研修会開催案内等

平成 29 年 2 月

各都道府県

行政不服審査事務担当部署 御中

一般財団法人 行政管理研究センター

『新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会』

—開催のご案内—

拝啓 時下、ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平成 28 年 4 月の改正行政不服審査法の施行により、審理員制度や行政不服審査会等第三者機関の導入を始め、不服申立ての審査請求への一元化、審査請求期間の延長など、行政不服審査制度は、従来とは大きく異なるものとなりました。

当センターでは、総務省の委託事業として、新たな行政不服審査制度の円滑な運用に資するため、全国 9 か所（札幌、仙台、さいたま、東京、金沢、名古屋、大阪、岡山、福岡）において、『新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会』を開催いたします。研修会では、行政不服審査法を所管する総務省行政管理局の担当者から改正行政不服審査法施行後の関係行政機関等における同法の運用実態を踏まえ、運用上の留意点や参考例などにも言及しつつ、改正行政不服審査法の概要や同法における審理手続について説明する予定です。

この機会に多くの方々にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、お手数でございますが、貴管内の一部事務組合の担当部署には貴職からご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

平成 29 年 2 月

各都道府県

行政不服審査事務担当部署 御中

一般財団法人 行政管理研究センター

『新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会』
—開催のご案内—

拝啓 時下、ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平成 28 年 4 月の改正行政不服審査法の施行により、審理員制度や行政不服審査会等第三者機関の導入を始め、不服申立ての審査請求への一元化、審査請求期間の延長など、行政不服審査制度は、従来とは大きく異なるものとなりました。

当センターでは、総務省の委託事業として、新たな行政不服審査制度の円滑な運用に資するため、全国 9 か所（札幌、仙台、さいたま、東京、金沢、名古屋、大阪、岡山、福岡）において、『新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会』を開催いたします。研修会では、行政不服審査法を所管する総務省行政管理局の担当者から改正行政不服審査法施行後の関係行政機関等における同法の運用実態を踏まえ、運用上の留意点や参考例などにも言及しつつ、改正行政不服審査法の概要や同法における審理手続について説明する予定です。

この機会に多くの方々にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

なお、お手数でございますが、貴管内の一部事務組合の担当部署には貴職からご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会

—開催のご案内—

開催時間	プログラム
13:30～15:00	行政不服審査法の概要について
15:15～16:45	行政不服審査法における審理手続について ～運用実態を踏まえた留意点など～

開催日程	開催地	会場	定員
2月20日(月)	仙台	フォレスト仙台2階 第1・2フォレストホール 仙台市青葉区柏木1丁目2番45号フォレスト仙台	250人
2月24日(金)	大阪	大阪私学会館4階 講堂 大阪市都島区綱島町6-20	250人
2月27日(月)	石川	石川県地場産業振興センター本館3階 第5研修室 金沢市鞍月2丁目1番地	150人
3月1日(水)	東京	(一財)主婦会館プラザエフ7階 カトレア 東京都千代田区六番町15	180人
3月3日(金)	名古屋	フジコミュニティセンター(旧愛鉄連厚生年金会館)4階 大会議室 名古屋市中村区黄金通1-18	190人
3月6日(月)	福岡	電気ビル本館地下2階 8号大会議室 福岡市中央区渡辺通2-1-82	240人
3月8日(水)	さいたま	ソニックシティ4階 国際会議室 さいたま市大宮区桜木町1-7-5	180人
3月9日(木)	岡山	岡山国際交流センター8階 イベントホール 岡山市北区奉還町2丁目2番1号	190人
3月13日(月)	札幌	札幌国際ビル8階 国際ホール 札幌市中央区北4条西4丁目1番地	150人

※参加ご希望の方は、当センターのホームページ (<http://www.iam.or.jp>) からお申し込みください。なお、E-mail (caravan@iam.or.jp) 又はFAX (03-5688-8400) からもお申し込みできます。参加費は無料。

■主催・お問い合わせ

一般財団法人 行政管理研究センター TEL.03-5969-8211
東京都文京区湯島3丁目31-1 中川ビル5階 FAX03-5688-8400 <http://www.iam.or.jp/>

本研修会は総務省の委託事業です。

(一財) 行政管理研究センターあて
E-mail:caravan@iam.or.jp
FAX:03-5688-8400

『新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会』参加申込書

参加会場	氏名	団体名・所属部署名	ご連絡先
			e-mail 又は FAX : 電話 :
			e-mail 又は FAX : 電話 :
			e-mail 又は FAX : 電話 :
			e-mail 又は FAX : 電話 :
			e-mail 又は FAX : 電話 :

【申込方法】

○当センターホームページ(<http://www.iam.or.jp>)からお申し込み下さい。

E-mail でお申込みをされる場合には、メールの題名を「新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会参加申込」とし、参加会場の別（仙台、東京、福岡等）、参加予定者氏名、所属団体名（〇〇市総務課等）、連絡先（e-mail、電話、FAX）を記載して下さい。

※FAX でお申し込みをされる場合には、本紙を用いて下さい。

【参加証の送付等】

○参加申込を頂いた順に参加登録をいたします。参加者には参加証を送付いたします。定員に達した場合は、申込を締め切らせていただきます。

2 研修会テキスト（行政不服審査法について）

行政不服審査法について

[平成26年法律第68号]

平成29年2月
総務省行政管理局

行政不服審査法の概要

(平成26年法律第68号)

<目的>

簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより
国民の権利利益の救済を図るとともに、**行政の適正な運営を確保**
(行政庁の処分に関する不服申立てについての一般法(国・地方を問わず、行政庁の処分に幅広く適用))

<不服申立ての対象等>

【対象】

○行政庁の全ての**処分・申請に対する不作為**
※特に不服申立てができない旨の定めがある場合を除く

【資格】

○処分に**不服がある者**(不作為の場合は**申請をした者**)
※処分により自己の権利・法上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者(と解されている。取消訴訟の原告適格と同範囲)

【不服申立期間】

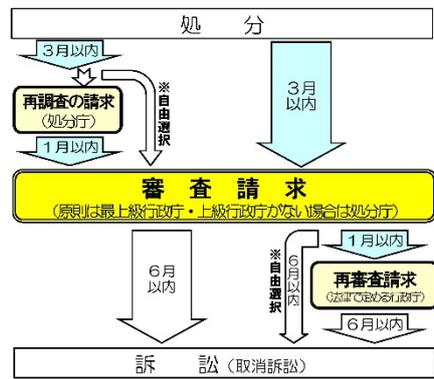
○処分があったことを知った日の翌日から起算して**3月**
(原則) ※正当な理由がある場合は、この限りでない

【処理(裁決・決定)】

○申立てが**不適法** ⇒ **却下**
○申立てに**理由なし** ⇒ **棄却**
○申立てに**理由あり** ⇒ **認容**
・処分の場合 原処分の**取消し・変更**
・不作為の場合 不作為が**違法・不当**である旨を**宣言**
※裁決の際に、申請に対する一定の処分(申請認容等)をする(よう処分等)に命ずることが可能

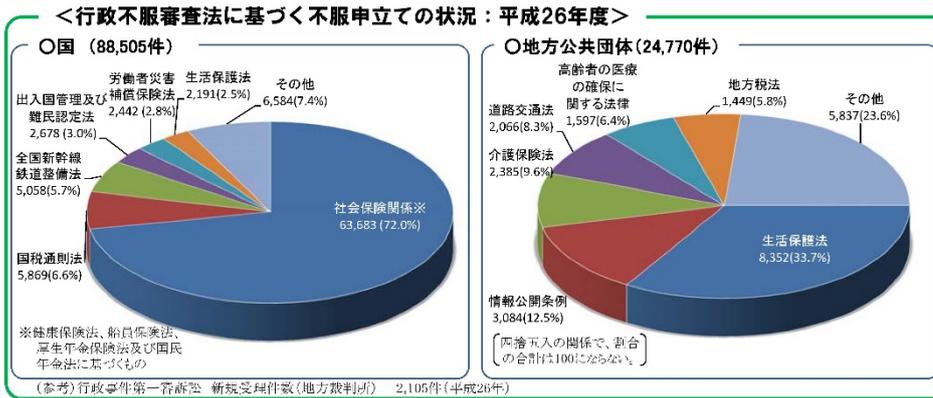
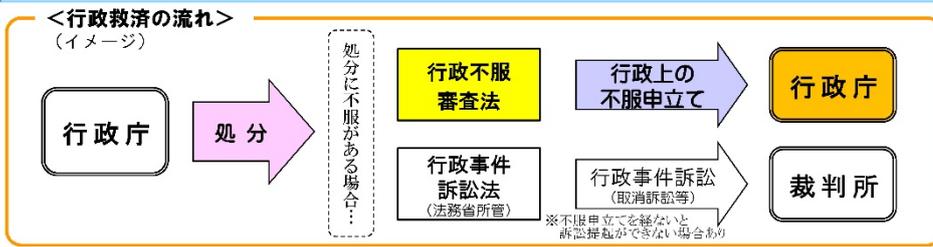
<不服申立ての種類>

○**審査請求**が原則
○法律に特別の定めがある場合に限り、例外的に**再調査の請求**や**再審査請求**が可能(処分のみ)



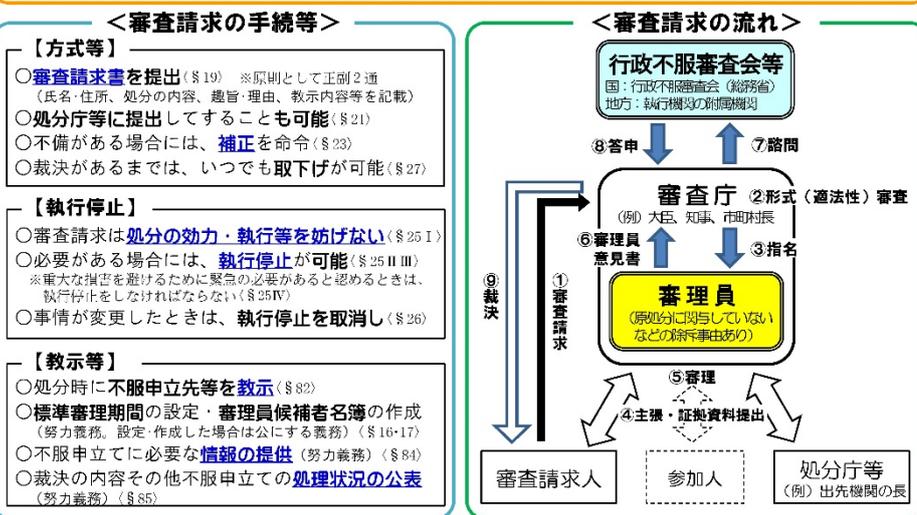
<注>法律に特別の定めがある場合を除き、不服申立てを遂行することなく直ちに取消訴訟(処分の取消しの請求)を提起することも可能

(参考)



不服申立手続の概要

- 書面審査**が原則 ※申立てにより口頭意見陳述を実施するほか、必要に応じ参考人陳述・鑑定・検証等の手続を実施
 - 原処分に関与しない職員(審理員)**が審理手続を実施(審査請求・再審査請求)(§9)
 - 行政不服審査会等**が第三者の立場から審査庁の裁決の判断の妥当性をチェック(審査請求)(§43)
- ※原処分又は裁決の際に他の第三者委員の関与がある場合、審査請求を却下する場合、審査請求の全部を認容する場合等は、諮問は不要



行政不服審査法の改正概要

【概要】

- 旧行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正なし。
- この間、国民意識の変化、行政手続法の制定（H5）や行政事件訴訟法の改正（H16）等の関連法制度の整備
- 公正性・利便性の向上等の観点から、時代に即した抜本的な見直しを実施

<経緯>

- ・1962(昭和37)年 行政不服審査法の制定(8/31)・施行(10/1)
- ・1993(平成5)年 行政手続法の成立(聴聞手続など事前手続の整備)
- ・2004(平成16)年 行政事件訴訟法の改正(出訴期間の延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手段の充実)
- ・2007(平成19)年 「行政不服審査制度検討会最終報告」
- ・2008(平成20)年 「20年法案」国会提出 →平成21年法案
- ・2011(平成23)年 「行政救済制度検討子チーム取りまとめ」(総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長)
- ・2013(平成25)年 「行政不服審査制度の見直し方針」(6月)(総務省決定)
- ・2014(平成26)年 行政不服審査法関連3法案 国会提出(3/14)・成立(6/6)・公布(6/13)
- ・2016(平成28)年 改正行政不服審査法施行(4/1)

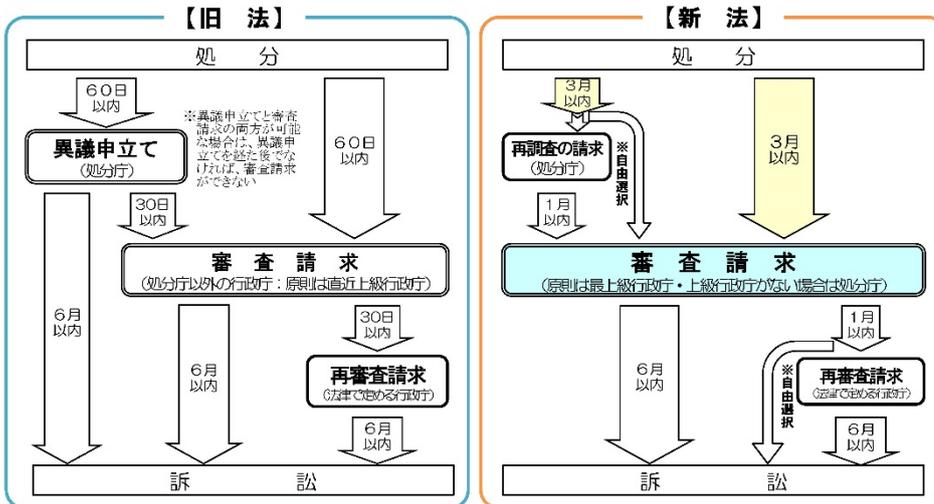
<新法の概要>

- 不服申立構造の見直し(不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化)
- 公正性の向上
 - ・審理員制度の導入(原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰)
 - ・行政不服審査会等への諮問手続の新設(審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック)
 - ・審査請求人等の手続保障の拡充(口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など)
- 使いやすさの向上
 - ・審査請求期間を3か月に延長(旧法：60日)
 - ・迅速性の確保等(標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など)
- 救済手段の充実・拡大
 - ・裁決時(※)に併せて申請認容処分をとる措置を新設(※)申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合

不服申立構造の見直し

【主な事項】

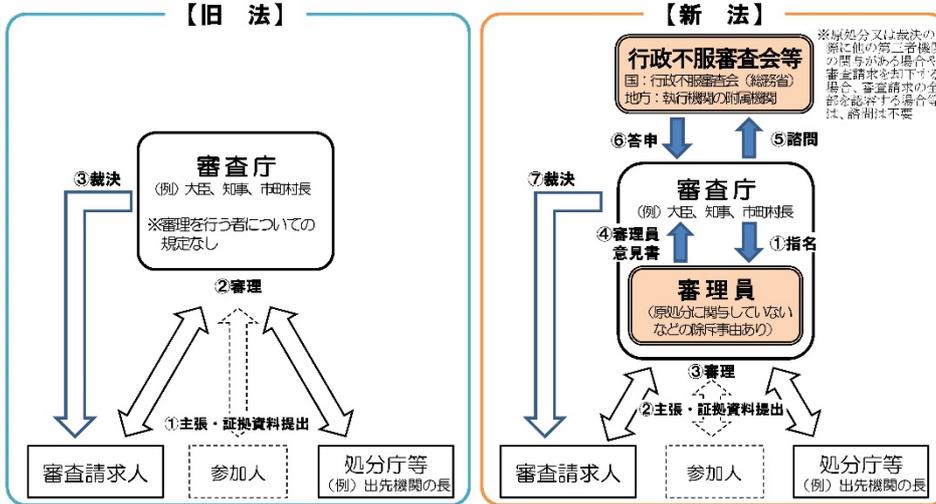
- 原則となる不服申立類型を「審査請求」に一元化(§2~4)
- 例外として、個別法の特別の定めにより「再調査の請求」(審査請求との選択制)や「再審査請求」を認める(§5~6)
- 審査請求期間を3月に延長(§18)



審理・裁決の公正性の向上

【主な事項】

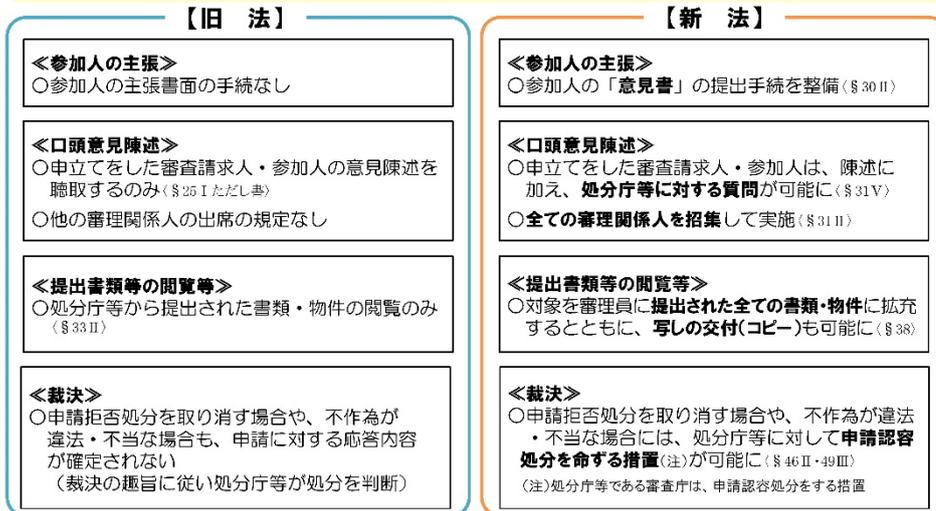
- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理を行う**審理員**制度の導入（§9）
 - 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする**行政不服審査会等への諮問**手続を導入（§43）
- （注）審査庁が合議制の機関である場合は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要



審理手続等の充実

【主な事項】

- 口頭意見陳述における**処分庁等に対する質問権**を認めるなど、審理を充実
- 提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、**写しの交付(コピー)**も可能に
- 裁決の際に、**申請認容処分をする旨の措置**をとる規定を新設し、争訟の一回的解決を可能に



審理の迅速性の確保等

【主な事項】

- 裁決までの期間の目安となる標準審理期間の設定を努力義務化
- 争点等を整理し、計画的に審理を進めるための準備手続を新設
- 不服申立てに関する情報の提供や不服申立ての処理状況の公表を努力義務化

<迅速性の確保>

<標準審理期間>

- 裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）の設定を努力義務に（§16）

<審理関係人の責務>

- 簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理関係人に、審理において協力する等の責務（§28）

<争点等の整理>

- 複雑な事件などの場合に、あらかじめ争点等を整理し、計画的に審理手続を進めるための準備手続を新設（§37）

<その他>

- 明らかに不適法な場合などには、審理手続を終了し却下できることを明確化（§24）
- 審理関係人が審理に協力しない場合には、審理手続を終結できる旨の規定を新設（§41Ⅱ）

<透明性の向上>

<審理員候補者名簿>

- 審理員になるべき者の名簿の作成を努力義務に（作成した場合は公にする義務）（§17）

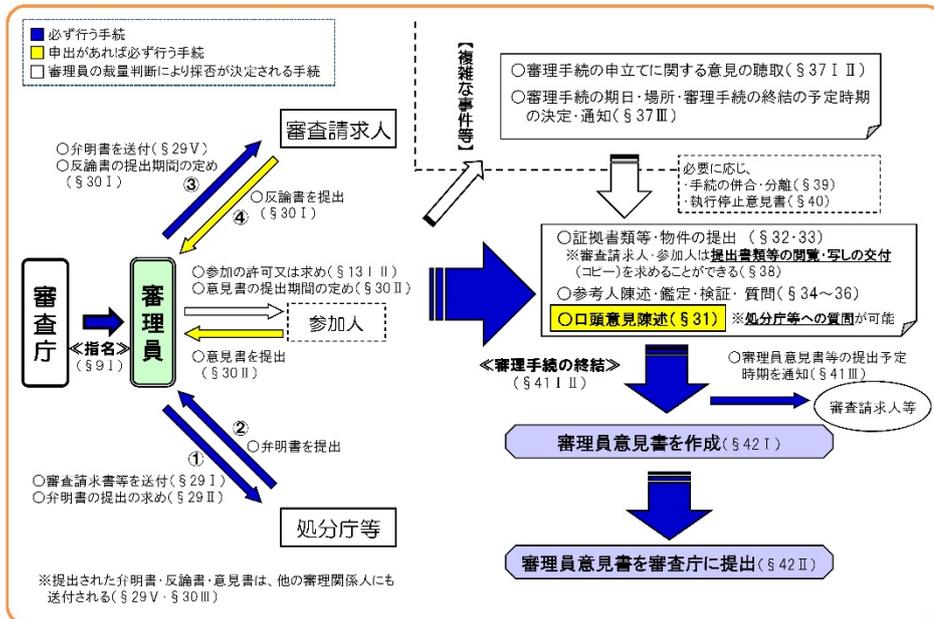
<審理過程の透明性の向上>

- 「意見書」などの主張書面を他の審理関係人に送付する手続を整備（§30Ⅲ）
- 審理員意見書や行政不服審査会等の答申を審理関係人に送付する手続を整備（§43Ⅱ・50Ⅱ・79）
- 審理員意見書や行政不服審査会等の答申と異なる裁決をする場合には、異なる裁決をする理由の明示を義務付け（§50Ⅰ④）

<情報提供>

- 不服申立てをしようとする者等の求めに応じ、必要な情報を提供することを努力義務に（§84）
- 裁決の内容その他不服申立ての処理状況の公表を努力義務に（§85）

審理手続の流れ（審査請求）



(参考) 行政不服審査裁決・答申データベース

- 国の行政機関及び各地方公共団体が行う不服申立てに対する裁決並びに総務省及び地方公共団体に置かれる第三者機関が行う答申等を登録するためのデータベース。(※登録にはLG-WAN接続が必要)
- 登録した情報は、**広く一般の閲覧**に供し、国民に対する説明責任及び不服申立てをしようとする者の予見可能性を向上させ、もって、国民の権利利益の救済に資することを意図するもの。



○登録する情報

不服申立ての種類、不服申立日、諮問受付日、答申日、裁決日、審査庁名、第三者機関名、裁決内容、答申内容、裁決(認容、棄却等)、処分根拠法令など

◆行審法関連条文

(答申書の送付等)
第七十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
(公表)
第八十五条 不服申立てにつき裁決等をする権限を有する行政庁は、当該行政庁がした裁決等の内容その他当該行政庁における不服申立ての処理状況について公表するよう努めなければならない。

関係法律の整備(整備法)

改正行政不服審査法の施行に伴い、関連する361法律の規定を整備(※)

【主な事項】

- 個別法に定める不服申立構造を、本体法の改正内容に即して見直し
- 不服申立前置を抜本的に見直し
- 本体法と同等の手続保障を確保できるよう、個別法に定める不服申立手続を整備(不服申立期間の延長等)

<不服申立構造の見直し>

- 「異議申立て」or「審査請求」のみ⇒「審査請求」
- 「異議申立て」と「審査請求」ができる場合
 - ・処分庁に上級行政庁がある場合の「異議申立て」
 - ⇒申立てが大量な場合は「再調査の請求」として存置
 - ・処分庁に上級行政庁がない場合
 - ⇒原則として「審査請求」と「再審査請求」に改正
- 「審査請求」と「再審査請求」ができる場合
 - ・処分庁の上級行政庁に対する「再審査請求」⇒廃止
 - ・それ以外の「再審査請求」⇒原則として存置

<不服申立前置の見直し>

- 不服申立前置(不服申立ての裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができない旨の規定)を抜本的に見直し
- 次の要件に該当しないものは、廃止・縮小
 - ・不服申立手続に一審代替性があるもの
 - ・大量の不服申立てがされるもの
 - ・第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行うもの等
- 結果、96法律中68法律で廃止・縮小
(二重前置(注)は全て解消)
(注)2段階の不服申立てを経なければ訴訟を提起することができないもの

<不服申立手続の整備等>

- 不服申立期間を2月(60日)とする個別法について、3月に延長
※不服申立期間を60日未満とする個別法についても、合理的理由がない場合には、3月に延長
- 処分についての不服申立てのみを対象とする特例について、不作為も同じ扱いに
 - ①公開による意見聴取、第三者機関への諮問などの審理手続の特例、②指定法人等が行う処分についての審査請求先の特例、③処分について審査請求をすることができない旨の適用除外 など
- 審理・裁決の公正性が確保される場合等に、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問を適用除外
- 指定法人等の処分等に係る審査請求について、申請認容処分を命ずる等の権限を審査庁(大臣等)に付与
- 公開による意見聴取について、口頭意見陳述と同等の手続水準を確保(処分庁等への質問権の新設等)

(※)行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)

(参考) 不服申立構造・期間等の見直し (地方公共団体関係：未定稿)

<不服申立構造>

- 【異議申立てを再調査の請求に改正】**
- 公害健康被害の補償等に関する法律(昭48法111)
(認定・補償給付の支給に関する処分)
- 【異議申立てを廃止】**
- 小売商業調整特別措置法(昭34法155)
(同法の規定による都道府県知事の処分)
- 【異議申立てを審査請求に改め従前の審査請求を廃止】**
- 地方自治法(昭22法67)(給与等の給付・分担金等の徴収・滞納処分等・行政財産の使用・公の施設の利用に関する処分)
※地方公務員法(昭27法292)で準用
 - 住民基本台帳法(昭42法81)
(同法に基づく市町村長の処分)
- 【再審査請求を廃止】**
- 地方自治法(昭22法67)(給与等の給付・分担金等の徴収・滞納処分等・行政財産の使用・公の施設の利用に関する処分)
※地方公務員法(昭27法292)で準用

<不服申立期間>

- 【審査請求期間を3月に延長】**
- 地方税法(昭25法226)§19の4第1号(督促の欠陥を理由とする滞納処分についての審査請求) ※従前は30日
 - 地方公務員法(昭25法261)§49の3
(職員の意に反する不利益処分についての審査請求)
 - 土地収用法(昭26法219)§130①
(事業認定についての審査請求) ※従前は30日。公共用地の取得に関する特別措置法(昭36法150)で準用
 - 地方公務員等共済組合法(昭37法152)§117②
(組合員資格・給付の決定等についての審査請求)
 - 介護保険法(平9法123)§192
(保険給付・徴収金に関する処分についての審査請求)
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)§101
(介護給付費に関する処分等についての審査請求)
- 【個別法独自の不服申立期間を3月に延長】**
- 地方税法(昭25法226)§432①
(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)
 - 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭25法292)§25①(裁定の申請)

<みなし上級庁規定が置かれた個別法>

- 児童福祉法(昭22法164)(指定試験機関の処分等)
- 漁船法(昭22法164)(指定認定機関等の処分等)
- 建築士法(昭25法202)(都道府県指定登録機関等の処分等)
- 土地区画整理法(昭29法119)(土地区画整理組合の処分等)
- 都市再開発法(昭44法38)(市街地再開発組合等の処分)
- 大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭50法67)(住宅街区整備組合の処分)
- 計量法(平4法51)(指定定期検査機関・指定計量証明検査機関の処分等;当該機関を指定した都道府県・市町村の長)
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平9法49)(防災街区計画整備組合・事業会社の処分)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平14法78)(マンション建替組合等の処分;市の区域内にあっては市長)
※特に記載のない法律については、都道府県知事が審査庁

不服申立前置の見直し

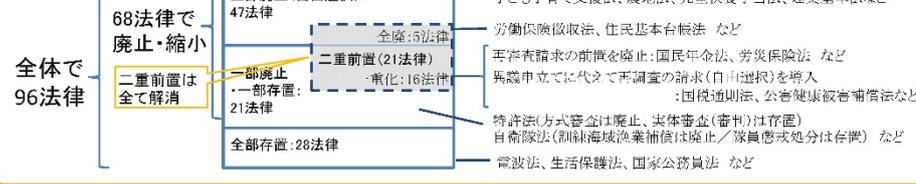
<不服申立前置>

○行政の処分に不服がある場合に、不服申立てをするか、直ちに訴訟するかは、国民が選択できることが原則。
ただし、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟ができない旨(不服申立前置)を定める個別法が96ある。



不服申立前置について、国民の裁判を受ける権利を不当に制限しているとの批判もあり、裁判所の負担等も勘案しつつ、行政不服審査制度見直しの一環として見直し

<見直し結果>



○ 不服申立前置を存置する場合

- ① 不服申立ての手續に一番代替性(高裁に提訴)があり、国民の手續負担の軽減が図られている場合(電波法、特許法など)
- ② 大量の不服申立てがあり、直ちに訴訟されると裁判所の負担が大きくなると考えられる場合(国税徴収法、国民年金法、労働者災害補償保険法など)
- ③ 第三者的機関が高度に専門技術的な判断を行う等により、裁判所の負担が低減されると考えられる場合等(公害健康被害補償法、国家公務員法など)

(参考) 不服申立前置の見直し結果 (地方公共団体関係: 未定稿)

<廃止されたもの>

- 戸籍法(昭22法224)
(戸籍謄本等の請求についての市町村長の処分)
- 土地改良法(昭24法195)
(国営・都道府県営の土地改良事業計画等)
- 漁業法(昭24法267)(漁業権・漁業調整等に関する処分)
- 建築基準法(昭25法201)
(建築基準法令の規定による特定行政庁・建築主事等の処分)
- 文化財保護法(昭25法214)
(重要文化財の現状変更等の許可等)
- 恩給法の一部を改正する法律(昭26法87)附則
(都道府県知事がした恩給に関する処分)
- 水産資源保護法(昭26法313)
(水産動植物の採捕制限等に関する処分)
- 農地法(昭27法229)(同法に基づく処分)
- 児童扶養手当法(昭36法238)(手当の支給に関する処分)
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(昭39法134)(特別児童扶養手当の支給に関する処分)
- 住民基本台帳法(昭42法81)(同法に基づく市町村長の処分)
- 都市計画法(昭43法100)(開発行為の許可等)
- 児童手当法(昭46法73)※
(児童手当の支給・拠出金の徴収に関する処分)
※平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法も廃止
- 国土利用計画法(昭49法92)
(規制区域内の土地に関する権利の移転等の許可)
- 高等学校等就学支援金の支給に関する法律
(平22法18)(就学支援金の支給・徴収金に関する処分)
- 子ども・子育て支援法(平24法65)
(教育・保育給付の支給・徴収金に関する処分)

<存置されたもの>

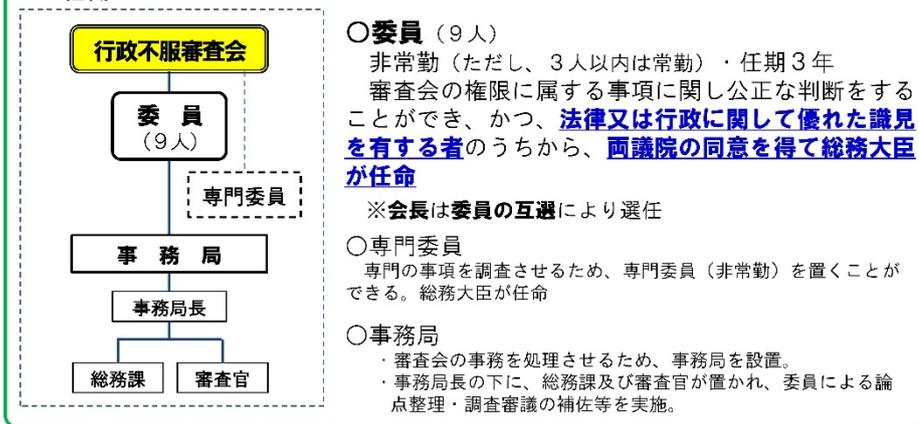
- 地方自治法(昭22法67)(議員の被選挙権の有無等についての議会の決定、分担金等の徴収・滞納処分等)
- 生活保護法(昭25法144)
(同法に基づく保護の実施機関・支給機関の処分)
- 地方税法(昭25法226)(地方団体の徴収金に関する処分、固定資産課税台帳に登録された新格)
- 地方公務員法(昭25法261)(職員の意に反する不利益処分)
- 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律
(昭25法292)(公害等調整委員会に裁定を申請できる事項)
- 宗教法人法(昭26法126)
(宗教法人の規則等の認証・事業停止命令等の処分)
- 国民健康保険法(昭33法192)
(保険給付・徴収金に関する処分)
※高齢者の医療の確保に関する法律(昭57法80)で後期高齢者医療給付・徴収金に関する処分に準用
- 地方公務員災害補償法(昭42法121)(補償に関する決定)
※二重前置を一重化(前置対象を再審査請求⇒審査請求に変更)
- 公害健康被害の補償等に関する法律(昭48法111)
(認定・補償給付の支給に関する処分)
※二重前置を一重化(異議申立て⇒再調査の請求に改正)
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭55法36)
(給付金の支給に関する裁定)
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平3法77)(指定暴力団等の指定)
- 介護保険法(平9法123)(保険給付・徴収金に関する処分)
- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平20法80)
(給付金の支給に関する裁定)

行政不服審査会について

<概要>

- 行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴い、**総務省に設置**(平成28年4月)
- 行政庁の処分又はその不作為についての審査請求の裁決の客観性・公正性を高めるため、**各府省の諮問に応じ、審査請求事件について調査審議**する機関

<組織>



行政不服審査会 委員名簿・部会構成

平成28年4月1日現在

部会	役職	委員	
第1部会	会長	市村 陽典	元仙台高等裁判所長官
	部会長(常勤)	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科(法科大学院)教授
	委員	中山 ひとみ	弁護士
第2部会	部会長(常勤)	戸谷 博子	元明治大学法科大学院特任教授
	委員	伊藤 浩	行政書士
	委員	大橋 洋一	学習院大学大学院法務研究科教授・法務研究科長
第3部会	部会長(常勤)	戸塚 誠	元総務省総務審議官
	委員	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授・法務研究科長
	委員	山田 博	弁護士

※第1部会は厚生関係の事件、第2部会は労働関係の事件、第3部会はこれら以外の事件を中心に調査審議することを総会で決定。

研修教材

行政不服審査法における 審理手続について

<テキスト>

【平成27年9月】

総務省行政管理局行政手続室

— 目次 —

第一章 行政不服審査制度の概要

- I 不服申立制度とは
- II 不服申立ての現況
- III 行政不服審査法の改正概要
- IV 審査請求の手続の流れ

第二章 審理員による審理手続

- I 審理員の指名
- II 総則的な留意点
- III 審理関係人に係る手続
- IV 具体的な審理手続
 - STEP1 審査請求書の送付・弁明書の求め等
 - STEP2 反論書・意見書
 - STEP3 争点の整理等
 - STEP4 口頭意見陳述
 - STEP5 審理関係人による証拠書類等の提出
 - STEP6 書類その他の物件の提出要求
 - STEP7 審理関係人への質問
 - STEP8 その他の審理手続
 - STEP9 審査請求人等による提出書類等の閲覧等
 - STEP10 審理手続の併合又は分離
 - STEP11 審理員による執行停止の意見書
 - STEP12 審理手続の終結
 - STEP13 審理員意見書

第一章

行政不服審査制度の概要

- I 不服申立制度とは
- II 不服申立ての現況
- III 行政不服審査法の改正概要
- IV 審査請求の手の続の流れ

I

不服申立制度とは

(1) 不服申立制度

- 行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者が、行政庁にその再審査等を求める行為を、一般に、行政上の不服申立て（以下「不服申立て」という。）とといいます。
- この不服申立てに関する制度（以下「不服申立制度」という。）は、一般に、行政訴訟と比較すると、次のような特徴があります。

- 簡易迅速な手続により国民の権利利益を救済することができる（不服申立てをする際の手数料も不要）
- 処分が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても審理することができる
- 不服申立てを契機として、行政が自ら処分を見直すことで、行政の適正な運営を確保することができる

(2) 行政不服審査法の概要

- 行政不服審査法は、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、この不服申立制度の手続等を定める一般法であり、その概要は次のとおりです（改正後）。

【適用の対象】

- ・原則として、全ての行政庁の「処分」及び法令に基づく申請に対する不作為。

【不服申立ての種類】

- ・原則は「審査請求」。ただし、個別法に特別の定めがある場合には、審査請求の前に処分庁に対して行う「再調査の請求」や、審査請求後に更に別の行政庁に対して行う「再審査請求」が可能。

【不服申立人適格】（不服申立てをすることができる者）

- ・処分についての審査請求は「行政庁の処分に不服がある者」。
- ・不作為についての審査請求は「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」。

【不服申立期間】（不服申立てをすることができる期間）

- ・原則として処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（再調査の請求の決定を経た場合は、その決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）以内^(※)。ただし、正当な理由がある場合には、この期間の経過後にも認められる。

(※) 上記のほか、処分等があった日の翌日から起算して1年を経過していないことも必要である。

II

不服申立ての現況

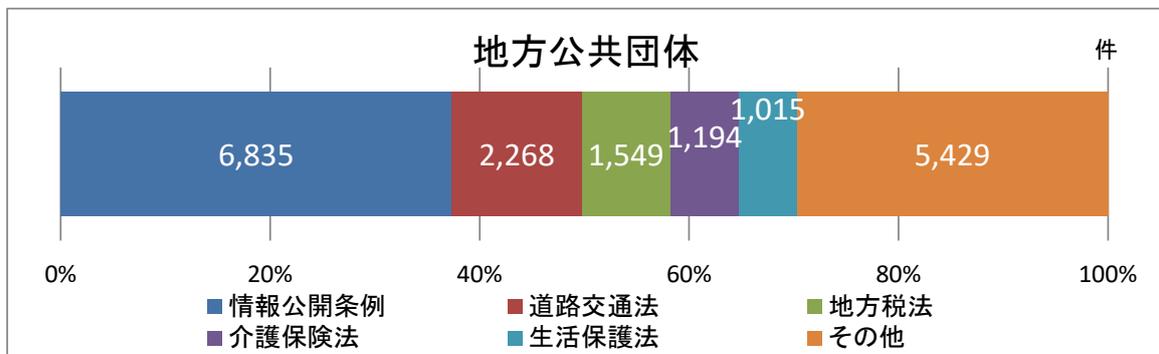
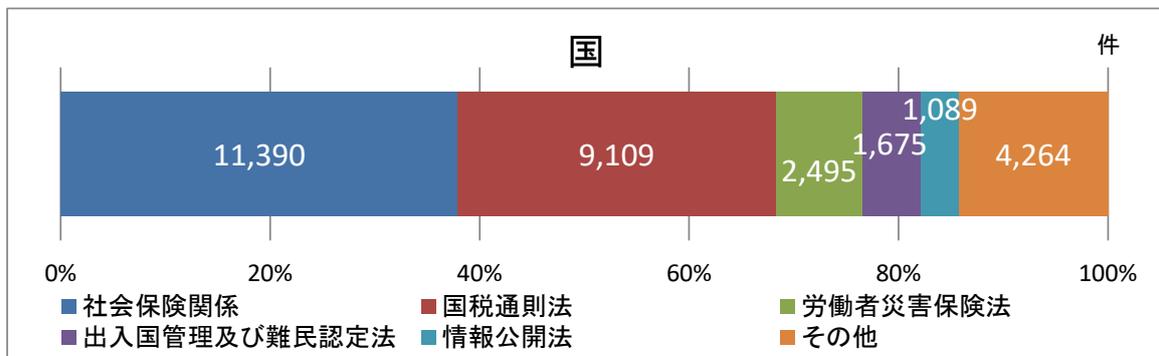
不服申立ての状況

- 平成23年度における、国と地方公共団体の不服申立ての状況（新規不服申立件数）は、以下のとおりです。

	国	地方公共団体
行政不服審査法に基づく不服申立て	30,022件	18,290件
異議申立て	9,737件 (32.4%)	11,844件 (64.8%)
審査請求	17,358件 (57.8%)	6,418件 (35.1%)
再審査請求	2,927件 (9.7%)	28件 (0.2%)
行政不服審査法に基づかない不服申立て	32,641件	1,318件

不服申立ての内容別内訳

- 平成23年度における、国と地方公共団体の不服申立て件数の内容別内訳は、以下のとおりです。



III

行政不服審査法の改正概要

法改正の経緯

- 行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、50年以上実質的な法改正がありませんでしたが、平成5年の行政手続法の制定（聴聞手続など事前手続の整備）や、平成16年の行政事件訴訟法の改正（出訴期間の延長、義務付けの訴えの法定など司法救済手続の充実）など関係法制度の整備・拡充を踏まえ、時代に則した見直しを実施すべく、平成26年3月に、関連法案とともに改正案が国会に提出され、同年6月に成立・公布されました。
- 現在は、平成28年度の施行に向けて、各種の準備作業を進めています。

主な改正内容

- 改正行政不服審査法（以下「法」という。）では、①公正性の向上、②使いやすさの向上などの観点から、次のような改正がなされました。

見直しの観点		現行 行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)	改正 行政不服審査法 (平成26年法律第68号)
①公正性の向上	審理を行う者	・規定なし（処分関係者が審理を行うことがあり得る）	・職員のうち処分に関与しない者（審理員）が審理手続を行う（審査庁が審議会等である場合など、審理員が指名されない場合もあり。）
	第三者によるチェック	—	・裁決について、原則として、有識者から成る第三者機関（行政不服審査会等）がチェック
	審査請求人の手続保障	・関係書類は閲覧が可能	・関係書類は、閲覧に加え写し等の交付が可能 ・口頭意見陳述での処分庁等への質問が可能
②使いやすさの向上	不服申立期間	・60日	・3か月
	不服申立ての種類	処分行等に ・上級庁がある→審査請求 ・上級庁がない→異議申立て	・審査請求に一元化
		原則 例外 ・異議申立て（審査請求に前置） ・再審査請求（審査請求後）	・再調査の請求（審査請求前の選択制） ・再審査請求（審査請求後）
	審理の迅速性の確保	・—	・標準審理期間の設定 ・争点・証拠を事前に整理
不服申立前置	・不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができない旨（不服申立前置）を定める個別法が96	・96のうち68法律で廃止・縮小（※整備法により整理）	

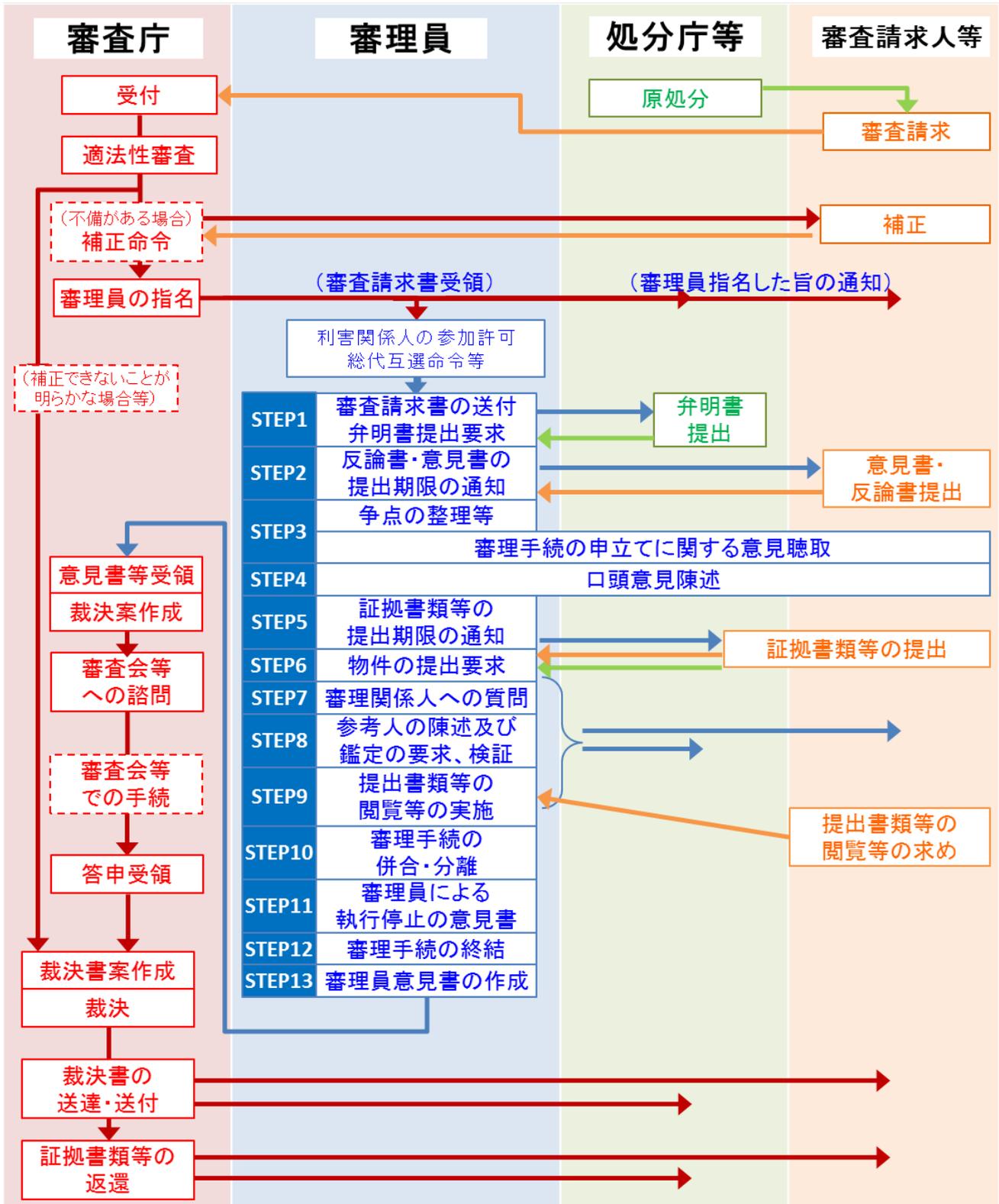
IV

審査請求の手続の流れ

- 審査請求の手続には、おおむね次の行政庁（職員）が関係することになります。

審査庁	原則として、処分庁等の最上級行政庁が該当。審査請求を受け、それに対する応答として、裁決を行う（審理員の指名がない場合には審理（下記STEP1～STEP11）も行う）。
審理員	審査庁から審理手続を行う者として指名を受けた審査庁に所属する職員。審査請求の審理に当たって中心的な役割を担う。
処分庁等	審査請求に係る処分をした（又は審査請求に係る不作為に係る）行政庁。
行政不服審査会等	審査庁の諮問を受けて、審理員が行った審理手続の適正性を含め、審査請求についての審査庁の判断の妥当性をチェックする。

- また、審査請求の大まかな手続の流れは次図のとおりです。本資料では、主に審理員が行う手続（STEP 1～STEP13）について解説します。



<注>

上記のSTEP 2～STEP11の手続の実施の要否は、事案による。

また、審査会等への諮問（から答申まで）の手続については、審理員が指名されない場合など、行われない事案もある。

第二章

審理員による審理手続

- I 審理員の指名
- II 総則的な留意点
- III 審理関係人に係る手続
- IV 具体的な審理手続

I

審理員の指名

審理員制度の趣旨・手続

- 審理員は、処分に関する手続に関与していないなどの一定の要件を満たす者が、審査請求に係る審理手続を行うことにより、審理の公正性・透明性を高めるため、新たに導入されたものです。
- 審査庁は、原則として、審理員を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等に通知しなければなりません（法9条1項）。

審理員に指名する職員の範囲等

- 審理員に指名する職員は、審理手続に係る事務を、適切に遂行することができる者であることが求められます。
- 審理員は、審査庁に所属する職員であり、かつ、法9条2項各号に定める除斥事由（下表）に該当しない者を指名する必要があります。

- ① 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ ③・④に掲げる者であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 利害関係人（審査請求人以外の者であって、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有するものと認められる者）

- 上記の除斥事由のほか、審査庁の組織体制等の実情に応じ、例えば、直接処分を行った部署に所属する職員以外の者から指名するよう努めるなど、審理の公正性・透明性の向上という審理員制度の趣旨にも配慮した対応がとられることが望まれます。
- なお、実務上は、審理員の指示の下、提出書類の整理・保管、文書の発送などその事務を補助させるため、審理員を補助する者（「審理員補助者」）を指定することもあり得ます。

II

総則的な留意点

審理手続の進行

- 審理員は、審理手続の実施に際し、簡易迅速かつ公正な審理を実現するため、審理関係人と相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないとされています（法28条）。
- 具体的には、以下の点に留意が必要です。

○ 処分庁等の主張に偏ることなく、審理関係人のそれぞれの主張を公平に聴取するなど、公正・中立に審理を進めること。

【具体例】他の審理関係人が了知しない、裁決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合には、当該審理関係人に適切に反論の機会を与える。

○ 審理手続の実施に当たっては、処分等が違法であるか否かにとどまらず、不当であるか否かについても必要な審理を行うこと。

【具体例】審理関係人が主張していない点についても、当該処分等の当否を判断するため必要な場合には、職権により調査を行う。

○ 簡易迅速な手続の進行に努めること。

【具体例】争点の整理等により計画的に審理手続を行うよう努めるとともに、審理関係人に対しても、審理手続の予定時期を遅滞なく連絡するなどにより、審理手続の計画的な進行について協力を求める。

審査庁との関係

- 審理員は、個々の事件に関する個別具体的な審理手続については、審査庁からの指揮監督を受けることなく、自らの名において、審理を行うこととなります。
- なお、審査庁が、審査請求の審理に関して審理員が遵守すべき一般的な事項（例：「審理関係人に対する通知は書面で行うこと」、「審理手続の遅延を防止するため迅速な審理を行うよう努めること」など）を示すことは妨げられませんが、審理の公正性について疑念を招くことのないよう、可能な限り、あらかじめ明確にしておく必要があります。

Ⅲ

審理関係人に係る手続

審理関係人の範囲

- 審理関係人とは、審査請求の審理手続に関与する審理員以外の当事者を総称したものの（法28条。以下同じ。）です。
- 具体的には、以下の者が挙げられます。

審査請求人	審査請求をした者である。 なお、個人や法人のほか、人格なき社団又は財団であっても、代表者又は管理人の定めのあるものは、その名で審査請求をすることができる（法10条）。 また、審査請求は、代理人によってすることができ、代理人は、当該審査請求に関する一切の行為（原則として、審査請求の取下げを除く。）をすることができる（法12条）。
処分庁等	処分についての審査請求における処分庁（注1）であり、審査請求の相手方（訴訟における被告に相当）として、弁明書の作成・提出、証拠書類の提出等を行う。
参加人	審査請求人のほか、審査請求に係る処分（注2）の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者、すなわち、審査請求の結果に法律上の利害関係を有する者が、審理員の許可を得て、又は審理員の求めにより、審査請求に参加する（法13条）。

注1）不作為についての審査請求の場合は不作為庁。

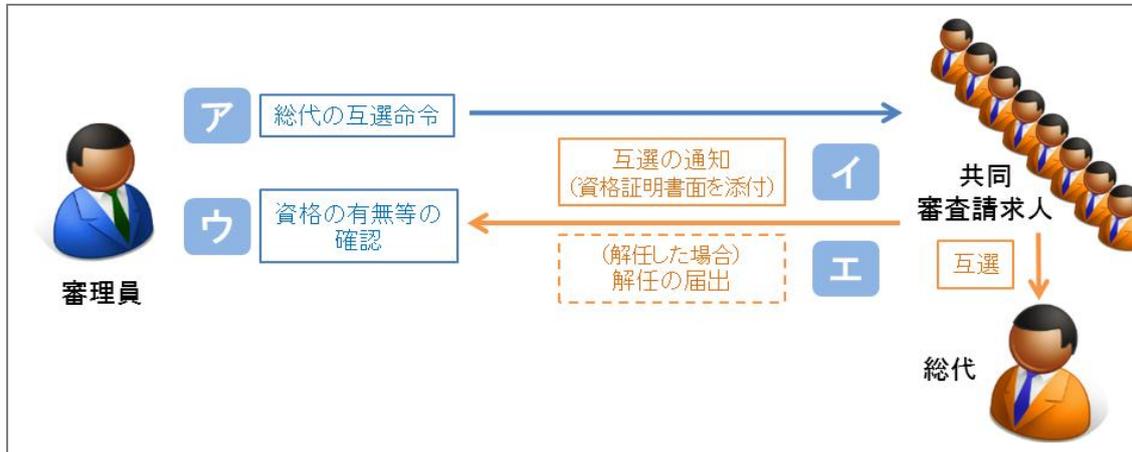
注2）不作為についての審査請求の場合は不作為に係る処分。

注3）審理関係人以外の関係者として、審理手続を進める過程で、審理員の求めに応じ、次のような者が審査請求の審理手続に関係する場合がある。

- ・ 審理に必要な書類その他の物件を提出する当該物件の所持人
- ・ その知っている事実を陳述する参考人
- ・ 鑑定を行う鑑定人
- ・ 検証を行う場所を所有・管理する者

総代

- 多数人が共同して審査請求をしようとするときは、3人を超えない総代を互選することができます（法11条1項）。また、審理員は、審理手続を円滑に行うため必要と認めるときは、総代の互選を命ずることができます（同条2項）。



ア) 総代の互選命令

- 総代が選任されていない場合で、総代の互選が必要と認めるときは、共同審査請求人に、総代の互選を命ずる。
法11条2項
様式例1
- 【運用例】一定の期間（例：2週間程度）を定め、その期間内に総代を互選することを命ずる旨の命令書を共同審査請求人全員に交付して行う。

イ・ウ) 互選の通知・資格の有無等の確認

- 共同審査請求人から総代の互選の通知を受けたときは、添付された書面等により、総代の資格の有無を確認する。
施行令
様式例2

エ) 解任の届出

- 共同審査請求人が総代を解任した場合には、その旨の届出を求め、資格の喪失の有無を確認する。
法11条6項
施行令
様式例3

【参考】

< 総代互選の効果 >

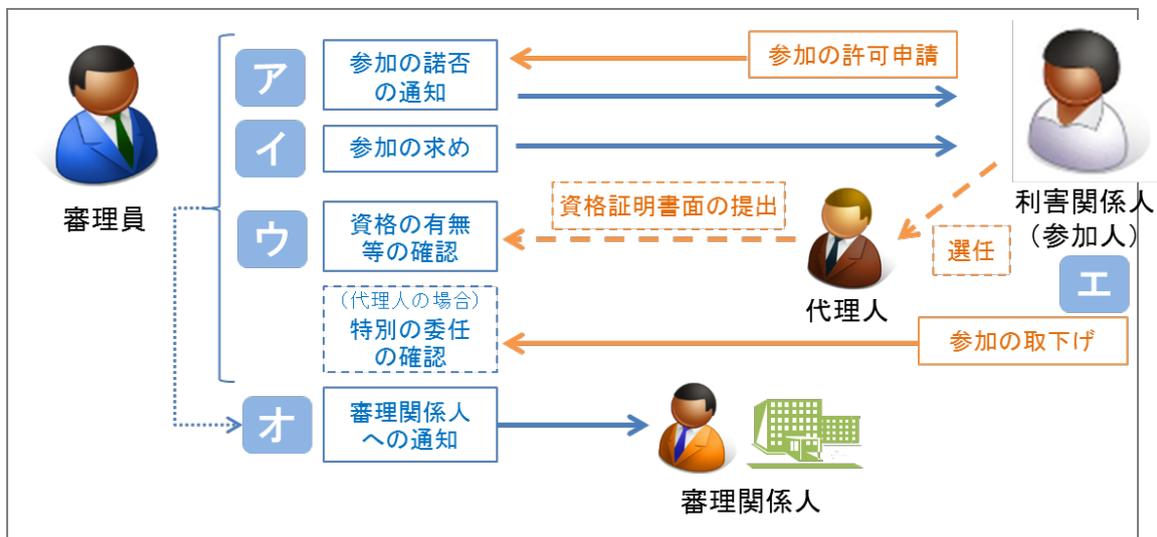
- 総代は、審査請求の取下げを除き、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ（法11条3項）、共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為を行うことになる（同条4項）。
- 共同審査請求人に対する通知その他の行為は、1人の総代にすれば足りる（法11条5項）。

参加人

- 利害関係人は、審理員の許可を得て審査請求に参加することができます（法13条1項）。また、審理員は、必要と認める場合には、利害関係人に審査請求への参加を求めすることができます（法13条2項）。これらにより審査請求に参加する者を、参加人といいます。なお、参加は、代理人によってすることもできます（法13条3項）。

- 参加が認められる利害関係人とは、具体的には、次のような者が考えられます。

審査請求人と利害が共通する者	○原処分によって不利益を被る者 ○不作為に係る申請が認容されることにより、利益を受ける者
審査請求人と利害が相反する者	○原処分の取消し又は変更によって不利益を被る者 ○不作為に係る申請が認容されることにより、不利益を被る者



ア) 利害関係人からの参加の許可申請

- 利害関係人から参加の求めがあった場合には、参加の許可申請を求め、その適否を判断し、申請者に対し、許可申請の諾否を通知する。 法13条1項

【運用例】参加の許可申請の際は、審査請求に係る処分（又は不作為に係る処分）について利害関係を有することの説明を記載した申請書の提出を求める。 様式例4

申請の諾否の通知は、その旨を記載した文書を申請者に交付して行う。 様式例5

イ) 審理員からの参加の求め

- 審査請求への参加が必要と認める場合には、利害関係人に対し、審査請求への参加を求める 法13条2項

【運用例】参加の求めは、当該利害関係人に対しその旨の文書を交付して行う。 様式例6

ウ)代理人の資格の有無の確認

- 代理人によって審査請求に参加する場合には、その資格を証する書面（委任状等）の提出を求め、資格の有無を確認する。 法13条3項
施行令
様式例7

エ)参加の取下げ等

- 参加人からの参加の取下げについては、その旨を記載した書面の提出を求める。代理人による場合には、特別の委任の有無を確認する。 法13条4項
施行令
様式例8
- 参加人が引き続き審査請求に参加することが適当でないと認める場合には、その参加を取り消し、その旨を参加人に通知する。 様式例9

オ)他の審理関係人への通知

- 利害関係人が参加人となったときや、参加の取下げ等があったときは、その旨を他の審理関係人に通知する。 様式例10・11

【参考】

<利害関係人の範囲>

- 利害関係人とは、審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有すると認められる者をいう（法13条1項）。具体的にどの範囲の利害関係人に参加を認めるかについては、簡易迅速かつ公正に審理を行う観点から適切に判断する必要があるが、審査請求が第三者からされたものである場合には、一般には、処分の相手方の参加を求める。

<代理人の権限>

- 代理人は、審査請求への参加に関する一切の行為をすることができるが、参加の取下げについては、特別の委任がなければ、することができない（法13条4項）。

<参加の求めの効果>

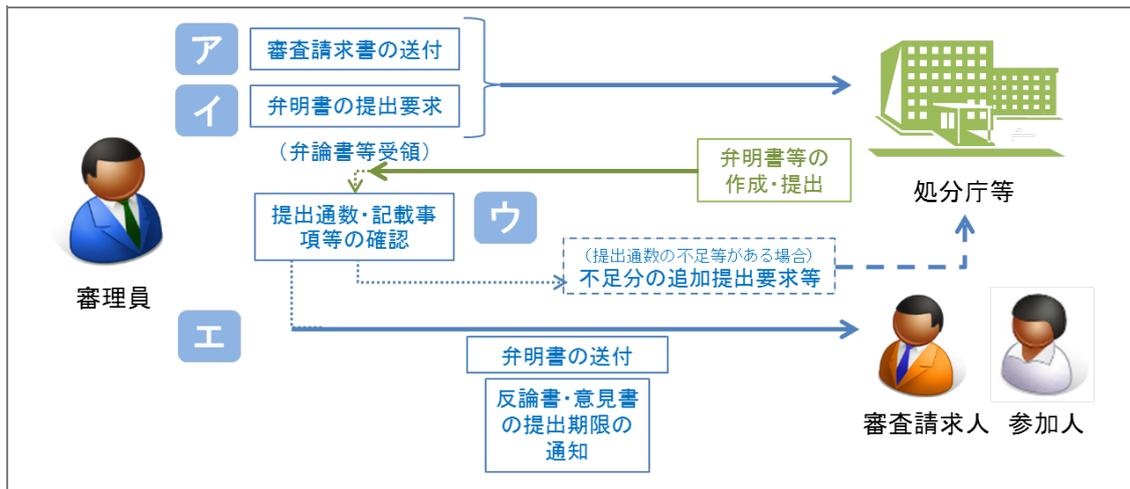
- 審理員が利害関係人に参加を求めた場合には、その承諾を要することなく、参加人としての地位を有することになると解される。

IV

具体的な審理手続

STEP1. 審査請求書の送付・弁明書の求め

法29条



概要

- 弁明書は、処分庁等が審査請求に係る処分内容及び理由（不作為については、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由）を記載した書面であり（法29条3項）、審理員が事案の概要等を把握し、審査請求に係る処分又は不作為が違法又は不当でないかを判断するため、提出を求めるものです。
- 弁明書は、審理の公正性・透明性を確保し、審査請求人等が十分に主張できるようにする観点から、審査請求人等に送付することとされています（法29条5項）。

手続・運用

ア) 審査請求書の送付

- 審査庁から審理員として指名を受けた後、直ちに処分庁等に審査請求書の副本を送付する（処分庁等が審査庁である場合を除く。）。

法29条1項
施行令

イ) 弁明書の提出要求

- 弁明書の提出期限（提出すべき相当の期間）を定めて、処分庁等に弁明書の提出を求める。

法29条2項

【運用例】 審査請求書の送付の際に、提出期限（例：2～3週間）を定めて、弁明書の提出を求める旨を通知して行う。
 審理の迅速性を確保する観点から、証拠書類等（処分の原因となる事実を証する書類その他の物件）の提出期限（提出すべき相当の期間）を定め、併せて通知することも考えられる。

様式例12

法32条2・3項

ウ) 弁明書の確認

- 処分庁等から弁明書が提出されたときは、提出通数、記載事項等に問題がないか確認し、必要に応じ、不足分を追加提出するよう求めるなどの対応をとる。

法29条3項
 施行令

【運用例】 提出期限内に弁論書が提出されない場合には、更に期間を定めて、当該期間内に弁明書が提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面を送付し、弁明書の提出を求める。

法41条2項1号
 様式例13

審査請求に係る処分について行政手続法による聴聞・弁明の手続を行っている場合には、これらに係る調書や報告書・弁明書の添付が必要となるが、これらの添付書面の提出時には、審査請求人や参加人から閲覧等の求めがあった場合に備え、処分庁等に、当該書面の閲覧等の可否についての意見を聴いておくことが効率的である。

法29条4項
 法38条2項
 様式例14
 [関連: STEP9]

エ) 弁明書の送付

- 弁明書が提出された場合は、その副本を審査請求人及び参加人に送付する。

法29条5項
 施行令

[関連: STEP2]

【参考】

< 審査請求書に不備がある場合 >

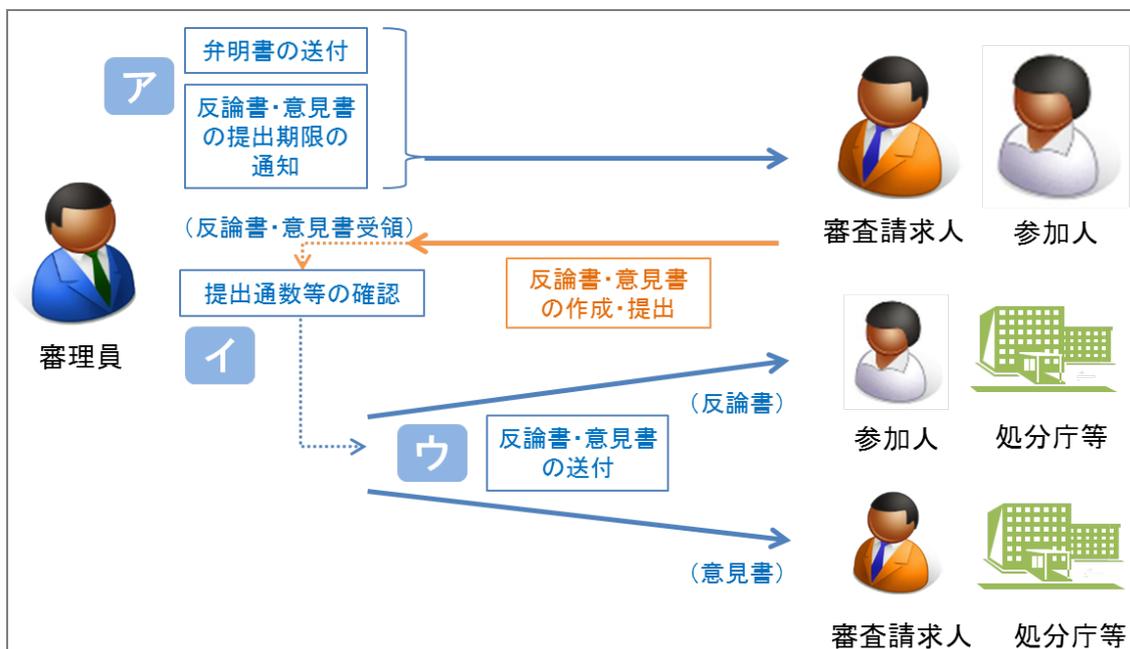
■ 実務上、審理員が審査請求書に不備があると認める場合が生じたときは、審理員は、審査請求人に不備のあった内容について確認するなどにより、不備を補足しつつ、審理を進めることになる。

< 弁明書の記載事項 >

■ 弁明書には、処分内容及び理由（不作為についての審査請求の場合は、処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由）を記載しなければならないが、審理員や審査請求人等が処分内容及び理由等を明確に認識し得るよう記載される必要がある。

< 弁明書に形式上の不備がある場合 >

■ 弁明書は、審査請求人及び参加人に送付され、反論書や意見書を作成する際の基礎となるものであることに照らせば、記載すべき事項が記載されていないなどの形式上の不備がある場合には、当該不備を修正した弁明書の再提出を求める等の対応が考えられる。



概要

- 反論書は弁明書に記載された事項に対する審査請求人の反論を、意見書は審査請求に係る事件に関する参加人の意見を、それぞれ記載した書面（法30条1・2項）であり、簡易迅速かつ公正な審理のため、審理関係人の主張内容が審理の冒頭に明らかになっていることが望ましいことから、その提出手続が設けられているものです。
- 審理員が、反論書又は意見書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければなりません（法30条1項ただし書・2項ただし書）。

手続・運用

ア) 提出期限の通知

- 必要に応じて、①審査請求人には弁明書に対する反論書を提出することができる旨を、②参加人には審査請求に係る事件に関する意見書を提出することができる旨を、それぞれ、提出期限（提出すべき相当の期間）を定めて通知する。

法30条
様式例15、16

【運用例】 弁明書の送付の際に、提出期限（例：2～3週間）を定めて、反論書等の提出ができる旨を通知して行う。

[関連:STEP1]

審理の迅速性を確保する観点から、証拠書類又は証拠物の提出期限（提出すべき相当の期間）を定め、併せて通知することも考えられる。

法32条1・3項

イ) 提出通数等の確認等

- 反論書又は意見書が提出されたときは、提出通数等に問題がないか確認し、必要に応じ、不足分を追加提出するよう求めるなどの対応をとる。

【運用例】 提出期限内に反論書や意見書が提出されないが、審理に当たって必要であると考えられる場合には、必要に応じ、更に期間を定めて、当該期間内に提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面を送付し、これらの提出を促す。

法41条2項
様式例13

ウ) 反論書・意見書の送付

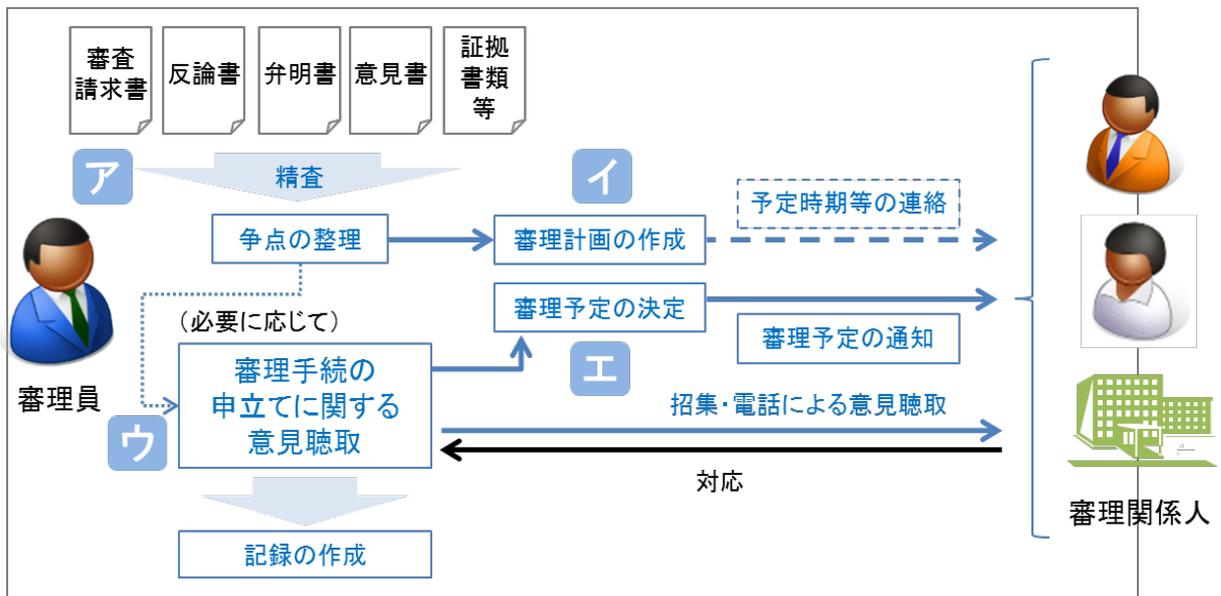
- 反論書が提出された場合は参加人及び処分庁等に、意見書が提出された場合は審査請求人及び処分庁等に、それぞれ副本を送付する。

法30条3項
施行令

【参考】

<反論書等により新たな主張や事実が提示された場合>

- 反論書や意見書において、審査請求の結論に影響を与え得る新たな主張や事実が提示された場合は、他の審理関係人に反論の機会を求めるなどの対応をとる。



概要

- 審理員は、簡易迅速かつ公正な審理を実現するため、争点等を整理し、審理手続を計画的に進めることが求められます。
- そのため、事件が複雑である場合等には、必要に応じ、審理関係人から審理手続の申立てに関する意見聴取を行うことができるとされています（法37条）。

手続・運用

ア) 争点の把握・整理

- 審査請求書、反論書、弁明書、意見書や、審理関係人から提出された証拠書類等を精査して、審理関係人の主張の内容やその根拠を把握し、当該事案の争点（主張の対立点等）を整理する。

イ) 審理計画の検討・整理

- 整理した争点等を踏まえ、その後の審理手続の進行に資するよう、どのような手続をどの時期に行うかを検討・整理する。

法28条

- 【運用例】 個々の審理手続の予定時期を示すことが可能な場合には、その予定時期等を審理関係人に連絡し、審理手続の実施について協力を求める。

ウ) 審理手続の申立てに関する意見聴取

- 事件が複雑である場合など、審理手続を計画的に遂行するため必要があると認めるときは、審理手続の申立てに関する意見聴取を行う。法37条1・2項
- 意見聴取を行う場合には、招集を求める審理関係人の都合等を踏まえて日程調整を行い、期日及び場所を決定し、当該審理関係人に通知する。法37条1項
様式例17
- 審理関係人が遠隔地に居住している場合など、相当と認める場合には、電話により意見聴取を行うことができる。法37条2項
- 出席した（又は電話の相手方である）審理関係人から、審理手続について申立て（証拠書類等については提出）を行う意向があるか否かを聴取する。
- 意見聴取を行ったときは、遅滞なく、その記録（意見の要旨、質問・回答の要旨、その他決定内容等）を作成する。様式例18

エ) 審理予定の決定・通知

- 意見聴取を行ったときは、その結果を踏まえ、遅滞なく、どのような審理手続をどの時期に行うかを整理して、審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知する。法37条3項
様式例19

【参考】

<意見聴取を求める審理関係人の範囲>

- 審理手続の申立てに関する意見聴取は、口頭意見陳述とは異なり、必ずしも審理関係人全員を招集する必要はなく、審理員が必要と認める範囲で行う形でよい。

<電話により意見聴取を行う場合の例>

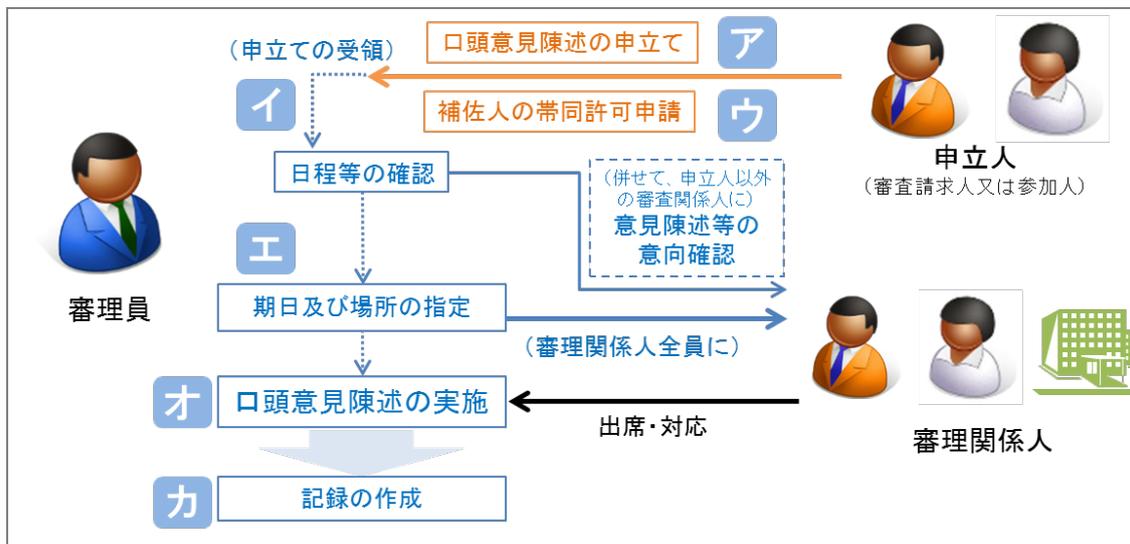
- 電話により意見聴取を行うことができる「その他相当と認める場合」としては、審理関係人が出頭を望まない場合や、審理員が当該審理関係人と一対一で通話することにより目的を達することができる場合などが考えられる。

<審理予定の通知>

- 審理手続の期日及び場所並びに審理手続の終結の予定時期の通知は、意見聴取の期日において決定することが可能である場合には、出席した審理関係人に対しては、その場で口頭で通知することも可能。
- 各審理手続の期日等を通知する際には、証拠書類等の提出や書類その他の物件の提出については、これらを提出すべき相当の期間の終期（物件の提出要求については、これに併せて提出を求める時期）を通知する。

STEP4. 口頭意見陳述

法31条



概要

- 口頭意見陳述の手続は、書面による審理が原則である審査請求の例外として、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に保障するため、設けられています（法31条1項）。
- 充実した審理を行うため、口頭意見陳述は全ての審理関係人を招集して行うこととされており（法31条2項）、また、申立人は、処分庁等に質問を発することができることとされています（同条5項）。

手続・運用

ア) 口頭意見陳述の申立て

- 口頭意見陳述の申立てがあった場合は、その機会を与えることが困難である場合を除き、口頭意見陳述を実施する。 法31条1項
- 【運用例】 申立ては、審理手続の円滑な進行を図る観点から、書面の提出を求める。ただし、審理手続の申立てに関する意見聴取の場でその意向が示された場合等には、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理する方法も考えられる。 様式例20
[関連:STEP3]

イ) 審理関係人の日程等の確認

- 口頭意見陳述の申立てがあった場合には、必要に応じて、審理関係人の都合等を聴取する。 法31条1項
- 【運用例】 審理関係人の都合等を聴取する際、申立人以外の審査請求人及び参加人に対しても、口頭意見陳述の申立ての有無を併せて確認し、必要に応じて申立てをするよう促すことが効率的であ

る。

ウ)補佐人の帯同の許可申請

- 必要に応じ、事前に、申立人に補佐人帯同の意向の有無等を確認し、許可の申請を求める。

法31条3項

【運用例】補佐人の帯同の意向がある場合には、補佐人の指名、補佐人を必要とする理由等を記載した書面の提出を求める。

様式例21

エ)期日及び場所の指定

- 審理関係人の都合等を踏まえて日程調整を行い、審理関係人等の人数に応じた適切な場所（部屋）を確保した上で、期日及び場所を決定し、審理関係人に通知する。補佐人帯同の許可申請がされている場合は、その結果も併せて通知する。

法31条2項

【運用例】申立人等への通知は、書面により行う。

様式例22

- 申立人への期日等の通知には、口頭意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は、審理手続を終結する場合があることを併せて記載し、注意喚起を行う。

オ)口頭意見陳述の実施

- 指定した場所に口頭意見陳述の会場を設置し、例えば、次のような手順で口頭意見陳述の手続を進行する。

法31条1項

- ①出席者の確認
- ②注意事項の説明
- ③申立人の意見陳述
- ④申立人による処分庁等への質問及び処分庁等からの回答
- ⑤審理員による出席者に対する質問
- ⑥口頭意見陳述の終了

法31条5項
法36条

[関連:STEP7]

- 申立人のする陳述が、当該審査請求の事件と関係のない事項にわたる場合その他相当でないと認める場合は、これを制限する。

法31条4項

カ)記録の作成

- 口頭意見陳述を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

【運用例】申立人の陳述の要旨のほか、申立人が処分庁等に対して行った質問や審理員が審理関係人に対して行った質問の要旨及びそれらに対する回答の要旨を記録する。

様式例23

【参考】

<口頭意見陳述を行わなくてもよい場合>

- 申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、当該意見を述べる機会を与える必要はない（法31条1項ただし書）。例えば、審査請求の終結予定時期までの間に申立人（代理人を含む。）が出頭可能な期日が設定できる見込みがない場合がこれに該当するが、社会通念に照らして、審理員が適

切に判断する必要がある。

<遠隔地に所在する審理関係人等への配慮>

- 審査請求人又は参加人が遠隔地に所在している等の事情により、審査庁の事務所に赴くことが困難である場合は、これらの者の利便性の高い場所を口頭意見陳述の場所として指定して審理員が赴く、いわゆるテレビ会議システムを活用するといった、審査請求人等の利便性に配慮した対応をとることも可能である。

<期日及び場所の設定>

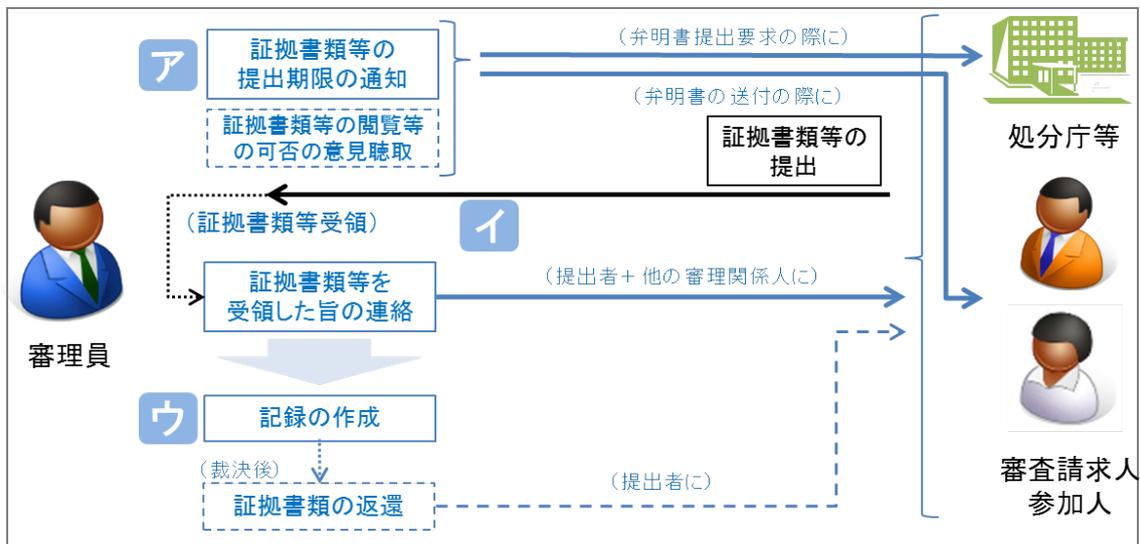
- 全ての審理関係人が特段の問題なく出席することができる期日等を調整することができない場合には、申立人以外の審査請求人又は参加人の一部について、現実的には出席が困難な期日等を指定することもやむを得ないと考えられるが、その場合も、可能な限り多くの審理関係人が出席可能な期日等を設定するよう努める。

<補佐人の具体例>

- 補佐人とは、申立人が外国人である等の場合に当該申立人の陳述の補佐をする者、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人等を援助する第三者や、審理関係人が法人の場合における当該法人の事務担当者などが該当する。

STEP5. 審理関係人による証拠書類等の提出

法32条



概要

- 審査請求人又は参加人は、それぞれの主張を理由付けるため、証拠書類又は証拠物を提出することができ（法32条1項）、処分庁等は、処分等が適法・相当であることを裏付けるため、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができます（同条2項）。
- 審理員が、これらの書類その他の物件（以下「証拠書類等」という。）を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければなりません（法32条3項）。

手続・運用

ア) 提出期限の設定・通知

- 証拠書類等については、審理の迅速性を確保するため、他の審理手続と併せて証拠書類等の提出期限（提出すべき相当の期間）を示すことが効率的である。

【運用例】例えば、次のような方法で提出期限を示すことが考えられる。

- ・ 弁明書の提出要求の際に、処分庁等に対し提出期限を定めて通知する。
- ・ 提出された弁明書の送付に際して、審査請求人等に対し提出期限を定めて通知する。

また、証拠書類等の提出時に、他の審査請求人等による当該書類の閲覧等の可否についての意見を聴いておくことが効率的である。

法32条3条
[関連: STEP1,2]

法38条2項
様式例24
[関連: STEP9]

イ) 証拠書類等の提出

- 証拠書類等の提出を受けたときは、提出者に対して受領した旨を連絡するほか、他の審理関係人に対してもその旨を連絡することが望ましい。様式例25、26
- 【運用例】 提出期限内に証拠書類等が提出されない場合において、審理に当たって必要であると認めるときは、更に期間を定めた上で、当該期間内に提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載した書面を送付し、その提出を促す。法41条2項
様式例13

ウ) 記録の作成

- 提出された証拠書類等については、記録として保管する。様式例27
- 【運用例】 提出された証拠書類等に提出者、提出日時を記載した書面を添付して保管する。

【参考】

< 提出期限後に提出される場合 >

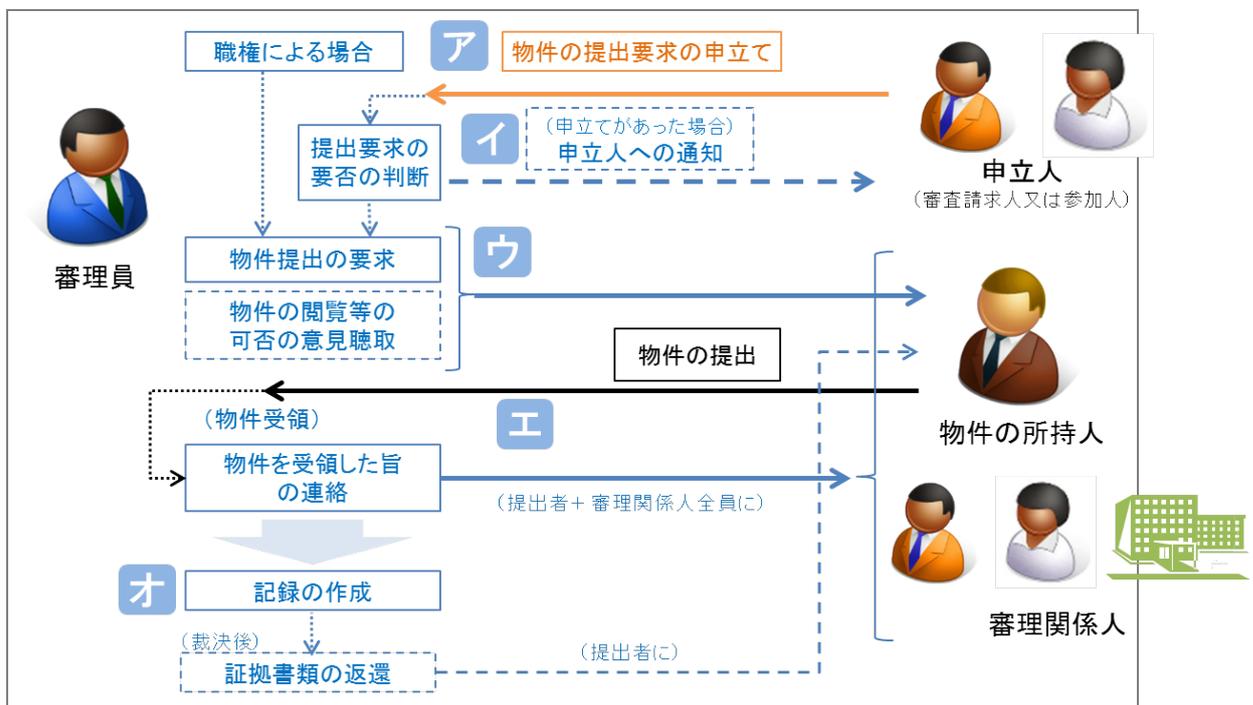
- 証拠書類等の提出期限を定めた場合には、その期間が経過した後は、受領を拒むことができるが、提出者の故意や重大な過失によらず、提出期間の経過後に新たな事実や証拠書類等が判明したような場合については、提出期間が経過していることのみをもって、その受領を拒み、当該書類等を考慮することなく審理を終結することは適当でないと考えられる。

< 非公式な提出意向があった場合 >

- 審理関係人から非公式な証拠書類等の提出の意向があった場合等は、法32条の規定により提出された証拠書類等として取り扱われる旨を明示した上で、受領する。

< 提出書類等の管理 >

- 提出された証拠書類等については、審査庁は、裁決後、速やかに提出人に返還しなければならない（法53条）、返還までの間、適切に管理する必要がある。
なお、証拠書類等の内容等を精査した結果、その後の審理手続や行政不服審査会等への諮問の手続において、不要であることが明らかな場合は、早期に返還することが望ましい。



概要

- 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求められます（法33条）。

手続・運用

ア) 手続の開始

- 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求める。

法33条

【運用例】 申立ては、審理手続の円滑な進行を図る観点から、書面の提出を求める。ただし、口頭意見陳述や審理手続の申立てに関する意見聴取の場でその意向が示された場合等には、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理する方法も考えられる（この場合には、その場で口頭で申立てに対する判断を示すことも可能）。

様式例28

イ) 申立人への通知

- 申立てを受け、物件提出を求める必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

法31条1項

様式例29

ウ)所持人への物件の提出の求め

- 申立てがあった場合で物件提出を求める必要性があると判断したとき、又は職権により物件提出を求めることとした場合は、当該物件の所持人に対し、物件の内容や提出期限等を明示して、当該物件の提出を求める。

法33条

【運用例】所持人への物件提出の求めは、文書により行う。

様式例30

また、物件の提出時に、他の審査請求人等による閲覧等の可否についての意見を提出するよう求めることが効率的である。

法38条

様式例31

[関連:STEP9]

エ)所持人からの物件の提出

- 物件の提出を受けたときは、提出者に対して受領した旨及び必要に応じ裁決までの間留め置く旨を連絡するほか、審理関係人に対してもその旨を連絡することが望ましい。
- 所持人が審理員の協力要請に応じず、物件が提出されなかった場合は、その旨を申立人に通知する。

様式例25、32

【運用例】提出期限内に提出されない場合において、審理に当たって必要であると認めるときは、更に期間を定めた上で、書面により、必要に応じ、当該期間内に提出されない場合は審理手続を終結することがある旨を記載して、物件の提出を促す。

様式例32

法41条2項

様式例13

オ)記録の作成

- 提出された物件については、記録として保管する。

【運用例】提出された物件に提出者、提出日時を記載した書面を添付して保管する。

様式例25

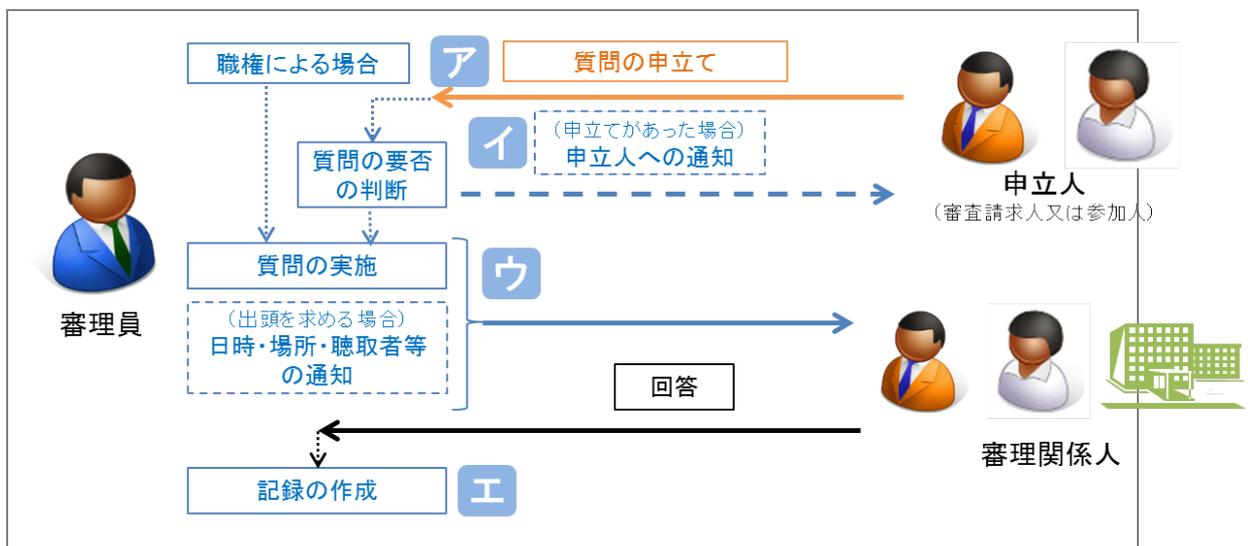
【参考】

<処分庁等の行政庁が提出を拒んだ場合>

- 物件の所持人である処分庁等その他の行政庁が、守秘義務に抵触するおそれがあるとして提出を拒んだ場合には、一般に守秘義務が課されている審理員に提出するものであり、提出により直ちに他の審理関係人が知り得ることとなるわけではない旨を説明し、再度提出を促すことが考えられる。

<提出物件の管理>

- 審理員は提出された物件を留め置くことができるが(法33条後段)、裁決後、速やかに提出人に返還しなければならない(法53条)、返還までの間、適切に管理する必要がある。なお、物件の内容等を精査した結果、その後の審理手続や行政不服審査会等への諮問の手続において、不要であることが明らかな場合は、早期に返還することが望ましい。



概要

- 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができます（法36条）。

手続・運用

ア) 手続の開始

- 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問する。

法36条

【運用例】他の審理手続と別に単独で行う方法のほか、口頭意見陳述や審理手続の申立てに関する意見聴取など、他の審理手続に際して行うことも可能である。

[関連: STEP3,4]

申立ては、審理手続の円滑な進行を図る観点から、書面の提出を求める。ただし、審理手続の申立てに関する意見聴取等の場でその意向が示された場合等には、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理する方法も考えられる（この場合には、その場で口頭で申立てに対する判断を示すことも可能）。

様式例33

イ) 申立人への通知

- 申立てを受け、質問を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

様式例34

ウ) 質問の実施

- 申立てがあった場合で質問を行う必要があると判断したとき、又は職権により質問を行うこととした場合は、当該審理関係人に質問する。

法36条

【運用例】他の審理手続の場において質問を行う場合を除いては、一般に、書面により質問事項及びその回答期限を示し、回答を求める。

様式例35

審理関係人の出席を求め質問を行う場合には、出席を求める審理関係人と調整を行った上で、日時・場所及び聴取者（審理員等）等を示して出席を求め、質問を実施する。

エ)記録の作成

- 質問を行ったときは、遅滞なくその記録を作成する。
（口頭意見陳述その他の審理手続に際して行われる質問については、当該他の手続に係る記録の一環として記載することで足りる。）

【運用例】質問及び回答の年月日、質問及びその回答の要旨を記載する。

様式例36

【参考】

<質問の活用>

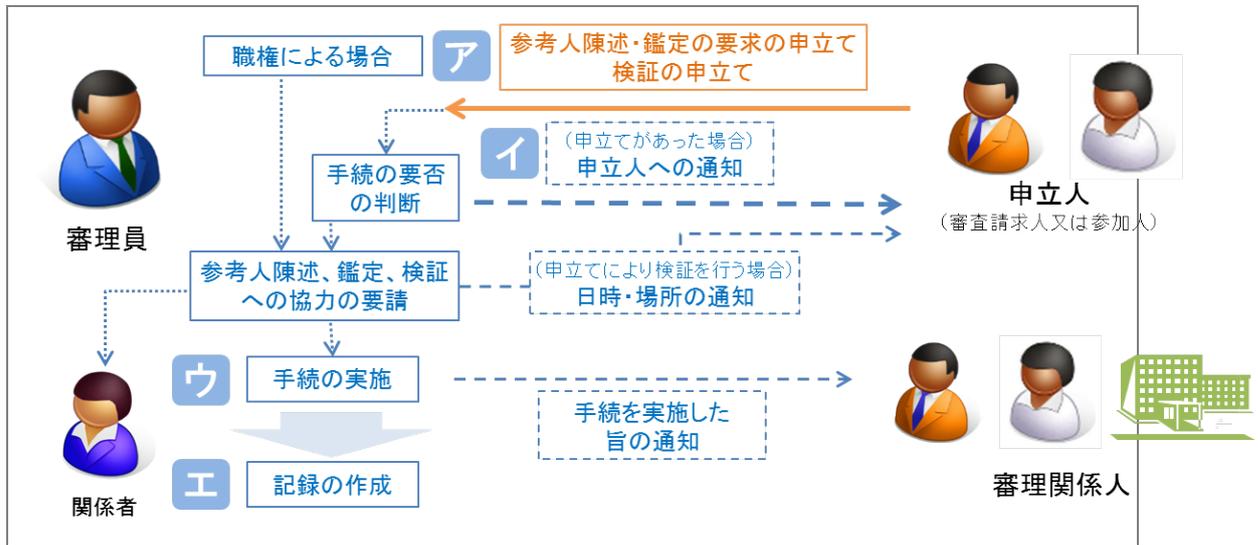
- 審理関係人の主張の内容等を明確にしようとする場合や、審理関係人の主張等について他の審理関係人の反論を促す場合などに、質問を活用して、審理を効率的・効果的に進めることが考えられる。

<回答についての補足調査>

- 審理関係人から得られた回答については、必要に応じて、回答者に対して証拠書類等の提出を促す等により、これを証する資料等を把握することが考えられる。

<守秘義務等との関係>

- 処分庁等に対する質問を、他の審理関係人も同席している場において行う場合には、必要に応じ、守秘義務に抵触しない範囲での回答を促す等の対応をとる。



概要

- 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に参考人陳述や鑑定を求め、又は必要な場所につき検証を行うことができます（法34・35条）。

手続・運用

ア) 手続の開始

- 審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に参考人陳述や鑑定を求め、又は必要な場所につき検証を行う。

i) 参考人の陳述及び鑑定の要求

審理の判断の参考に供するため、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求め。

ii) 検証

審査請求の審理を進める上で、ある場所の状況を確認し判断の資料を得る必要があるときに、当該「場所」に赴き、確認を行う。

- 【運用例】申立ては、審理手続の円滑な進行を図る観点から、書面の提出を求める。ただし、審理手続の申立てに関する意見聴取等の場でその意向が示された場合等には、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理する方法も考えられる（この場合には、その場で口頭で申立てに対する判断を示すことも可能）。

法34条

法35条

様式例37、38

イ) 申立人への通知

○ 申立てを受け、参考人の陳述や鑑定を求め、又は検証を行う必要性について判断した場合は、その結果を申立人に通知する。

[関連: STEP3]

様式例39、40

○ 申立てを受けて検証を行う場合には、申立人に、検証を行う日時及び場所を通知する。

様式例41

【運用例】 審理員の判断により、参考人陳述等に審理関係人の立会いを認める場合には、その日時及び場所を審理関係人に通知する。また、審理手続を進める上で支障がない場合には、申立人以外の審理関係人等にも通知をすることが望ましい。

法35条2項

様式例42

ウ) 手続の実施

i) 参考人の陳述及び鑑定の要求

○ 参考人陳述又は鑑定を行うこととした場合には、その相手方となる関係者に、それぞれ協力を求め、手続を実施する。

様式例43

○ 関係人の出頭を求めて参考人陳述や鑑定を実施する場合には、例えば、次のような手順で手続を進行する。

- ① 期日及び場所の指定
- ② 出席者の確認
- ③ 注意事項の説明
- ④ 参考人等からの陳述・鑑定結果の聴取
- ⑤ 審理員による質問
- ⑥ 参考人陳述等の終了

【運用例】 陳述書や鑑定結果の報告書を提出を求めることにより、手続を実施することも可能である。

ii) 検証

○ 検証を行うこととした場合は、関係者（検証対象場所の管理者等）に協力を求め、手続を実施する。

様式例44

【運用例】 検証の実施に当たっては、必要に応じ、検証対象場所の管理者の立会いを求める、実施時に立会人等に対し所要時間や検証場所の範囲について確認する等の対応を行う。

また、後日、検証場所の詳細の確認が必要となる可能性等を考慮し、写真を撮影する等により記録しておく。

エ) 記録の作成

○ 手続を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

様式例45～47

【運用例】 関係者の出頭を求めて参考人陳述や鑑定を実施した場合には、関係人の陳述の要旨のほか、審理員の質問及びそれに対する回答の要旨を記載する。

陳述書や鑑定結果の報告書を提出を求めた場合には、提出者、提出日時を記載した書面を添付して保管する。

検証を行った場合には、その日時、対象となった場所、当該場所の現況等を記載する。

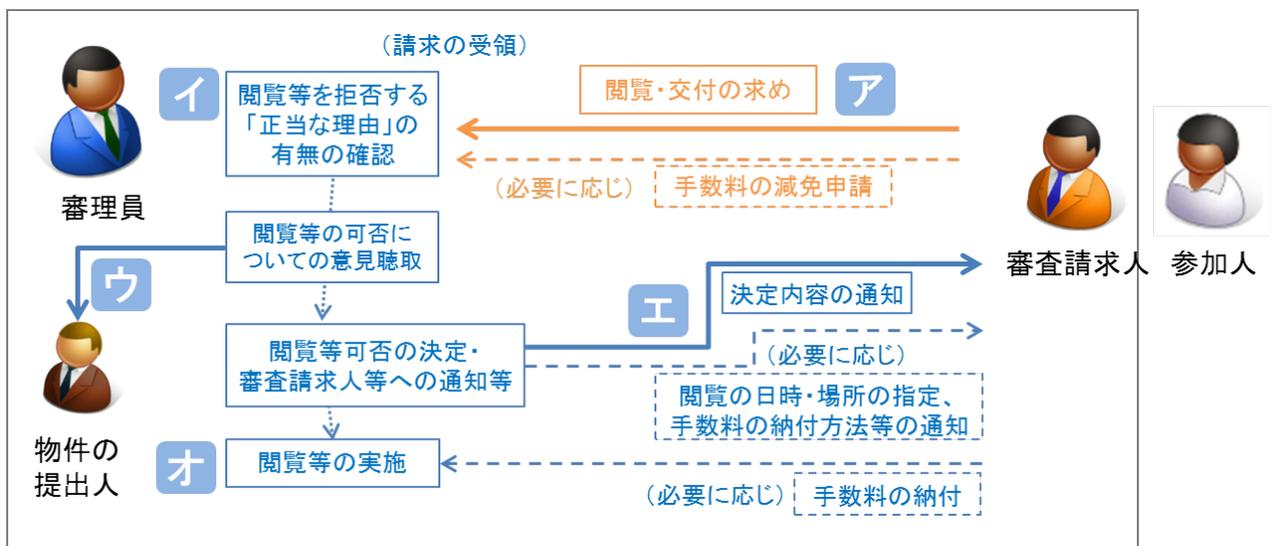
【参考】

< 検証の申立人が出頭しない場合 >

- 検証の実施に際し、申立人が立会可能な日時及び場所の通知をしたにもかかわらず、申立人が検証に立ち会わない場合には、申立人が立会権を放棄したものとして、検証を進めることができる。

< 参考人陳述等における秩序維持 >

- 関係人の出頭を求めて参考人陳述や鑑定を行う際には、当該手続の趣旨に照らし相当でないと認める関係人の発言を制限するなど、秩序維持のため必要な措置をとる。



概要

- 審査請求人又は参加人は、審理手続が終結するまでの間、審理員に提出された書類その他の物件（提出書類等）の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができ（法38条1項前段）、審理員は、正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができません（同項後段）。

手続・運用

ア) 審査請求人又は参加人からの求め

- 交付の求めについては、対象となる証拠書類等を特定するに足る事項等を記載した書面の提出を求める。 法38条1項・施行令
- 【運用例】 閲覧の求めについても、審理手続の円滑な進行を図る観点から、同様に、書面の提出を求めることが適当である。 様式例48
- 審査請求人等が提出書類等の交付に係る手数料の減免を求める意向を示している場合には、手数料減免申請の書面及び経済的困難等の状況にあることを証明する書面の提出を求める。 法38条4～6項
様式例48

イ) 「正当な理由」の有無の確認

- 閲覧等の求めがあった提出書類等が、その閲覧等を認めないことができる「第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるとき」に該当しているかどうかについて、確認を行う。 法38条1項

ウ) 提出者への意見聴取

- 閲覧等を認めることが適当と認める場合には、原則として、提出人に対し、求めがあった提出書類等の閲覧等の可否についての意見を聴取する。

法38条2項
[関連: STEP1.5,6]

【運用例】提出人に対し、一定の回答期限を付して、意見及びその理由を提出するよう、書面により照会する。

様式例49

エ) 閲覧等の可否の決定及び審査請求人等への通知等

- 上記イ及びウを踏まえ、閲覧等の求めについての可否を決定し、速やかに当該求めをした審査請求人又は参加人に通知する。
- その際、閲覧の日時及び場所を指定する場合には当該日時及び場所を、交付を認める場合には交付の方法、費用額及び納付方法等を、手数料の減免を求められていた場合には減免の可否を、併せて通知する。

法38条3項

【運用例】通知は、書面により行い、閲覧等を認めない場合等には、その旨及びその「正当な理由」を記載する。

様式例50

オ) 閲覧等の実施

- 上記エの決定の内容に沿って、閲覧等を実施する。

【運用例】提出書類等の閲覧をさせる際、指定した場所以外での閲覧や提出書類等の破損等を防止するため、審理員（又は審理員補助者）が立ち会う。

【参考】

< 提出者の意見 >

- 提出者から意見を聴くまでもなく、閲覧等を拒むことができる「正当な理由」に該当するか否かについて判断が可能である場合には、意見を聴く必要はない。
なお、提出者から閲覧等を認めることが適当でない旨の意見が提出された場合であっても、閲覧等を拒む「正当な理由」が認められない場合には、これを拒むことはできない。

< 「正当な理由」の範囲 >

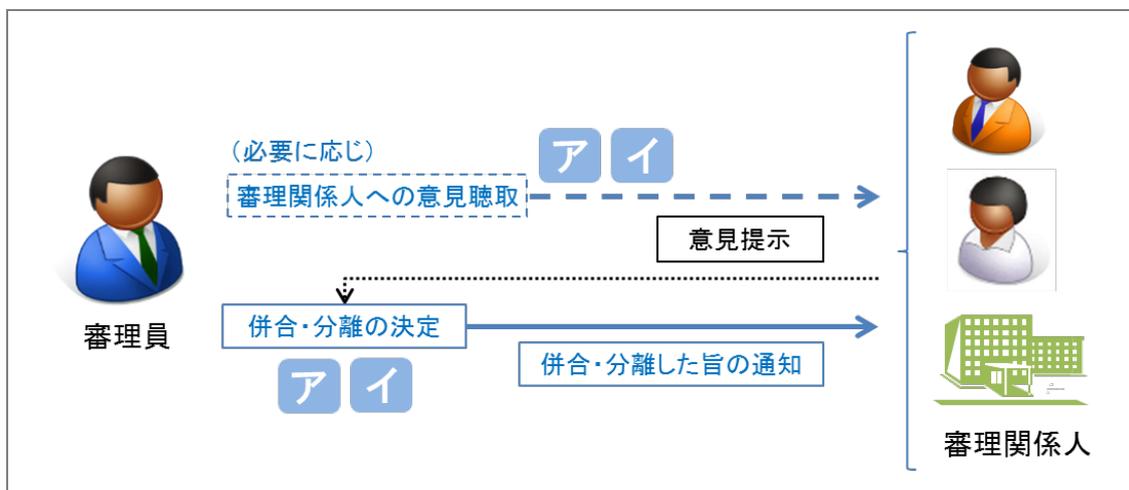
- 「正当な理由」に該当する例としては、具体的には、第三者の個人識別情報が含まれている場合など、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条各号に規定する不開示事由と重なるものが想定されるが、例えば、審査請求に参加していないものの、審査請求に係る処分等に密接に関与している第三者についての個人識別情報については、「正当な理由」に該当しないと判断される場合もあり得ると考えられる。
このほか、写しの交付の対象となる資料が膨大であるため、写しの交付を認めることにより、審理員の事務負担が過大となり、迅速な審理手続の遂行に著しい支障を生じるような場合についても、「正当な理由」に該当し得るものと考えられる。

< 閲覧時の対応 >

- 写しを交付することも可能である提出書類等について、閲覧を受ける者が、カメラでの撮影等を行うことについては、庁舎管理上の問題など特段の支障がある場合を除いては、差し支えないものと考えられる。

< 交付手数料 >

-
- 交付手数料の額・納付方法やその減免については、地方公共団体に所属する行政庁が審査庁である場合は条例の、国・地方公共団体以外の行政庁が審査庁である場合は当該審査庁の定めるところによることになる（法38条6項）。



概要

- 審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができます（法39条）。

手続・運用

ア) 審理手続の併合

- 審理員は、自身が審理手続を行う複数の審査請求事件が、一の審理手続により審理を行うことが適当と認められる場合には、審理関係人のプライバシーの保護等を考慮しつつ、これらの審査請求に係る審理手続を併合する。

法39条

- 【運用例】 審理手続を併合する場合として、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 手続を一括して行うことにより審理をより円滑かつ迅速に進めることができる場合
- ・ 争点を共通とする大量の審査請求など審理手続を個別に行うよりも当該争点についての審理を一括して行うことが効率的である場合

審理手続を併合する際には、プライバシー保護等の観点から、意見を聴取する意義が乏しい場合を除き、各審査請求の審理関係人の意見を聴く。

- 審理手続を併合した場合には、その旨を審理関係人に通知する。

様式例51

【運用例】 必要に応じ、審理関係人が所持していない弁明書等（当該審理関係人が参加していなかった併合前の審査請求に係る弁明書等）の写しを送付する。

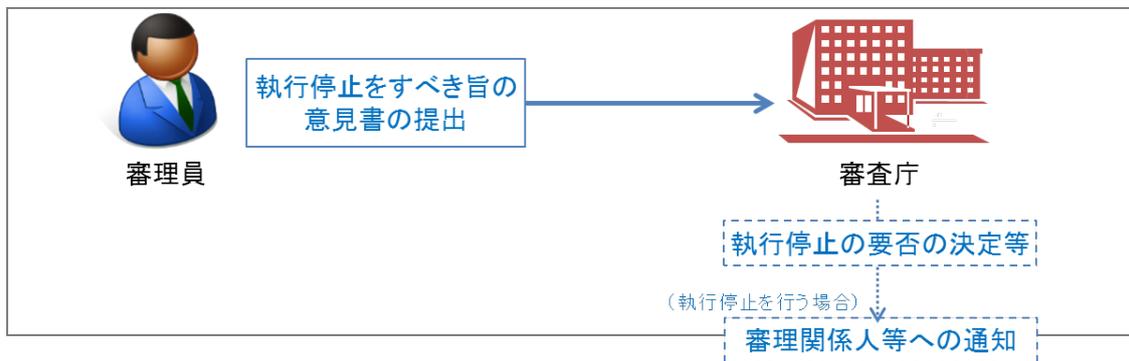
イ) 審理手続の分離

- 併合した審理手続について、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認められるに至った場合には、審理手続を分離する。
- 審理手続を分離したときは、その旨を審理関係人に通知する。

法39条

様式例52

【運用例】 併合して審理を行っている過程で提出された証拠書類等については、各審査請求事件において、それぞれ証拠書類等として取り扱うことが適当と認められる場合には、適宜写しを作成するなど、その後の審理に支障が生じないよう対応する。



概要

- 審理員は、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見書を提出することができます（法40条）。

手続・運用

- 審理員は、執行停止をすることが必要であると認めた場合は、速やかに、執行停止の内容及びその必要性についての説明を記載した意見書を提出する。 法40条
様式例53

【運用例】 審理員が執行停止の意見書を提出する場合としては、審査庁が審理手続に入る以前の段階では執行停止を行わなかったが、審理員による審理手続において、執行停止を行うべき事情が明らかになった場合などが想定される。

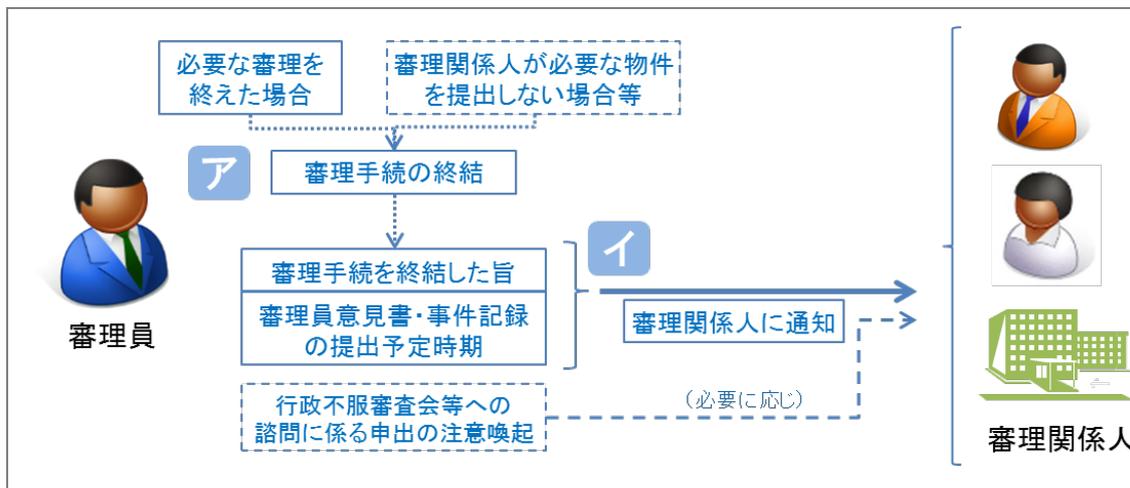
【参考】

<執行停止の意義>

- 執行停止は、裁決で処分を取り消し等があっても、もはや原状回復が困難となるなど、本来の審査請求の目的を達し得ないことにならないように、審査請求人の権利利益を保護するための暫定的な措置として、審査庁が処分の効力、処分の執行の停止等の措置を行うものである（法25条2項）。

<審査庁の判断>

- 執行停止の意見書の提出を受けた審査庁は、当該意見書の内容を踏まえつつ、執行停止を行う必要性を判断し、これを行う必要性を認める場合は、職権により執行停止を行う。



概要

- 審理手続は、原則として、必要な審理を終えたと認めるときに、終結することになります（法41条1項）。
- 手続の透明性を確保する観点から、審理手続を終結したときは、その旨並びに審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を審理関係人に対し通知することとされています（法41条3項）。

手続・運用

ア) 審理手続の終結

- 審理員は、審査請求事件について必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結する。 法41条1項
 - 必要な審理を終えたと認められない場合であっても、審理員は、審理関係人に主張及び立証の機会を与えたにもかかわらず、その機会が履行されない場合（具体的には、次のいずれかに該当する場合）には、審理手続を終結することができる。 法41条2項
 - 以下の物件について、審理員が定めた提出すべき相当の期間内に提出されず、更に一定の期間を示して当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該期間内に当該物件が提出されなかったとき
 - ・ 弁明書（法29条2項）
 - ・ 反論書（法30条1項）
 - ・ 意見書（法30条2項）
 - ・ 証拠書類等（法32条1項・2項）
 - ・ 書類その他の物件（法33条）法41条2項1号
- 法41条2項2号

■口頭意見陳述の申立人が正当な理由なくこれに出頭しなかったとき

イ) 審理関係人への通知

- 審理手続を終結したときは、手続の透明性を確保する観点から、その旨等を審理関係人に対し通知する。

法41条3項
[関連:STEP13]

【運用例】 審理手続を終結した旨、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を記載した書面により行う。

様式例54

審理手続を終結した時点で、審査請求人による行政不服審査会等への諮問を希望しない旨の申出又は参加人による行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされていない場合（参加人からの申出がされている場合を除く）は、上記の通知に併せて、上記申出を行っていない者に対し、上記予定時期までに、これらの申出をすることができる旨の注意喚起を行うことが効率的である。

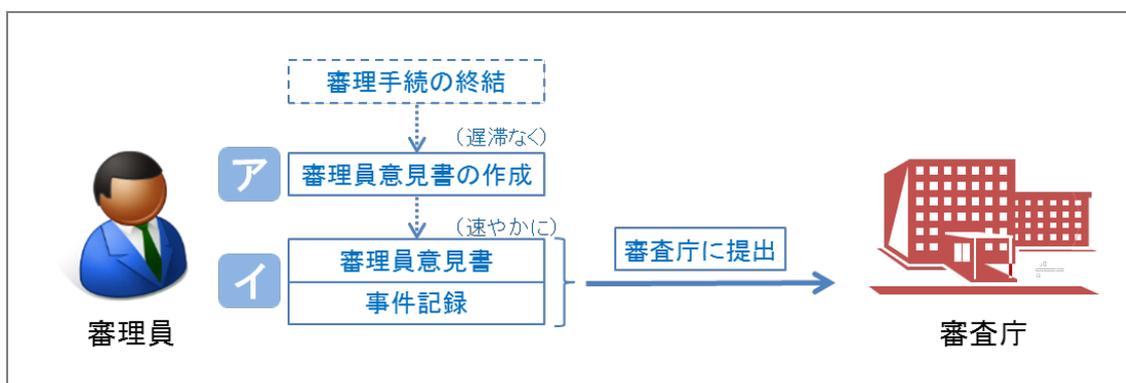
法43条1項4号

様式例55

【参考】

< 審理手続を終結する時点 >

- 具体的に審理手続を終結する時点については、個々の事案に即して判断されることになるが、一般には、審査請求人等の申立て等を受けて必要と判断した審理手続を行い、他の審理関係人が了知しない裁決の内容についての判断に影響を及ぼす事実が判明した場合にはその反論等の有無を確認する等の手続を経て、審理関係人の主張が尽くされ、審理員が審査庁がすべき裁決の内容について心証を形成したときに、審理手続を終結することになると考えられる。



概要

- 審理手続の結果を適切に裁決に反映させるため、審理員は、審理手続を終結したときは、遅滞なく、審査庁がすべき裁決に関する意見書（審理員意見書）を作成し（法42条1項）、これを事件記録とともに審査庁に提出しなければならないこととされています（同条2項）。

手続・運用

ア) 審理員意見書の作成

- 審理員は、審理手続の終結後、その結果を整理し、審査庁がすべき裁決の内容を記載した審理員意見書を作成する。

法42条1項

【運用例】 裁決（法50条）の原案となり得るよう、裁決書の記載事項に対応して、事案の概要及び審理関係人の主張の要旨を整理し、当該事件の争点を明示した上で、審査請求に対する結論（裁決主文に対応するもの）及びその理由（事実関係の認定や当該事実関係に対する関係法令の適用を含む。）を記載する。

様式例56

処分についての審査請求において申請拒否処分が違法又は不当であると認める場合や、不作為についての審査請求において当該不作為が違法又は不当であると認める場合において、当該申請に対する一定の処分をする旨の措置（法46条2項各号、49条3項各号）をとることが適当であると認めるときは、当該措置の内容及びその理由を併せて記載する。

イ) 審理員意見書等の提出

- 審理員意見書の作成と並行して、事件記録となる資料を整理する。

法41条3項・施行令

■ 事件記録に該当する資料

- ・ 審査請求書（法19条）
- ・ 審査請求録取書（法20条）
- ・ 弁明書（法29条2項）
- ・ 弁明書の添付書面として提出された聴聞調書等（法29条4項）
- ・ 反論書・意見書（法30条）
- ・ 口頭意見陳述、参考人陳述、鑑定、質問等の手続の記録（法31条等）
- ・ 提出された証拠書類、物件等（法32条・33条）

[関連: STEP1]

[関連: STEP2]

[関連: STEP3,4,7,8]

[関連: STEP5,6]

- 審理員意見書を作成し、事件記録が整ったときは、速やかに、その他の手続的な書類その他の物件とともに、審査庁に提出する。

法42条2項・施行令

《資料編》

Ⅲ 新たな行政不服審査制度の運用に関する 研修会アンケート

【研修会会場アンケート】

『新たな行政不服審査制度の運用に関する研修会』（〇〇会場）アンケート

参加者ご自身についてご記入ください。審理員の経験については、該当する番号を○で囲んでください。

所属組織・部署名		行政不服審査業務従事年数	年
審理員経験の有無	1 有り 2 無し		

1 プログラム及び教材について

(1) 設問①～③の事項について、以下の1～4の中から該当する番号を○で囲んでください。

1 と思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえばそう思わない 4 そう思わない

(設問)

① 教材は実務的で分かり易かった	1	2	3	4
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	1	2	3	4
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	1	2	3	4

(2) 上記設問において、「3 どちらかといえばそう思わない」「4 そう思わない」と答えられた方に伺います。そう思わなかった点はどのような内容でしょうか？具体的に記載してください。

2 理解度について

(1) 設問①～③の事項について、以下の1～4の中から該当する番号を○で囲んでください。

1 理解できた 2 どちらかといえば理解できた 3 どちらかといえば理解できなかった 4 理解できなかった
--

(設問)

① 行政不服審査法の概要について	1	2	3	4
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	1	2	3	4

(2) 上記設問において、「3 どちらかといえば理解できなかった」「4 理解できなかった」と答えられた方に伺います。理解できなかったのはどのような事項でしょうか？具体的に記載してください。

3 その他

日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・御要望があれば具体的に記載してください。

御協力ありがとうございました。

1. 研修会会場アンケート集計結果（全体の回答数 1,226、以下、単位：人、％）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	57 (5)	1,155 (95)	1,212 (100)	14

1. プログラム及び教材について	1 そう思う ←→ 4 そう思わない				回答数	無回答
	1	2	3	4		
① 教材は実務的でわかり易かった	487 (40)	692 (57)	38 (3)	6 (0)	1,223 (100)	3
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	410 (34)	721 (59)	76 (6)	5 (0)	1,212 (100)	14
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	391 (32)	734 (61)	78 (6)	10 (1)	1,213 (100)	13

2. 理解度について	1 理解できた ← → 4 理解できなかった				回答数	無回答
	1	2	3	4		
① 行政不服審査法の概要について	558 (46)	614 (50)	37 (3)	7 (1)	1,216 (100)	10
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	474 (39)	690 (56)	39 (3)	7 (1)	1,213 (100)	13

2. 札幌会場（回答数 80）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	6 (8)	73 (92)	79 (100)	1

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	40 (50)	39 (49)	1 (1)	0 (0)	80 (100)	0
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	32 (41)	45 (57)	2 (3)	0 (0)	79 (100)	1
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	36 (46)	40 (51)	3 (4)	0 (0)	79 (100)	1

コメント

- ・ 教材が公刊されている DVD 教材の副読本と同じなので、もう少し工夫してほしい。
- ・ 手続の流れについてはわかり易く説明されていたが、もう少し実務的な内容（例えば、どのような弁明書が良い弁明書なのかの具体例等）の説明がほしかった。前半は長すぎ。後半は飛びすぎ。
- ・ 暗くて資料等が見づらい。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	43 (54)	35 (44)	2 (3)	0 (0)	80 (100)	0
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	29 (36)	47 (59)	4 (5)	0 (0)	80 (100)	0

コメント

- ・ 具体的な案件がないため、なかなかイメージがわかなかった。
- ・ 経験していないから理解が十分でなかったのだと思います。
- ・ 実務担当者となっていないため、内容がうまく理解できなかった。
- ・ 事例（他県での例など）の紹介時、「〇〇県（市）では・・・」と言っていたかかないと、帰ってから説明することもできないので、その辺の改善をお願いしたい。

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）

- ・ 審理員意見書や裁決書の記載方法のポイント等で知りたい。
- ・ 性質上難しいものかもしれませんが、仮想事例でも、具体的な一本の手続を例示され、解説があるとありがたい。
- ・ 都道府県、指定都市レベルの組織・運用状況等、国の方で集約している情報があれば公開（提供）をしていただきたい
- ・ 人口2万5千人未満の小規模自治体であり、これまでに事例がなく、今後も事例の蓄積が困難と思われ、本制度自体が中々身近になりにくく、職員に当事者意識が生まれにくい。本市では、審査請求自体が数年に一度という程度なので、今回のように他市の有意義な事例等をご教示いただけると助かります。

- ・ 地方公共団体の行政不服審査会の共同設置事例についての情報提供（資料）があるとありがたいと思います。
- ・ 第1部について。法28や37の趣旨については、民事訴訟法（行訴法の一般法）の影響があると感じます。行審法の審理手続（争点等の整理を含む）が裁判手続に接近しており、民訴法にも同種の基地（民訴法2条、168条）があります。弁明書の記載内容については、講演者の方と同じ考えです。弁明書は処分庁の見解を知るうえで、最も重要な書面であり、審理手続の方向性を左右するものと考えます。私見としては、弁明書には、「①審査請求書に記載された事実・主張に対する認否、②法令等の説明、③処分が適法・妥当であることの主張」が記載されるべきものと考えます。これは、行政訴訟における国側の答弁書と同じ構成です。
- ・ 第2部について。口頭意見陳述について、具体例を使って説明があるとさらに良いと感じた。審理員による質問について、口頭意見陳述で審理関係人について行使し、争点を整理しつつ、心証を形成して、口頭意見陳述の内容を記録したうえで、進行させていくイメージです。実際の運用例などを教えて頂ければよかったです。
- ・ 第三者機関、審理員を町単独で担うのは荷が重いと感じている。
- ・ 行政不服審査制度の理念は十分に理解できるが、一方で権利濫用的に審査請求をしてくる者の対応に苦慮している現場の思いにも寄り添うべきではないか。例えば訴状のように印紙の貼付があればくり返し大量の請求が抑制されると思うので、審査請求も低額でかまわないから、証紙の貼付を求めるなどの対応をすべきと考えます。
- ・ 法84条情報提供の努力義務はあるが、31条の口頭意見陳述について申立可との情報提供を行うことは事務を煩雑化させるため、関係各所に相談の上、今回はあえてお知らせせず審理手続を行いました（H28中1件裁決）←初めての審理案件につき、すべての行為が不作為ととられないよう慎重に行いました。
- ・ 行政に携わっている者としては、審査庁としてだけでなく、処分庁としてかかわる可能性もあることから全国的に制度を周知するための映像を作成して、だれでも見て勉強できるようにしてほしいと思いました。本日の研修を録画してYouTubeに流す等ができれば一番いいと思います。
- ・ 行審法担当課以外の職員への法制度の理解を深めるために、各職員のPC上で行える研修があれば有用だと思います。
- ・ 行政不服審査業務に従事していない方に対する研修もあると良いかと思います。

3. 仙台会場（回答数 113）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	2 (2)	111 (98)	113 (100)	0

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	42 (38)	64 (57)	5 (4)	1 (1)	112 (100)	1
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	35 (31)	70 (63)	6 (5)	1 (1)	112 (100)	1
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	34 (31)	71 (65)	5 (5)	0 (0)	109 (100)	3

コメント

- ・ 1部の時間配分が多い。短くてよい。
- ・ 第2部の講習会の時間をもう少しゆっくりしてほしい。30分くらい多くしてもよい。第1部の時間はちょうどよい。内容としてはとても勉強になった。資料はわかりやすくよかった。
- ・ 初心者向けには、初めにこんな時に不服申立てがあるという例をいくつか挙げてもらえると、とっかかりとしてイメージしやすいと感じました。
- ・ 資料と説明はわかりやすかったが、事例紹介や実務の取扱いについてももう少し話があるとよかった。
- ・ 第2部の教材はわかりやすかったものの、第1部は講師と教材のつながりがわかりづらかった。
- ・ 本を読めばわかるので、不要と言えば不要。本ではわからないような知見やノウハウを提供することができないのであれば必要ではないかも。
- ・ 具体的な事例を用いた説明を聴いてみたいと思った。
- ・ 教材は、■や○は使わないほうが良い。数字で。
- ・ 審査請求の流れで、国の場合、県の場合の具体例を示してもらえるとわかりやすい。審査会はどこ誰が？審査庁はどこ誰が？処分庁はどこ出先が？審理員はどういった方が？（処分担当課以外の者）とか）審理員の経験がないので、よく理解できないことがあった。
- ・ 行政の自己反省機能のお話や教示については丁寧にやってあげたほうが良いことなど、お話いただいた中身がもう少し資料に書いてあったほうがより伝わると思います。
- ・ 事務レベルのどの時点でどういう書類を使うのか、何を書くのか具体的に説明を受けたい。事例のシミュレーションをするというもの、資料を見ればわかることは説明不要だと思います。言葉で補足した事項は資料に掲載していただきたい。
- ・ 講師の肩書、名前が書いていない、プログラムにきちんと明記すべきと思います。誰に教わったかは重要です。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	51 (46)	59 (53)	2 (2)	0 (0)	112 (100)	1
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点	37 (33)	68 (61)	5 (5)	1 (1)	111 (100)	2

など)						
コメント <ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルに書いてないが口頭で紹介いただいた工夫がとても重要のように感じました。工夫もペーパーやマニュアルとして追加していただけますとさらに助かります。 ・ 1で具体的なイメージができなかったため、審査庁、処分庁という言葉で理解が遅れてしまった。特に注意してもらいたい文言は「※」や下線などで分かるようにしてもらいたい。 						

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中々ニーズも統一されないところと思いますが、他の自治体の運用例を伺いたかったところです。実務的な運用が手探りの中、他自治体の運用を集積することで、実務標準が留意的の実像が見えてくると思います。なお、個々の説明がわかりにくかったわけではありません。例えば、審理員選任に関する広島県と広島市の事例や、意見書下書きの後の終結通知送付などは参考になりました。 ・ 申立てが想定される事務なので、DBで法令ごとの検索できるのであれば見てみたいと思った。裁決で処分取消や不作為が認められた事例というのは、広く行政の改善につながる内容と思われるので、積極的な関係行政機関の共有が望まれる。今回は対象が審査庁向けであったと思うが、処分庁向けの内容が別にあるとありがたい。 ・ データベースを見たことはありませんが、Q&Aがあると助かる気がします。よい例（参考）や失敗例もあると助かります。 ・ 総務省の研修は続けていただきたいと思います（今日のような内容でも構わない）。地方公共団体の職員は異動等で変わっていきます。（自己流になりすぎないように）審理員向けの研修、事実認定、争点整理、法理解、文書構成（裁判官向けの基礎）のような研修プログラムがあると大変助かります。手続はマニュアルが丁寧に解説してくれていますが、実質的なところが弱いです。素人審理員の不備不正をプロの審査会から指摘されてしまいそうで怖いです。 ・ 資料の作りはとても上手だと思います。補足、注意点をわかりやすくしてもらえると助かります。 ・ 具体的な事例を使用しての担当者向け研修会を各都道府県単位で開催してほしい。（今回のマニュアル説明が基本編なら、応用編的な位置づけで） 						

4. さいたま会場（回答数 142）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	2 (1)	137 (99)	139 (100)	3

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	64 (45)	72 (50)	5 (4)	1 (1)	142 (100)	0
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	51 (35)	81 (57)	9 (6)	1 (1)	142 (100)	0
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	55 (38)	78 (54)	8 (6)	1 (1)	142 (100)	0

コメント

- ・ 従事年数、経験もないため、理解不足を感じた。
- ・ 今まで見た資料と内容的に知っている内容が多かった。もう少し具体的な事例を中心に課題を論じてほしかった。多忙な中参加して得られるものがあまり多くなかった。初心者向き。
- ・ 具体例にあわせた内容を盛り込んでいただきたかった
- ・ 適切であったと考える程自身の理解が進んでおりませんでした。改めて勉強してまいります。
- ・ 第1部、この時期に基本知識のおさらいに30分もかける必要なかった。第2部で自治体の取組についての具体例は参考になった。
- ・ 年度終わり間近のこの時期であれば、新任の職員は少ないと思われるため、後半部分を手厚くしていただきたかった。
- ・ 基本的な部分の詳細（特に p.14 - 15）の詳細な解説が聞きたかった。個別法での異議申し立てや審査請求がどう変わったかなども聞きたかった
- ・ 教材は工夫されているのがわかった。参考や運用例のところが肝であるように感じた。
- ・ 法律の概要よりも審理手続の留意点について、時間を多く割り振ってほしかった。
- ・ 概要等資料は過年度までの研修時に配布されたものと重複している。手続については、総務省マニュアルにおいて十分に示していただいているので、そこで拾っていない実務上の事例について今後は示してほしい。
- ・ 教材について審理の様子を動画で配信又はDVDで配布していただければ、後任への引継も容易になるので検討をお願いします。
- ・ 運用の具体例等の紹介がほとんどなかった。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	68 (49)	65 (46)	7 (5)	0 (0)	140 (100)	2
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	48 (34)	85 (61)	5 (4)	2 (1)	140 (100)	2

コメント

- ・ 全体的に理解できなかった
- ・ 裁決について却下事例など聞きたかった。

- ・ 書類記載例（弁明書、反論書、意見書等）
- ・ 鑑定に関する具体例を聞いたかった。「判断にお任せ」の言いぶりが多く「室」としての見解が聞けずに残念だった。
- ・ 肝心な部分が口頭説明で資料に書かれていない。
- ・ 形式的な話がテキストに沿って進められるだけで、具体的な内容がよく見えなかった。
- ・ せっかく総務省の担当官がいらしているが、教材を説明したいのか、教材に書けないところを説明したいのかわからなかった。時間を考えて研修会の狙いをはっきりさせた方が良い。読めばわかることでわざわざ人を集めて研修会をすることはない。
- ・ 審理員（26頁の審査庁に所属する職員？）の役割が中心だったので、制度そのものの解説を詳しく知りたかった。
- ・ 実務経験者の話が聞いてみたい。
- ・ 難しい内容でした。
- ・ 当組合において審査請求の実例が無くイメージできない部分がある。

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）

- ・ 他の自治体がどう工夫をしているとか教えてもらいたい。
- ・ ケーススタディを聞いてみたい。
- ・ 本日の研修でも取り入れていただいた「実例」を今後も研修等で発信していただきたい。
- ・ 様式をいただきたい。審査手続はミニ裁判を行うようなもので小さな自治体で実施するには不安を感じる。今のところまだないが、専門家や非常勤職員で行いたい予算の問題もあり困難である。係る費用の手当て（交付税措置）を要望したい。研修の徹底をお願いしたい。
- ・ 本研修会の質疑をまとめたものを後日いただけるとありがたいです。
- ・ 制度改正の前後での不服申立件数や内容の変化、1年以内処理割合の変化、認容割合の変化、制度改正後の運用上の課題などの最新状況についての詳しい説明が聞いたかった。今日の説明内容は1年前に行なうべき研修と同内容にとどまっていると強く感じた。審査請求手続の留意点も不十分な内容ではないかと感じた。
- ・ 審理手続の終結の際、第33条第三者が保有する物件が提出されない場合において、終結手続後終結してよいのか、審理関係人に主張及び立証の機会を与え、その機会が履行されなかったと言い切れるのか、その指針などがあるか示してもらいたい。
- ・ 審理員、審査庁、審査会を担当する職員を分ける必要があるが、当市のような小さい自治体は人員の確保ができず、運用困難である。
- ・ 口頭意見陳述について審査請求人によっては処分庁を怒鳴りつけて溜飲を下げたいだけの者もいる。多いなる時間の無駄というべきでこのような者を排除する道を開くべきである。口頭意見陳述の際処分庁が出席を拒んだ場合の出席を促す法的な権限を審理員に付与すべきではないか？
- ・ 審査会委員の雇用形態について説明された内容について説明者の方が「自治体は予算や人材の事もあり非常勤の形態をとっているところが多いようですが・・・」と発言されたことについて、念のための事実確認です。自治体は審査会をおくにあたっては「執行機関の附属機関」としておくので非常勤特別職しか置けないというこ

とであり、予算や人材のせいで常勤を置けないわけではないという理解でよろしいですね？（実際のところ、常勤を置ける制度だったとしても現実に人材を確保できるかという根本的問題をはらんでいます。）

- ・ これから制度化していきます。
- ・ ためになりました。
- ・ 様々な事例が参考になりました
- ・ 地方自治体にとっては負担以外の何物でもありません。組織も大きく資金も潤沢な国の方が机上で考えたのだと日々、思います、現場はそれほど甘くありません。自治体にとって負担が少ない制度にするべく検討してください。
- ・ 制度が難しく、小規模自治体が運用するには無理がある。法律だけ先になってしまい職員はついていけない。
- ・ 小規模自治体にとって本制度の負担はなかなか大きい。現在、情報公開審査会において係争中の事案があるが、申立人の理解度に問題があり多々苦慮している。
- ・ 今まで請求を受けたことがないので不安な部分が多く感じる。迅速な審理であってもしっかりとした対応が必要となると感じた。
- ・ 審理員を補助する担当課の役割はどこまで必要か？
- ・ 細かい事務のフロー図の例等がある参考になる。
- ・ 後半で審理員について細かく説明があったのが良かった。
- ・ 審査請求の教示について改めてしっかりやらなければと感じました。
- ・ 審理員自身が仕事を抱えており、指名を断られる例もある。
- ・ 私は処分庁側のモノです。審理員等の実務は直接関与することはないと思われま
- ・ す。当制度の概要がわかる簡易なパンフレットがあるとよいと考えます。
- ・ 改善点を見つけてより効率的な運用ができるように検討したい。
- ・ 口頭意見陳述の実施にあたり、事前に質問を出してもらおうなどの運用もあるとのことですが、書面主義の中でやる以上あえて口頭陳述の手続を保障しなければならない理由がよくわかりません。
- ・ 法規担当は制度の概要を分かっているがそれ以外の部署の職員は制度に関心がないため、いざ審査請求が来た時に慌てて法規担当に相談に来ることが多い。普段関心のない部署の職員にもわかるように全くの初心者向け研修教材があるといい。
- ・ 情報公開制度や個人情報保護との関連についてわかりやすい資料があればありがたかったです。
- ・ 自治体では基本的なところも理解できていないのが現実ではないか？ある行為が行政処分になるのか否かという基本から周知した方が良いと思う。
- ・ 審査会事務局メインの研修会があるとうれしい。

5. 東京会場（回答数 139）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	16 (12)	120 (88)	136 (100)	3

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	61 (44)	72 (52)	4 (3)	1 (1)	138 (100)	1
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	56 (41)	73 (53)	9 (7)	0 (0)	138 (100)	1
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	45 (33)	79 (51)	13 (10)	1 (1)	138 (100)	1

コメント

- ・ もう少し実務に踏み込んだ内容が聞きたかった。各自治体で苦慮している時など最後のQAのところが一番興味深かった。
- ・ 国、自治体で各々違う制度で運用している場合もあると考えられるのでいい。個別法の場合でどこまでこの取り扱いが入り込んでくるのかがよくわからなかった。
- ・ 基本的な事項の解説が多かったが、もっと実務的に生じる問題やそれへの対応法等の紹介を期待していたため。もっとも基礎的な事項の確認としてはわかりやすかったと思う。
- ・ 制度発足当初は年度切替当初の研修としては必要・十分な内容と思われるが、年度末の手続・実務をひととおりにこなした時点の内容としては物足りなさを感じました。各団体の疑問等をあらかじめ集め、検討するようなもう一步踏み込んだ内容の研修があればなと思いました。
- ・ 処分庁として参加していたため。審理員を主な対象とした研修会であったが、前もって対象を周知して頂けると良かったです。（研修案内のプログラム名では審理員が主な対象だとわかりにくかったです）
- ・ 審理員だけでなく、審査庁や処分庁、審査会の事務を行っている方も多数参加しているのに説明が審理員事務に偏っている。
- ・ これまで直接に担当していないことからよく理解できなかった。
- ・ 自分の自治体に置き換えたイメージがわからなかった。
- ・ 前半は資料、内容とも既知のものだったので残念でした（なくても良い）。審理手続については、現在、実際に行っているものより先の段階まで知ることができたので参考になりました。
- ・ どちらかというとも内容が基本的すぎる。
- ・ 前半は今までの研修のくり返しだったので不要でした。
- ・ 昨年の研修会と同内容だった。
- ・ 時間が短いので、2日間の日程等で行っていただきたい。全くの初心者に参加できる研修をお願いしたい。
- ・ 研修会時間が短いため、駆け足での説明になっている。時間の余裕があれば、具体的な例などもっと詳しく説明してほしい。
- ・ 以前に見た資料で構成されていたので新鮮さがなかった。
- ・ 前半と後半の講義が反対の方が良かった。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	87 (63)	50 (36)	0 (0)	1 (1)	138 (100)	1
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	79 (58)	56 (41)	2 (1)	0 (0)	137 (100)	2
コメント <ul style="list-style-type: none"> 制度についてはよく理解できました。弁護士は代理人なのか参考人なのか。その都度使い分けるのか。 p27の表はわりとわかり易かったが、単語が日常的に使用しているものではないので、難しかった。 						

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）
<ul style="list-style-type: none"> 各自治体からの問い合わせ内容を取りまとめた Q&A 等があれば積極的にご提供いただけると幸いです。 実例紹介がもっとあるとよかったですと思います。 「行政不服審査裁決・答申データベース」を参照する際、各事業をクリックして開かないと、どんな事業なのかわかりません。現在は検索ボックスにキーワードを入力して検索をかけて絞り込みをしています。掲載されている件数が増えましたので、すでに検討されているのかもしれませんが、分野別にグルーピングするなど見やすいものにしていただければと思います。 訴えの利益等の判断において法令ごとの裁決例を参考としたいが、HP 当で公開されていない省庁も多く、過去例についても各省庁の把握しているものについてデータベース化をご検討いただきたい。 各自治体からの疑義照会と回答を一覧にしてほしい 各自治体の質疑・問い合わせ状況を共有できれば助かります。 他の団体での運用事例の情報がほしいです。それをヒントに事務改善をしていきたい。行政手続室への相談事例、回答などを共有させていただけないか。 各実際に審理員事務を担当しているとマニュアル等では対応しきれないことも生じるので、各行政機関からそのような事例・相談を受けた場合、定期的に情報共有をしていただきたい。 手続において使用する様式の標準書式を作成し、HP 等でデータを取得できるようにしてほしい。 研修第2部テキストにある様式例はホームページにありますか？ご提供いただける場合はメールで添付していただけると幸いです。 データベースはとても充実していて、活用させていただいています。事例が蓄積した段階で、事例検討、勉強会を開催して頂けると幸いです。 事件記録の管理の方法について、訴訟で使用している甲号証、2号証などの番号の付し方など、他市の例などを情報提供していただければと思います。 処分庁が調査を実施した結果で処分をしているのに、さらに審理員がさらに再調査をするような制度では二度手間になるのではないかと。相手方が拒否した場合にはどう対応すべきか苦慮する。 行政不服審査に限らないが、法律において想定・期待されている自治体職員の法的能力と実際の能力が隔離しているように感じることもある。今の余裕のない状況で

は、事業課の法的能力を向上させることは容易ではなく、困難な問題である。

- ・ 情報公開についての手続が、インカメラの規定がないのに審理を省けばムダである。口頭意見陳述等の手続でレアケースが多発しその都度苦慮している。
- ・ 審査請求人から提出された証拠書類は特段の理由がない場合を除き、処分庁に写しを送付するものだと思っていましたが、そうではないことがわかりました。法 38 条の規定により審査請求人及び参加人は閲覧等ができるのに対し、処分庁はそれができないということになります。主張がかみ合わなかったり、弁明が不足することも考えられますが、どのように対応すべきでしょうか。
- ・ 弁明書に添付された法 32 条 2 項でいう事実を証する書類について、審査請求人に送付する必要はないのでしょうか。
- ・ 証拠は訴訟と同じように申立人・原処分庁が互いに送付することを原則とした方がよいと考えます。
- ・ 審理員の職責を行うことができる職員が少なく、業務が集中してしまい、結果として裁決までに時間がかかってしまう。審理員を育成できるプログラムがあるとよいと思う。
- ・ 具体例も多く理解しやすかった。今後も実際に個別例や失敗例を踏まえた説明会を期待します。
- ・ 行政手続室様には電話等で指導（助言）を適正に対応していただいている。今後も対応については引き続きお願いしたい。
- ・ 改正法の手続が複雑すぎて簡易・迅速な手続と言えなくなってしまっている。審査請求人にも不利益な改正となってしまったと感じている。
- ・ 審理員の意見書は訴訟に反映になるのか知りたかった。取扱によっては審理員の職責が大きすぎ兼務で行わせるのは難しいと思える。
- ・ 地方の特別公共団体のため、まだまだ職員の認識という点が図られていない。
- ・ 審理手続中に審査請求人から取下書が提出された場合、初めから審査請求がなかったものとみなされると思いますが、運用上、それまでの間に提出された書類は、事件記録に準じて審査庁に提出することとなります。特段、法律の規定はないと思いますが、あくまで運用レベルの対応という整理で良いのでしょうか。
- ・ 今回時間切れで質問できませんでしたが、①鑑定や検証の実施主体及び費用負担の在り方、②審理手続終了後の再開（民訴法でいう弁論再開のようなもの）があり得るのか、また審理員が交代したことに民訴法でいう弁論の更新のようなものが必要となるのか気になりました。また、県に問い合わせをして、必要に応じて総務省に質問させていただきます。
- ・ 審理員を対象を特化した技術研修（争点整理や陳述対応に係る演習など）を企画・実施していただけますと幸いです。
- ・ 情報公開に対する審査請求が多く苦慮している。情報公開に特化した研修を望む。
- ・ 行政不服審査会に絞った研修会を開催してほしいです。
- ・ 不服審査会の運営に係る説明会についても実施してほしい。

6. 金沢会場（回答数 90）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	0 (0)	90 (100)	90 (100)	0

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	25 (28)	60 (67)	4 (4)	0 (0)	89 (100)	1
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	20 (23)	64 (74)	3 (3)	0 (0)	87 (100)	3
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	20 (23)	61 (70)	5 (6)	1 (1)	87 (100)	3

コメント

- ・ 教材から得るイメージだけでは経験不足でイメージできない
- ・ 第1部、ポイントを絞って説明すべきではないか。
- ・ 実務では様々な内容の審査請求がされるため、国のマニュアルと同内容では物足りない。個別の事例が挙げられていたほうが良い（もちろんマニュアルよりは踏み込んであり、助かるのですが）
- ・ 審査庁、審理員 etc. それぞれの役を実際に想定してシミュレーションしてみるのもいいと思う。
- ・ できれば年度の初めのほうに開催していただきたい
- ・ 審査請求を受付けたことがない人のため、事例も用いた教材であってほしかった。
- ・ 国の地方出先機関は処分庁等に該当し審査庁となることがないため、審査請求の対象とならないが、行政不服審査法の概要や審理手続について学べる良い機会であった。
- ・ 既にみたことがある内容であった。2部は余談もあり、勉強になったが、1部は読んでいるだけだった。
- ・ 今回の研修会を申込する際の対象が不明確であったため、もう少しどういった者を対象としているかわかるような仕組みにしてくれるとありがたい。適宜受講したい研修会なので、また開講をお願いします。個人情報保護に関する法、開示に関する法についての研修を聴きたい。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	27 (30)	54 (61)	6 (7)	2 (2)	89 (100)	1
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	19 (22)	67 (76)	2 (2)	0 (0)	88 (100)	2

コメント

- ・ 実際に法を一度も見えていないこと、マニュアルを持っていないこと見たことがないことから、理解できなかったと思う。これから一度読むなりした後で本研修会に参加すればよかったと思う。
- ・ 立ち上がり部分ではとっかかりとしてつかむところがわからないまま過ごすしかなかった点。
- ・ 初めての人に旧法までの説明はとりあえず不要であったと思う。

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）

- ・ こういう事案と申しますか、対処がされている人だとわかる部分があったことはなかった。普段はこうした仕事をしていませんから。
- ・ 口頭意見陳述についての演習、審理員意見書の書き方のポイント指導。研修会の開催をお願いしたい
- ・ 弁明書の書き方が審理手続上、最も重要なので弁明書の書き方の例があると助かります。データベースの検索に処分の根拠法で選ぶことができたりするとよい。

7. 名古屋会場（回答数 162）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	4 (2)	157 (98)	161 (100)	1

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	70 (43)	87 (54)	3 (2)	2 (1)	162 (100)	0
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	54 (34)	90 (57)	13 (8)	2 (1)	159 (100)	3
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	49 (31)	94 (59)	13 (8)	3 (2)	159 (100)	3

コメント

- ・ 法の概要や逐条に書いてあることのくり返しが多く、実務的に問題があつてそれへの対処といった具体例に踏み込んだ話がなかったことが残念です。
- ・ もう少し実際の事例に立ち入った内容がほしかった
- ・ 用語の定義一覧表があるといいと思いました。
- ・ 後半の手續にもう少し時間を振ってほしかった。
- ・ 特に前半の概要については、ある程度理解したうえで参加したので、もっと実例など掘り下げた話が聞きたかったです。ただ、資料としては見やすくわかり易い内容でした。
- ・ 過去に提供されたものと同一の資料であり、新たに知識を得る部分がなかった。
- ・ 後半の具体的な説明に時間を割いてほしかった。概要が長すぎると思う。
- ・ プログラム後半部分をもっと時間がほしかった。後半部分のみの研修でも良いのでは。
- ・ 行政不服審査法に基づく実務体制が現行ないため、審査法を理解していない者にとっては理解できない部分が多かった。ただし、2部と手續の流れについてはわかりやすかった。
- ・ 新制度が運用開始され、1年を経過しようとしている中で、制度の概要等を基本的な説明が多いと思います。もう少し、事例を踏まえた対応のQ&Aなど実務に活かせるかも具体的な説明をしてほしかったです。少し説明のペースが遅いです。
- ・ 前半後半で重複が多かった。
- ・ 法についての説明は1時間以内で足りると思いました。
- ・ 基本的な内容の説明がやや長すぎると感じた。より実務的な内容の説明に時間をかけてほしかった。
- ・ 制度概要については、もう少し具体例を挙げていただくとより実務的で有意義だと思います。後半では自治体の運用例を示していただき、参考になりました。
- ・ 運用におけるQ&Aや実例集が確認できると良かった。
- ・ 前半、具体例がもっとあつての説明を希望。
- ・ 新しい情報がなかった。
- ・ 資料を読んでいるだけ。
- ・ 前半の概要の時間が長く、後半の実務的な内容の説明が短くなってしまった。概要はそんなに時間はいらない？
- ・ 未経験、初学の者にはかなり難しい。職務上の必要性から受講したが、理解には至れなかった。

- ・ 説明時の時間配分。
- ・ 休憩時間は5分で十分。早く終了してもらった方がうれしいです。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	59 (37)	96 (60)	5 (3)	1 (1)	161 (100)	1
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	69 (43)	87 (54)	6 (4)	0 (0)	162 (100)	0

コメント

- ・ ②はポイントをおさえ具体的でわかり易い説明でした。このぐらい掘り下げた研修が実務では役に立つように思います。
- ・ 案件を処理したことがないため理解が十分でなかった。
- ・ 時間が若干不足。
- ・ 過去にあった事例をいくつか入れてほしい。経験が無いので全体のイメージをしにくい
- ・ 一連の流れについて、話を聞いて納得することができたが、具体例をもとに話を進めたり、通知文書の参考例を提示していただくと良かったです。
- ・ 当組合は、事務職4名、現場職6名と人員が少なく、審査庁、処分庁、審理員がほぼ同一となり、審理員の選出はかなり難しい。また、審理員のためのプロパーやOB職なども困難である。こういった小さな組織は、どうしているのか、事例を多く知りたい。例えば、一部事務組合の場合、構成市町の職員を審理員とすることは可能か。

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）

- ・ 他の自治体の事例集の作成が待たれる。行政手続室へのメールでの質問ページも設けてほしい。
- ・ 実務的なQAをまとめて示していただければと思います。
- ・ 当課にて、市町村向けに研修を行うことがあるのですが、本日のような教材等があればご恵与頂けるとありがたいです。
- ・ 事例紹介、各自治体が使った様式等をご紹介いただけますと助かります。
- ・ 他市事例。
- ・ まだ一度も請求が来ていないので、よくわからなかったが、実際に請求前に手続の手順が分かってよかった。
- ・ 「処分」に該当する場合、しない場合の具体例をお示しいただけるとありがたい。
- ・ まだ1件も取扱がないため、特にありません。発生しないと実感がないため、発生した場合の相談窓口を常に作っておいてほしい。
- ・ 行服DB等から不服の出たような処分について、こういう理由、説明があれば不服が出なかったのでは？といった例文集的なものをまとめていただくと実務に活かせると思います。
- ・ 国（各省）の職員に対して実施した研修資料を参考のため示してほしい。
- ・ 今回利用した教材は大変わかりやすく使いやすい教材でした。つきましては当組の行政不服審査会においても参考資料として使わせていただきたいのですが、データで頂くことは可能でしょうか。再度電話にて、お尋ねさせていただきます。

- ・ 具体的な事例を取り上げて説明してほしい。事例集の配布。体験談（審理員、処分庁）。
- ・ 案件がないため、文書を作成したことがない。作成例集を作成配布していただけるとありがたいです。
- ・ 経験が無い中で今回の研修会に参加させていただきましたが、非常に具体的でわかりやすく、勉強になりました。
- ・ 市長部局以外の教育委員会の処分に係る審査請求に対する流れが不明確であるため事例等を示してほしい。
- ・ 答申等の検索データベースで参考資料を作成していますが、新しく登録されたものに小さい数字（1～）が付くため、どこまでチェックしたかわかりにくくなっています。例えば年度ごと、1件ごとに番号をつけ、変わらない形にできないでしょうか。
- ・ 町村では審理員に指導・研修させたり確保するのが困難です。審理員と行政不服審査会が協力して行うことではだめなのか。
- ・ 職員が1名の団体で審理員をおけない（役員がやることを想定）。このような団体の実態はどうか（審理員をおいているのか、おいていないのか）。
- ・ 審査員が複数で、それぞれ考え方が違い、対審査庁、対処分庁で対応に苦慮している。
- ・ 審理員の独立性、専門性の確保が重要だがなかなか難しいと日々感じています。
- ・ 審理員の指名がされない場合の運用等についてもお話がされればと思います。
- ・ 審理員は幅広に業務範囲があり難しいとの感想です。
- ・ 審理員意見書のひな型や審理員の作成する書面についてどこまで書くのかの目安。
- ・ 他の自治体の運用状況をまじえていただき、今後の事務の参考になりました。研修会の時期として年度末だけでなく、年度初めにも実施して頂けるとありがたく存じます。
- ・ 今は事例や疑義照会を貯めている段階かと思うが、労働局なら業務上外決定、じん肺管理区分決定への不服など、やはり事例をからめたケーススタディをやってもらわないとピンとこない部分がありました。自治体なら、生活保護でしょうか。審理員は地方労働局で選んでいきたいと思いますが、何か問題ありますでしょうか。
- ・ 手続のデモ（請求者、審査庁、処分庁、審理員など）などを実施し、事案がない団体でも具体例をイメージできるような研修があるとよい。
- ・ 研修資料に法の条文を掲げていただければと思います。原文と比べながらの方が良いと思います。
- ・ 具体的な運用例や相談があった事例等を具体的に教えてほしい。（関係法令がたくさんあるので一概に説明は難しいと思うが）。時期は年度の半ばにしてほしい。
- ・ 審査制度に基づく審査が大変少ないので、アドバイスを具体的に実施してもらえるシステム（個別の対応）を作してほしい。
- ・ 弁明書の書き方に関する研修。
- ・ 本研修は審査庁の立場として有用な内容であったが、処分庁の留意点についても聞きたい。
- ・ 社会保険関係を扱う部署であるため、今後ケーススタディ的な話題の研修を貴省で機会をいただければと思いました。
- ・ 毎年研修を開催してほしい。人事異動で担当者が代わるので。
- ・ 具体的なものは浮かびませんが、今日のような機会を定期的に設けてほしいです。
- ・ 人事異動もありますので、毎年度こうした研修会を行っていただけるとありがたい

です。また、各自治体からの情報のフィードバックや各自治体と意見交換できる場があると良い。

- ・ 実例の紹介をもっと増やしてほしい。初級的な内容の研修とは別に、経験年数が長い職員向けの研修も実施してもらいたい。
- ・ 事例を挙げてシミュレーションをする研修を受けたい。
- ・ 実例を挙げての研修を希望する。
- ・ 審理員向けの研修をお願いしたい。
- ・ 審理員に対する具体的な研修を実施してほしい。
- ・ 行政不服審査会についての説明会があればと思います。
- ・ 行政不服審査会（市の）委員への答申作成、考え方のためのアドバイス等（平時、行服事務に携わる方ではないため）となる資料があればありがたいと思います。審理員意見書の意見に偏ってしまう傾向があるので。
- ・ 児童福祉法（一時保護）、児童扶養手当等の処分について、弁護士等で構成される行政不服審査会にゆだねるのは厳しいものがある。（例えば、手当は判定医の判定が大きな要素となるため、医師の入っていない審査会委員では立ち入れない）。委員からすると消化不良。

8. 大阪会場（回答数 208）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	12 (6)	196 (94)	208 (100)	0

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	82 (39)	118 (57)	7 (3)	1 (0)	208 (100)	0
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	71 (34)	117 (57)	17 (8)	1 (0)	206 (100)	2
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	65 (31)	125 (60)	14 (7)	3 (1)	207 (100)	1

コメント

- ・ 前半と後半のプログラムの長さを揃っていると良かった（又は後半にもう一度休憩がほしかった。旧法との違いも重要だと思うが、それより実務的なところをもっと聞きたかった。（実例やよく聞かれる質問など））
- ・ 具体的な審理手続の部分をもう少し手厚くやってほしい。
- ・ 後半の講義の時間を増やしてほしかった。少し駆け足になりました。
- ・ 審理員制度について熟知していないため。
- ・ もっと実態に応じた研修をしてもらえるとと思っていた。ロールプレイや自治体が行った審理手続にアドバイスをするなど、現場に役立つ研修をしてほしい。机が足りていないのも残念だった。
- ・ 概要は参加者も把握していると思われるので、不要では。
- ・ さらに具体的な内容を望んでいたが、基礎的なものが多かったように思う。
- ・ 制度の概要はある程度事前勉強が可能ですので、運用面について時間を多く設けてほしい。
- ・ プログラムの前半不要。後半をもう少し詳しく、具体例を挙げて進める方が良かった。
- ・ テキストに少しコメントを加えているだけで、説明が一方的。受け手側の理解度を深めるためには、どのように進めればよいか考えているように思えない。講師側の準備不足。
- ・ 後半冒頭の用語や制度の概要（解説）が先にあった方がわかりやすいと感じた。プログラム1の方は、熟練者向けな気がします。（お話は大変上手で聞きやすかったです）私が日ごろ本業務に直接従事しているわけではないので、の意見です。
- ・ 第1部は30分ほどで終わらせて、第2部の内容をもっと充実させてほしかった。第1部はもう少し法に精通した方が講演してほしかった。
- ・ 1部の内容はもっと短くて良かった（2月にやる内容としては初歩的すぎるように感じます）
- ・ 前半は基本的な内容すぎた。もう少し実務の話のボリュームがほしい。
- ・ 不当性の判断基準等についての記載・説明をいただきたいかった。
- ・ 実務上の事例紹介が少ないように考えられます。時間配分が良くなく、駆け足的な点が残念です。教材の読み上げが多く、プラスアルファのノウハウの面が少ないように感じました。
- ・ 1コマ目（前半）は不要。
- ・ 時間配分について、もう少し審理手続の時間をとってほしかった。

- ・ 要求されるばかりで支援がなければ自治体のスキルは上がらず、法の趣旨はまっとうされない（要求も具体的でなく「気を付けてください」を繰り返すのみであった。）
- ・ 目新しい話が何もない（1コマ目）。
- ・ 手続については文献等で確認できるものであり、実務的な事例紹介などをもう少し充実してほしい。
- ・ 審査法の説明には周知であるとの前提で進められると理解できませんでした。
- ・ スクリーンの頁番号と教材の頁番号に違いがあり、連動性に欠ける部分があった。
- ・ もう少し具体例をたくさん聞きたかったので、少し物足りなかったです。基本的な説明からしていただいたのはわかりやすく良かったです。
- ・ 1部は図面がメインで何が重要な点かが不明確だった。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	95 (46)	105 (51)	5 (2)	1 (0)	206 (100)	2
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	96 (46)	105 (51)	5 (2)	1 (0)	207 (100)	1

- コメント**
- ・ 具体的に説明いただいたが、実務がまだ発生していないため、実務に即したイメージができなかった。
 - ・ 実務は行っているのでも、より細かなところが聞きたかった。（特に前半）
 - ・ 概要であるがゆえに、説明が分からず具体的な業務に落とし込んだ場合のイメージがわきにくかった。
 - ・ 例えば49頁【参考】の説明があったが、申立人から提出物件の閲覧請求に対し、物件提供者の守秘義務を理由に請求を拒むことは「正当な理由」に当たるのか。51頁【参考】で、守秘義務に抵触しない範囲での回答をした結果、処分庁の回答が不十分で審理不能になったり、処分庁に不利な意見書を作成せざるを得ない場合の対応など、実際に対応に苦慮する時点についての詰めた助言が全くされなかった。
 - ・ 制度運用1年目ということもあり、具体例も乏しいと思われるが、今後具体的な事例等を積極的に示してほしい。

- 3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）**
- ・ 具体的な事例を踏まえてご説明いただきわかりやすかったです。さらに多くの事例をご紹介いただければ助かります。
 - ・ 各団体の事例をふまえて、QAやマニュアルの充実等により、情報の提供を図っていただきたい。
 - ・ 他の自治体の運用状況等についての内容が知ることのできる事例集があれば助かります。特に却下が可能な事案を具体的にすると運用しやすいです。
 - ・ 地各団体による、手続の中で、参考となる事例等をフィードバックして下さい。
 - ・ 少人数もしくは、小規模自治体（一部事務組合等）での制度の運用例等が共有できれば、今後の有事の際に参考とさせていただきます。
 - ・ 本日の研修会、各自治体からの参考例、運用例の説明が多くありとても参考になりました。

- ・ わかりやすい説明でしたが、当組合においては、事案がないため、理解を深めきれない。イメージできないことがある意味で残念です。
- ・ 行政不服審査制度所管課のマニュアルを作ってほしいです。
- ・ 運用事例があれば、情報提供して頂きたいと思います。また、本日の研修や他会場の研修で上がった質疑に対する回答についてもメール等で提供頂ければ助かります。
- ・ 具体的な事例を挙げて、説明してほしい（生活保護の例など）。参加者名簿がほしい（今後の情報交換のため）。
- ・ 事案の蓄積が一定程度できたら、裁判所等の要望などを聞いてみたいです。
- ・ そろそろ各団体の具体的な悩みどころも蓄積されてきたところかと思しますので、質疑応答集を出していただけると幸いです。
- ・ 他自治体の事例など一つのテーマを掘り下げてほしい
- ・ 判断に迷うような事案（却下にできるのか、又は諮問にかけべきものなのか）を出していただきたい。
- ・ 請求の趣旨や内容が不明確な請求に対する措置等の事例紹介などを希望します。また、本日は主に手続に関するお話でしたが、例えば「処分の打ち直しが不能なケースを不適合として、却下すべきか、それとも審理を開始したうえで、棄却すべきか」など、審査庁として判断に迷うケースを集めたうえで、紹介して頂ける場があると幸甚です。
- ・ 運用の細かい事例などを今日のように教えてほしい。
- ・ 事例を基に、グレーな部分をたくさん挙げてほしい。
- ・ 各自自治体等からの質疑応答をフィードバックして頂きたいと思います。
- ・ 具体事例情報の文書等があればほしい。
- ・ 具体的な事例の説明がほしい。
- ・ 事例が乏しいので、他市さんの事例などの実務担当者の悩み掲示板、QA などを見られるような機会があると助かるように思い希望しています。
- ・ 新行政不服審査制度になって、審査請求と訴訟に差がなくなって、証拠書類の提出などが厳密になったり、審理に時間を要するようになった。行審法改正は行政訴訟類似制度の摂理と捉えて良いのでしょうか？（簡易迅速性は相当程度失われた気がしています）
- ・ 旧法と比べて、手続が多く、時間がかかりすぎる。
- ・ 法律の中身の大きな話になりますが、自治体レベルで審査庁担当職員と審理員を明確に区分することは難しいです。審査庁として、裁決案を作成し、審査会で審議いただいた上で裁決といった流れがありがたいです。
- ・ 事例はないが、仮に申請があった場合に、審査庁を本県本庁が該当する。組織のスリム化で、業務に従事する者が管理職1名、監督職1名、平が1名しかいない。このため、審理員になる者が別の課の人間となる。すると、建設業法にかかわることは全く分からないため、なぜ処分をしたのかが判断できない。このため、結局は平がレクチャーすることとなり、審理補助人を兼ねることにもなる。また、レクチャーが審理人の判断に影響を与えてしまうのではないか。
- ・ 質疑応答の時間がもう少しあるとありがたいです。
- ・ 地方公務員法（特に非常勤職員の取り扱い）について。
- ・ 当方は、教育委員会事務局職員ですが、教育委員会など、審理員や審査会の適用除外となっている場合の運用が分かりにくいです。（解説もあまりありません）。（読み替え規定で読むにしても、審理員的な者を置いても良いとあるなど）
- ・ 現在、実際に処分（道路法第58条1項に基づく費用負担命令）に対する審査請求

を審査請求人（代理人弁護士）から受けており、間もなく意見書を作成する段階に
来ています。今後、不明な点等がある場合は、ご指導の程よろしくお願いいたしま
す。

- ・ 情報公開法、個人情報保護法を取扱っている関係で、勉強のために参加させていた
だきました。大変参考になりました。
- ・ 取るに足らないようなもの（半分苦情も入っているようなもの）はどう処理すれば
よいのか。
- ・ 私は国の出先機関に所属していますが、行審法に係る知識が出先機関の職員は必要
なのに不足していると感じます。本省は処分が少なく、本省が認識していないた
め、地方まで下りてきていないと感じました。
- ・ 審理員は審理員の職務のみを行っているわけではないので、通常業務が繁忙になる
とどうしても審理手続が遅くなってしまいます。行政不服審査法による救済措置の特徴
の一つである迅速な審理手続が求められていることについては、対応できないよう
に考える。
- ・ 法改正後の審査請求の実績はないが、各課で処分庁＝審査庁となっている中で、実
際、請求が生じた場合、どのように対応できるか（するか）、対応が詰められてい
ないので、何を準備しておくか、大変参考になった。
- ・ 当方において、まだ事案がなく、なじみがありませんでしたが、基礎的などころか
ら事例を含めた運用方法まで、わかりやすく説明して頂き、とても理解が深まりま
した。今後の参考にさせていただきたいと思います。
- ・ 日ごろ、直接的に不服審査制度にかかわることはないですが、今後かかわっている
業務の中で間接的に必要になってくる部分をもっと知りたいと思いました。（前半
部分「概要」のより充実した内容を知りたい）
- ・ 運用の例を示していただいたのは有効でした。つきましては、年に1度、新しい運
用が生じたものをまとめて研修会等で紹介して頂けたら幸甚です。
- ・ 税分野など多く同様の事例が出ている案件を紹介する場があれば良いと思います。
- ・ 各段階での書類のひな型の提供（書式自由の状況のため）。
- ・ 法運用マニュアルのより充実化。事例集など、件数が少なくノウハウの蓄積の難し
い小規模団体へのサポートもお願いしたい。
- ・ 鑑定・検証ができる人を国において確保し、制度への協力を求める仕組みを作っ
てほしい。（自治体での確保は困難）
- ・ 法律に基づく事務について、何が審査対象たる処分に当たるのかの有権解釈をきち
んとして、自治体にしめしていただくよう、総務省から各法律所管庁に指導を徹底
されたい。
- ・ 一部事務組合など専門部門（法規、情報公開等々の部署）を持たない公共団体のフ
ォローを行っていただきたい。
- ・ 安全確保について。処分庁の業務を担当しています。課として、警察OBを雇用し立
入や指導に立ち合っていただくことで、安全確保の効果を上げています。
- ・ 審理員の安全確保は喫緊の課題と考えられる。早急な対応をお願いしたい。
- ・ 国民に対してのPR活動に力を入れてほしい。
- ・ 今回のような研修を定期的実施する（1年おき、数年おき）
- ・ 審査請求の案件が非常に少ないため、このような研修会は定期的開催して頂きた
い。
- ・ 実際の審査請求の事例を用いた研修をもっと小規模で実施してほしい。（都道府県あ
るいは府内のエリア（泉州エリアなど））。

- ・ できるだけ、ケーススタディを増やす形で研修を行っていただければと思います。
- ・ 基本的なことから実務レベルまで、グループワーク形式で模擬審査請求手続をする等もぜひお願いしたい。
- ・ 研修について、意見書・裁決書の書き方（事実の認定の仕方）について研修を実施していただければ幸いです。
- ・ 審理員意見書・裁決書の書き方について、研修してほしい。
- ・ 処分庁として留意しておくべきことについての研修会ができればお願いしたい。（審査請求を受ける前、及び請求を受け審理が行われている最中において）
- ・ 処分庁が弁明書の作成に苦慮することが多いので、弁明書作成に関する研修が行われると助かります。
- ・ 処分庁が弁明書の書き方等、自らがかわる手続について全く理解しておらず、事件ごとに一から説明しなければならないことが多い。処分庁向けの研修も実施してほしい。
- ・ この研修会の実施時期について、自治体の職員の異動時期に当たる4月から春、夏ぐらゐの間にこの研修会をやっていただけたら、新たに行政不服審査業務に携わる者にとって、有意なものになると思います。
- ・ 4月以降の早い時期に、新任者を対象に同内容の研修を実施してください。参加者が多すぎます。開催会場数を増やして実施してください。
- ・ 研修については、ケーススタディがあればありがたいです。
- ・ 事例紹介、意見交換を研修にもっと取り入れて頂きたいです。
- ・ グループディスカッションなど各市町村が抱えている問題を共有できる場を設けていただければと思います。研修の時は本日みたいに具体的なものがあるとありがたいです。
- ・ 上級庁がなく、処分庁が審査庁となり、かつ審理員審理を行わない場合（委員会等の処分や情報公開制度に基づくもの）の手続や事例に関して研修を行っていただければと思います。
- ・ 建築審査会に特化した行服法の審理について県内の特定行政庁を対象とした研修会をお願いしたい。
- ・ 審査会の進め方についても研修をしてほしい。
- ・ 会議の進め方のひな型があれば示してほしい。
- ・ 行政手続法も研修をお願いします。

9. 岡山会場（回答数 126）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	6 (5)	119 (95)	125 (100)	1

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	38 (30)	83 (66)	5 (4)	0 (0)	126 (100)	0
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	40 (32)	74 (60)	10 (8)	0 (0)	124 (100)	2
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	36 (29)	82 (66)	6 (5)	0 (0)	124 (100)	2

コメント

- ・ 口頭で説明している内容も重要なことであるため、教材へ記載して頂きたい。全ての用語をメモできる時間がなかった。審査庁の内容についても詳しく話してほしかった。
- ・ 例示してほしい。小さな団体であれば審査件数が極小数であるか、又はまだないところが多いのではないか。審査の一連の流れの事例について、流れに沿ったやりとりや書類の内容等、1冊の本に（冊子）してあると良い。（会議録形式のテキスト等）
- ・ 前半については既に知り得ていること以上の情報が得られなかった。後半は良かったと考えるが、時間に制約があり触れられない箇所も多かった。
- ・ 前半の説明がよくわからなかった。もう少し落ち着いて資料を読んでもらい説明してほしい。また、後半のような具体的な説明が望ましい。
- ・ もう少し詳しいところ、後半に行った審理手続の解説の時間を長くっていただきたいかった。前半部分はあまり必要がないのではないか。
- ・ これまで事案がないため難しい
- ・ 前半部分について、理解しにくかった。
- ・ 2部目をもっと重点的にしてほしい
- ・ 具体例が多くあるとわかり易い（難しいと思うが）。
- ・ 1部の講義内容であれば1時間も必要ではなかったと思う
- ・ 昨年出た者としては、この一年の運用を踏まえた課題等について重点的に話がなされるのが望ましい。
- ・ 会場準備が遅い。参加者名簿もない。
- ・ 自治体間の情報共有のため、出席者名簿をいただきたいと考えます。

2. 理解度について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 行政不服審査法の概要について	40 (32)	74 (60)	8 (6)	2 (2)	124 (100)	2
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	46 (37)	78 (62)	1 (1)	1 (1)	126 (100)	0

コメント

- ・ 今まで行政不服審査業務に一度も関わったことがなく、何の知識もなかったため、話の導入部分に入っていくのが難しかった。

- ・ 基本的に伝えたいことやポイントのみに重点をおいて話してほしかった。
- ・ もう少し長めに研修してください。
- ・ 進行がやや早く感じました（自己の事前勉強不足もある）。
- ・ 少しわかりにくかったです。
- ・ 具体的に携わったことがないため、ピンとこない。
- ・ 事前勉強の不足で全体的に難解でした。

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）

- ・ 事例に基づいた説明がよかった。
- ・ 法改正より日が短いので、全国的な具体的な事例の共有がもっと出てくれば参考になる。
- ・ 実務経験がないため、イメージがあまりわからない。
- ・ 各研修会での QA 等をまとめて公表してほしい。
- ・ 手続、運用状況の事例をたくさん公開してほしい。
- ・ 審査庁、審理員をどうするかを内規で決めている事例がほしい
- ・ 現在の地方公共団体に示されている行政不服審査制度の体系が国のモデルを中心としたものであるため、地方公共団体の組織に合致していない。多くの地方公共団体の意見を用いても異なる体系であると研修でも少し話があったので、これまでの意見を整理したモデルを示してほしい。
- ・ 審理手続についての説明の中では、私見や他団体の事例について具体的に例示されていたところは良かった。参考となった。テキストの内容を読むだけなら、テキスト配布のみで良いと思うがどうか。
- ・ 各自治体から総務省に対して様々な質問が寄せられているのではないかと思います。それらをまとめた質疑応答秀をご提供いただければ業務の参考になると思います。
- ・ 審理員を除外した場合の審理手続について事例がほしい。
- ・ 本日の研修は2部だけでよかったのでは。今後も開催していただき、事例等を盛り込んだ内容になっていくことを望みます。
- ・ 地方のため、まだまだ事例も少なく、対応についても確立されているとはいいいがたい状況です。
- ・ 小さな自治体でこの制度を運用するのは正直大変である。県等のバックアップがほしい（審査会など）。県民局の活用。
- ・ 救済制度を利用する前の事前手続である行政手続、行政処分を日ごろから適正に行うべきであり、仮に行政不服審査、行政事件訴訟制度を利用された場合、相互関係が分かる説明があればより良かったと思料する。最近、中央省庁では事務の効率化、合理化によって判断、処分等は最上行政庁である本省で行うことが多くなっている。そのため、審査請求先と処分庁が同一になり、内部の職員が審理員になって裁決の公平性透明性が図られるのが難しいが、このような知識・見識を持ったものを育成していくことが必要と思う。
- ・ 口頭意見陳述について、講義の中で「議論を促すことも必要」とのお話でしたが、当方の上級庁からは「請求人に意見を十分述べさせる場であって、議論の場ではない」と指示されており、当方の審査制度における重要度はあまり高くないものです。開催することは重要ですが、審理には影響を与えない（新事実がない限り）。
- ・ 今回の研修で制度の概要が理解できたが、手続が非常に複雑であると思えた（熟練

と経験が必要である)。広域連合のような各市町職員の割合所帯での対応は困難であり、審査請求があった場合は、県の専門部署での制度への対応が望ましい。

- ・ 労災保険の給付に関する処分に係る審査請求（労災保険法に基づく）を担当しており、行政不服審査とは多少異なる部分がありますが、大変参考になりました。
- ・ 後半の説明は的を射ており参考になった。
- ・ 大変参考になりました。
- ・ 日頃の業務において、処分庁としての自覚をもって取り組んでいきたい。
- ・ 今後より適正な処分執行に努めていきたいと思えます。
- ・ 小規模な団体のため、行政処分にかかわっていない所属がないため、審理員の指名ができない。
- ・ 行政不服審査会の事務局をしておりますので、審査会の手続、運営の円滑な方法や各自治体の進め方などを教示いただくと参考になります。今日は細かい説明で大変参考になりました。ありがとうございました。また、実際に問合せが多い事例をQ&Aの形でHP掲載していただくと参考になるかと思えます。
- ・ このまま行政コストをかけて審査手続を行うと、法律に書いてあること以外は何もできなくなってしまう。行政指導を行うことで改善に導いていけると思うが、その代替案がなかなか見つかりません。
- ・ 上級行政庁がない小さな組合であり、過去に申請を受理したことがなく、経験をした職員もいません。今後、審査請求の可能性があるとしますので、積極的に研修会等があれば参加したいと思えます。
- ・ 次回もこのような説明会があれば出席させていただきたい。
- ・ 市町においては、未だ審査庁事務・審理員事務に係るノウハウの蓄積がない状況ですので、次年度も引き続きこのような研修会を開催して頂けると非常にありがたいです。
- ・ 今後、審査の実例を紹介するようなセミナーを開催して頂ければと思えます。
- ・ 各県庁所在地で開催してほしい。
- ・ 引き続きこういった研修を開催してほしい。
- ・ 審理員研修会の実施。
- ・ 小さな自治体であり、本制度の運用について不安が多い。小さな自治体でも対応可能な制度への再考や他県のように、都道府県において審査庁、審理員を引受ける仕組みを構築して頂きたい。審理員の部分だけの研修でなく、事務方の受付部分から全ての流れについても研修して頂きたい。

10. 福岡会場（回答数 166）

審理員経験	有り	無し	回答数	無回答
回答数	9 (6)	152 (94)	161 (100)	5

1. プログラム及び教材について	1	2	3	4	回答数	無回答
① 教材は実務的でわかり易かった	65 (39)	97 (58)	4 (2)	0 (0)	166 (100)	0
② プログラムの構成は、審理員制度の円滑な運用を図る上で適切であった	51 (31)	107 (65)	7 (4)	0 (0)	165 (100)	1
③ 研修会は、全体的に満足できるものであった	51 (31)	104 (63)	11 (7)	0 (0)	166 (100)	0

コメント

- ・ 一コマ目について。新旧の制度説明等については、27年度末での研修会においても行われていたもので、教材についても新たな内容はほとんどなく、法施行後約1年のこの時期になぜ行うか疑問を感じた。既に施行されている現行制度に特化してその運用過程の時間を設けてほしかった。
- ・ 基本的内容であり、新しい気付きや知識の習得に繋がらなかった。これまでの実際に生じた問題や判断に伴った事項・失敗例などは豊富に紹介して頂ければ参考になったと思います。
- ・ 2部もう少し時間に余裕があればよかった。
- ・ 昨年の研修と重複する点が多かった。
- ・ 不作為の説明が必要。具体事例を説明に入れてほしい。（1コマ目）
- ・ 難しい内容であるので、時間が短いと思う。
- ・ 当職は弁護士会、税理士会、公認会計士協会などで不服申立制度の研修講師をしており、研修では例えば、「してもらっては困ること」などかなり具体的な周知活動を行っていることと比較すると、新制度の円滑な運用を図るうえであまり実務的ではないと考える。
- ・ 教材に運用例があるのが良かった。今後は集積に努め運用例の量を増やしほしい。
- ・ 新旧の違いを中心に説明してほしかった。基礎的な部分の説明が短かった。
- ・ 審理員の行為・発言要領は審理員を集めるか事務局にさらに詳しい内容を示したらよい。
- ・ 行政不服審査法について、時間が足りなかった。

2. 理解度について	1	2	3	4	無回答	合計
① 行政不服審査法の概要について	88 (53)	76 (46)	2 (1)	0 (0)	166 (100)	0
② 行政不服審査法における審理手続について（運用実態を踏まえた留意点など）	51 (31)	100 (62)	9 (6)	2 (1)	162 (100)	4

コメント

- ・ 内容のわりに時間が短く、ポイントをおさえるのが困難でした
- ・ 実際の事案がないため、実感がないことから、小規模自治体向けに実際の事案に沿って説明して頂ければわかりやすかった。できればお願いしたい。
- ・ ①運用についてももう少し事例を挙げて紹介してほしい。また、後半駆け足で急がれたため、時間の配分を適正にお願いしたい。②内容が①概要と被っている部分が多くあった。
- ・ 今まで行政不服審査制度を用いる業務をしたことが無いので、イメージがつかみにくかった。
- ・ 当局は上級庁が存在するので、審理員の指名はないものに思いました。
- ・ 審理員の閲覧、マスキングの是非。
- ・ 参加人は審理員が利害関係があると思った人を選ぶのですか？例で話された業者の話し合い議事録を公開してほしいとこの話し合いに参加できなかった人が求めているわけで、その話し合いに参加した数社は、この不服申立について耳に入ることがなければ参加人にもなりえないと思ったのですが・・・この業者に「不服が出ているから来てください」というのですか？

3. その他（日頃、行政不服審査制度を運用されている中でご意見・ご要望があれば具体的に記載してください。）

- ・ 条文の逐条解説を HP に掲示して頂きたい。
- ・ 審査庁限りで不適法却下できる場合や手続上のテクニカルな問題について Q&A など共有頂けるとありがたいです。（運用事例集的なもの）
- ・ このような研修について、できれば審査庁向け等に分けて具体的な事例等も踏まえながら学べれば幸いです。また、各自治体からの Q&A 等があれば大変役立つと考える。
- ・ 他団体の運用の状況を伺い、運用を学べる機会になりました。
- ・ 審理員の審理手続については、よく理解できたが、行政不服審査会の運用について未だ事例が無いので標準のアウトラインでも提示いただければよかったです。
- ・ 具体事例があれば、参考事例をあげながら説明されるような研修を検討してもらいたい
- ・ 勤務的に接する機会がないため、大変勉強になった。
- ・ これまで何を対象としたものか具体的に全く分かっていなかったが、今回の研修会で少しは理解できた。もっと地方での研修会を実施してほしい。
- ・ 審理員経験もなく、実査事案もないので、理解はしつつも、実際事案が発生したときに対応がスムーズにいくか不安である。経験するしかないのではと思うが、事案も出てきても 1～2 件だと思われる。
- ・ 審査庁が合議制の機関である場合等（審理員が指名できない場合）における受付、審理、裁決などの手続運用についての一般的なマニュアルがあると助かります。
- ・ 処分庁が必要とされている審査請求手続に協力しない場合に裁決の効力が無効とされる場合もあるという指導が興味深い。また、処分庁の説明責任については首肯する。
- ・ 審理員を処分庁と同じ行政庁の人間が務めるのは無理があると感じる。
- ・ 中規模の自治体においては審理員による審理手続がかなりの負担となっている。国からの人的・物的支援、制度の見直しについて検討してほしい。

- ・ 毎年、実施してもらいたい。事例の紹介をしてほしかった。
- ・ まったくの初心者ですが、非常にわかりやすく理解を深めることができました。
- ・ 「地方自治小六法」には、法が掲載されていません。ぜひ政令まで載せていただくと助かります。
- ・ 経験が浅く、具体的な業務はまだだが、今回の講義を役立てたいと思う。
- ・ 今まで不服申立があったことはないが、体制は設定していなければならないところだが、実際に審査請求がないとむずかしい。概要と上記のことが分かったことが本日の成果となった。
- ・ 国税の不服申立制度は、他官庁の不服申立制度とは異なる部分があるので、実務において問題となる部分も異なるが、原処分庁、審査請求人が新制度を利用して無用な主張立証に終始することもありうるため、その対策等について集積して各省庁に開示してほしい。
- ・ 個別法に定めのある裁決の期限（例えば生活保護）を考えると、標準審理期間を当該期限内に設置することは極めて困難。
- ・ 逐条解説には、裁決書本体及び答申書本体を公表することは適当でないとするにもかかわらず、データベースの構成として、裁決書、答申書を掲載可としていることが疑問です。適当でないなら、データベースに発表欄を設けるべきではないのでしょうか。
- ・ 研修資料（案レベルでもよい）を参加確認時に事前に一部いただければ参加するかどうか決める際の参考になります。
- ・ 定期的に研修会を開催してほしい。短時間の研修ではなく、十分な時間を確保して行っていただきたい。
- ・ 行政不服審査会（第三者機関）についての説明会も作ってほしい。
- ・ 参加して、大変有意義でした。